

小松島市地域防災計画

[資料編]

令和5年2月

小松島市防災会議

目次

1	災害記録に関する資料	1
1	1 南海道大地震被害分布図（昭和 21. 12. 21）	3
2	2 関東以西の洋上の巨大地震の系統	5
3	3 主な大地震一覧表	6
2	2 気象等に関する資料	9
1	1 気象庁震度階級関連解説表	11
2	2 地震情報に用いる海域図	13
3	3 主な台風の経路図	14
4	4 月別の台風主要経路傾向図	15
5	5 予警報細分区域境界図	16
6	6 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図	17
7	7 津波警報伝達系統図（F ネット）	18
8	8 高潮、波浪警報伝達系統図（F ネット）	19
9	9 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図（F ネット）	20
10	10 各防災機関雨量観測所一覧表	21
11	11 徳島県に影響を及ぼし被害のあった台風一覧	22
3	3 災害危険地域等に関する資料	27
1	1 地すべり防止区域指定箇所一覧表	29
2	2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表	30
3	3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	31
4	4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準	35
5	5 土石流危険溪流一覧表	36
6	6 土石流対策雨量基準	38
7	7 山地に起因する災害危険箇所一覧表	39
8	8 水防危険箇所一覧表	40
9	9 重要な水門・樋門等	43
10	10 排水機場	47
11	11 海岸保全区域一覧表	49
12	12 震度 5 弱以上の地震時に緊急点検を行うため池一覧表	50
13	13 市内の特殊建築物一覧	51
14	14 土砂災害（特別）警戒区域一覧表	53
15	15 保安林配備状況（その他の潮害防備保安林）	58
4	4 危険物等に関する資料	59
1	1 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表	61

2	高圧ガス大量保有事業所一覧表	62
3	火薬類製造所等一覧表	64
4	放射性同位元素保有事業所一覧表	65
5	毒物・劇薬取扱施設数	66
5	防災資機材等に関する資料	67
1	備蓄庫等における保管資材の状況	69
2	水防倉庫施設及び備蓄資材の状況	70
3	林野火災用消火資機材等保有状況	71
4	化学消火薬剤保有数	72
5	油防除資機材等保有量	73
6	災害救助物資に関する資料	79
1	市の備蓄食料	81
7	災害救助に関する資料	83
1	災害救助法の適用基準	85
2	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	86
8	医療・防疫に関する資料	91
1	病院及び病床数	93
2	特定施設に係る医療機関一覧表	94
3	救急病院等一覧表	95
4	市内の医療機関一覧表	96
5	救急自動車（患者輸送車）保有状況	98
9	交通に関する資料	99
1	主要交通途絶予想箇所一覧表	101
2	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）	101
3	市有自動車数	102
4	緊急輸送道路	103
10	災害対策用ヘリコプター降着適地に関する資料	105
1	災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表	107
11	小松島市無線通信等に関する資料	109
1	防災行政無線	111
2	防災行政無線全図	114
3	消防通信	115
4	水道課無線局	117
5	非常災害時の無線通信網	118

6	アマチュア無線連絡協議会会員名簿.....	119
7	徳島地区非常通信協議会構成員名簿.....	120
1 2	小松島市防災関係機関に関する資料.....	121
1	消防ポンプ配置状況.....	123
2	消防機械一覧表.....	123
3	消防水利一覧表.....	125
4	消防団 団本部及び分団.....	126
1 3	避難に関する資料.....	127
1	避難場所施設一覧表.....	129
2	災害別避難方法.....	137
3	避難勧告等の発令の判断マニュアル.....	138
4	徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約.....	148
1 4	防災会議に関する資料.....	155
1	小松島市防災会議条例.....	157
2	小松島市防災会議委員名簿.....	159
3	小松島市防災会議運営規程.....	160
1 5	防災関係条例・規則に関する資料.....	161
1	小松島市災害対策本部条例.....	163
2	小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	164
3	小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	167
4	小松島市市税賦課徴収条例(抜粋).....	170
5	小松島市国民健康保険税条例(抜粋).....	172
6	小松島市社会福祉憲章条例施行規則(抜粋).....	173
1 6	公的機関等との協定に関する資料.....	175
1	公的機関等との協定等一覧表.....	177
1 7	事業者との災害協定に関する資料.....	179
1	事業者等との協定等一覧.....	181
1 8	避難建築物の使用協力協定に関する資料.....	187
1	指定避難所.....	189
2	津波緊急一時避難場所(指定緊急避難場所).....	191
3	福祉避難所.....	194
1 9	電話番号に関する資料.....	195
1	防災関係機関連絡一覧表.....	197

2	市役所電話番号.....	227
2 0	徳島県排出油等災害に関する資料.....	233
1	徳島県排出油等防除協議会会則.....	235
2	徳島県排出油等防除協議会 運営要領.....	238
3	徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則.....	240
4	徳島県排出油等防除協議会 小松島地区排出油等防除計画.....	241
2 1	各種様式.....	247
1	緊急通行車両関連.....	249
2	自衛隊の災害派遣要請関連.....	251
3	災害状況報告関連.....	253
2 2	災害警戒区域等における避難促進施設、要配慮者施設.....	259
1	災害警戒区域等における避難促進施設、要配慮者施設.....	261
2 3	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの 全体回線構成図及び全体回線系統図.....	267
1	全体回線構成図.....	269
2	全体回線系統図.....	270
2 4	水防工法.....	271
1	水防作業の心得.....	273
2	水防工法の分類.....	273
3	水防工法一覧表.....	274
2 5	地区防災計画.....	277
1	小松島市内の団体が作成済みの地区防災計画.....	279

1 災害記録に関する資料

2 関東以西の洋上の巨大地震の系統

関 東 沖	経 過	東 海 沖	経 過	南 海 沖
				684. 11. 29 (天武 13) M81/4 約 203 年
				887. 8. 26 (仁和 3) M8~8.5 約 212 年
		1096. 12. 17 (永長 1) M8~8.5 約 402 年	約 2 年	1099. 2. 22 (康和 1) M8~8.3 約 262 年
		1498. 9. 20 (明応 7) M8.2~8.4 約 107 年		1361. 8. 3 (正平 16) M81/4~8.5 約 244 年
1604. 2. 3 (慶長 9) M7.9 約 98 年	同日	1604. 2. 3 (慶長 9) M7.9 約 102 年	同日	1604. 2. 3 (慶長 9) M7.9 約 102 年
1703. 12. 31 (元禄 16) M7.9~8.2 約 152 年	約 4 年	1707. 10. 28 (宝永 4) M8.4 約 147 年	同日	1707. 10. 28 (宝永 4) M8.4 約 147 年
1855. 11. 11 (安政 2) M6.9 約 68 年	約 11 月	1854. 12. 23 (安政 1) M8.4 約 90 年	32 時間	1854. 12. 24 (安政 1) M8.4 約 92 年
1923. 9. 1 (大正 12) M7.9	約 21 年	1944. 12. 7 (昭和 19) M7.9	約 2 年	1946. 12. 21 (昭和 21) M8.0

3 主な大地震一覧表

年月日	和歴	規模M	地域	被害・摘要
684. 11. 29	天武 13		土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷者多く、津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8~8. 5	五畿，七道	京都で民家・官舎の倒壊、圧死多数、津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8~8. 5	畿内，東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家 400 余流出、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8~8. 3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟 20 余町が隆起
1360. 11. 22	正平 15	7. 5~8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平 16	8~8. 5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津・阿波・土佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8. 2~ 8. 4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4 万 1 千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正 13	7. 8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年月日	和歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1605. 2. 3	慶長 9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震、津波が犬吠先から九州太平洋岸まで来襲阿波宍喰で死者 1,500 余等
1707. 10. 28	宝永 4	8.4	五畿・七道	宝永地震、死者 2 万、潰家 6 万、流出家 2 万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政 1	7.0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土佐の沿岸、死者 2~3 千人、潰・焼失約 3 万軒
1854. 12. 24	安政 1	8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸・串本で約 1m 隆起、甲浦・加太で約 1m 沈下
1905. 6. 2	明治 38		安芸灘	芸予地震、死者 11、家屋全壊 64
1946. 12. 21	昭和 21	8.0	南海道沖	南海道地震、死者 1,330、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、焼失 2,598、室戸、伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和 30	6.4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和 35	8.5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者 142、家屋全壊 1,500 余 半壊 2,000 余(津波被害)

年月日	和歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1995. 1. 17	平成 7	7.2	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大地震、死者不明者 6,310、負傷者 43,177、全壊 100,302、半壊 108,741、一部損壊 227,373、一部地域で震度 7 (消防庁 1995. 12. 27 現在)
2011. 3. 11	平成 23	9.0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震 (気象庁名称) 東日本大震災 (閣議統一名称) 死者 15,883 不明者 2,652 負傷者 6,149 全壊 126,583 半壊 272,315 一部損壊 742,867 最大震度 7 (警察庁 2013.10.10 現在)
2013. 4. 13	平成 25	6.3	淡路島付近	負傷者 34 全壊 6、半壊 66、一部損壊 8,000 以上 最大震度 6 弱 (淡路市) 鳴門市で震度 5 弱 (内閣府 2015.5.14 現在)
2015. 2. 6	平成 27	5.0	徳島県南部	牟岐町で震度 5 強、海陽町で震度 5 弱

(注) 徳島県に被害のあったと思われる地震。

(注) 理科年表等による。(2015 年以降は、適宜追加)

2 気象等に関する資料

1 気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

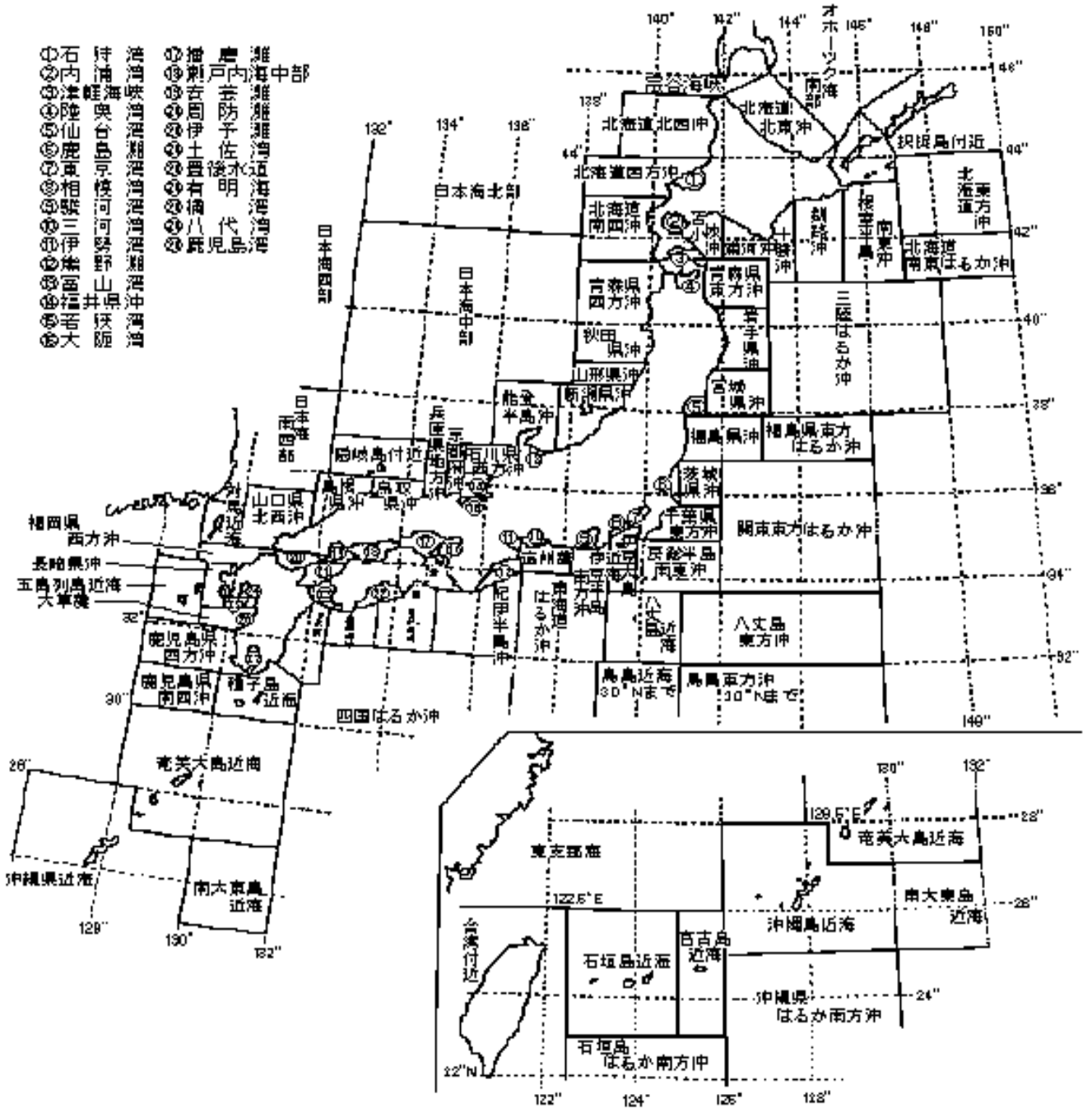
※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

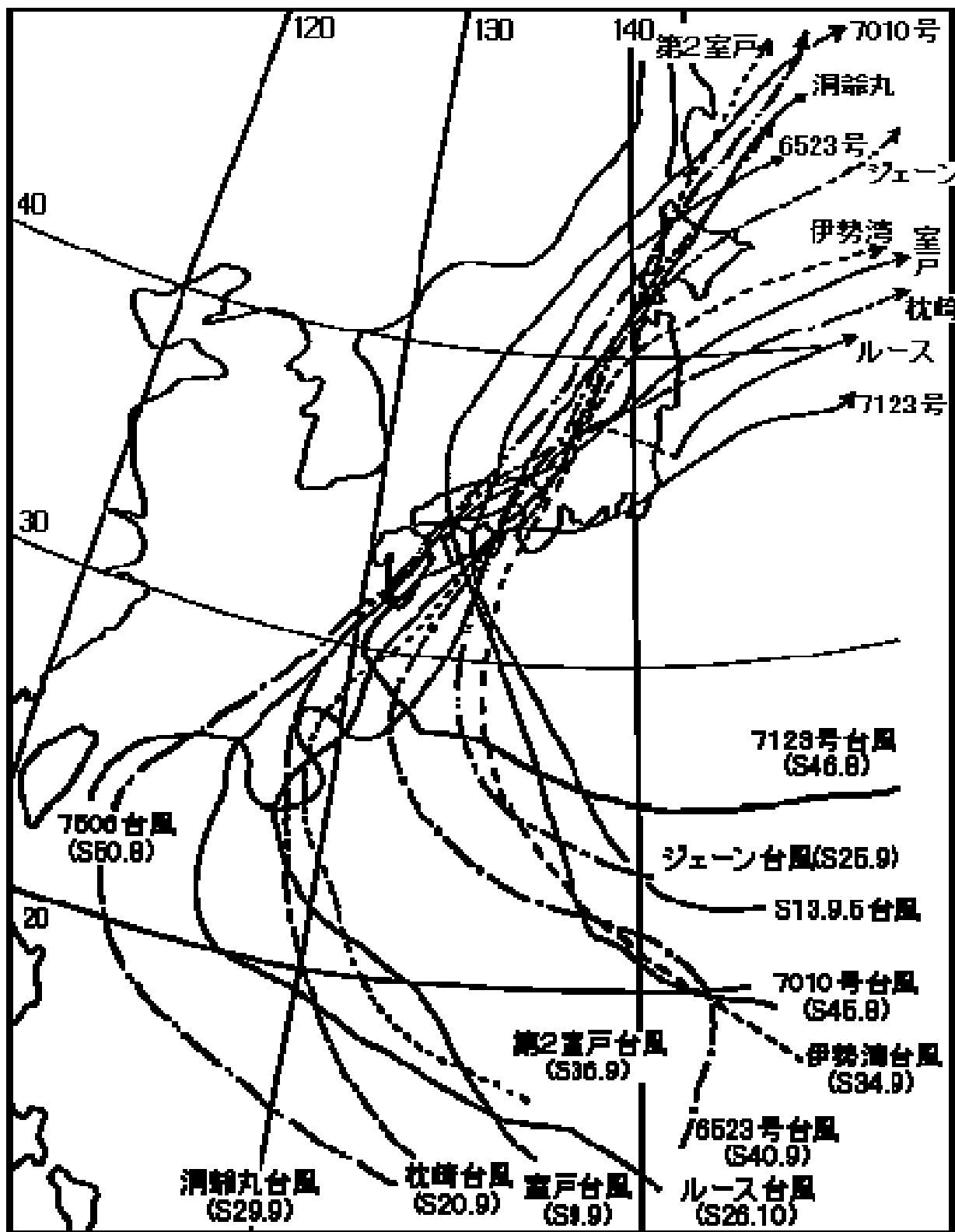
長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

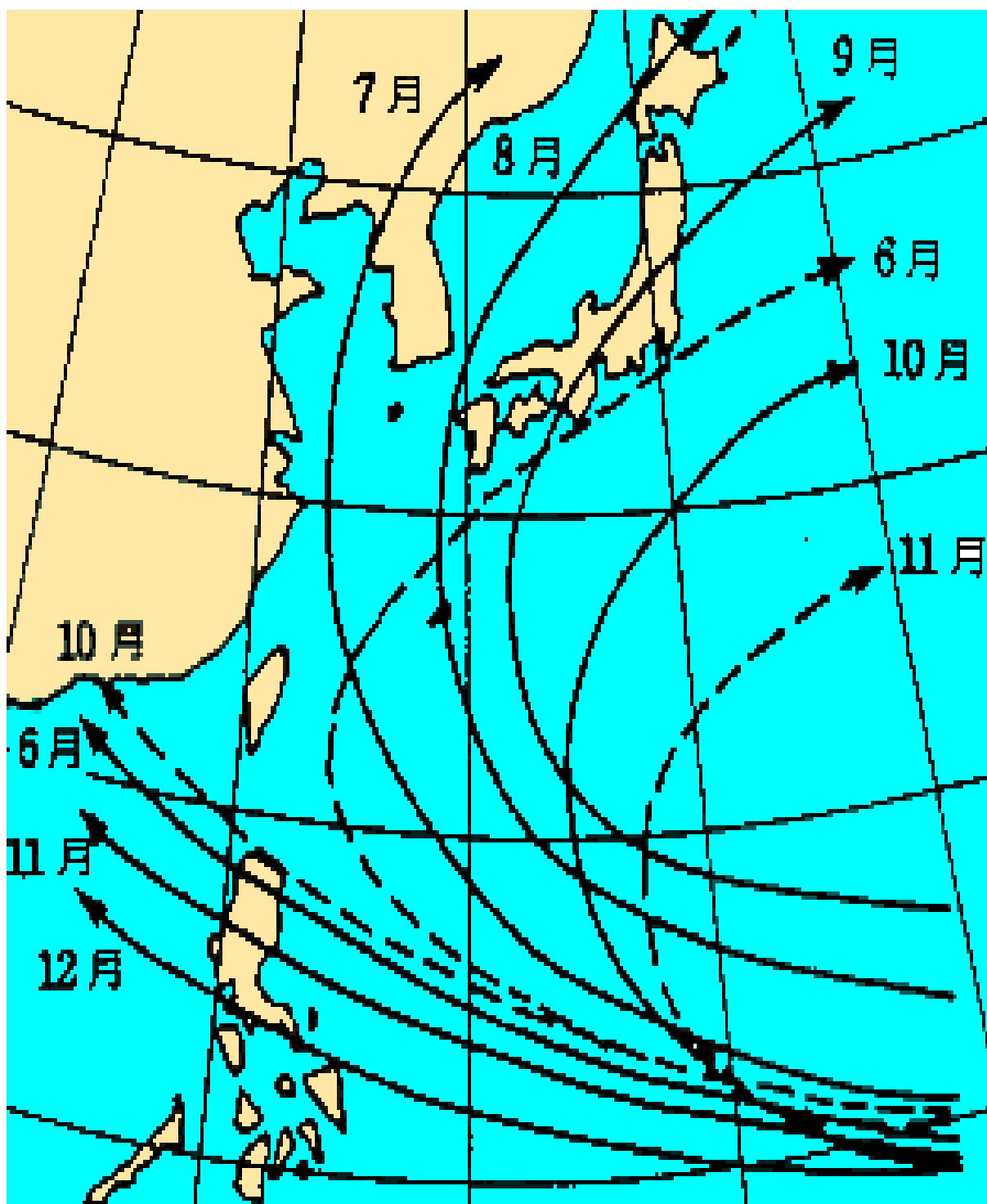
2 地震情報に用いる海域図



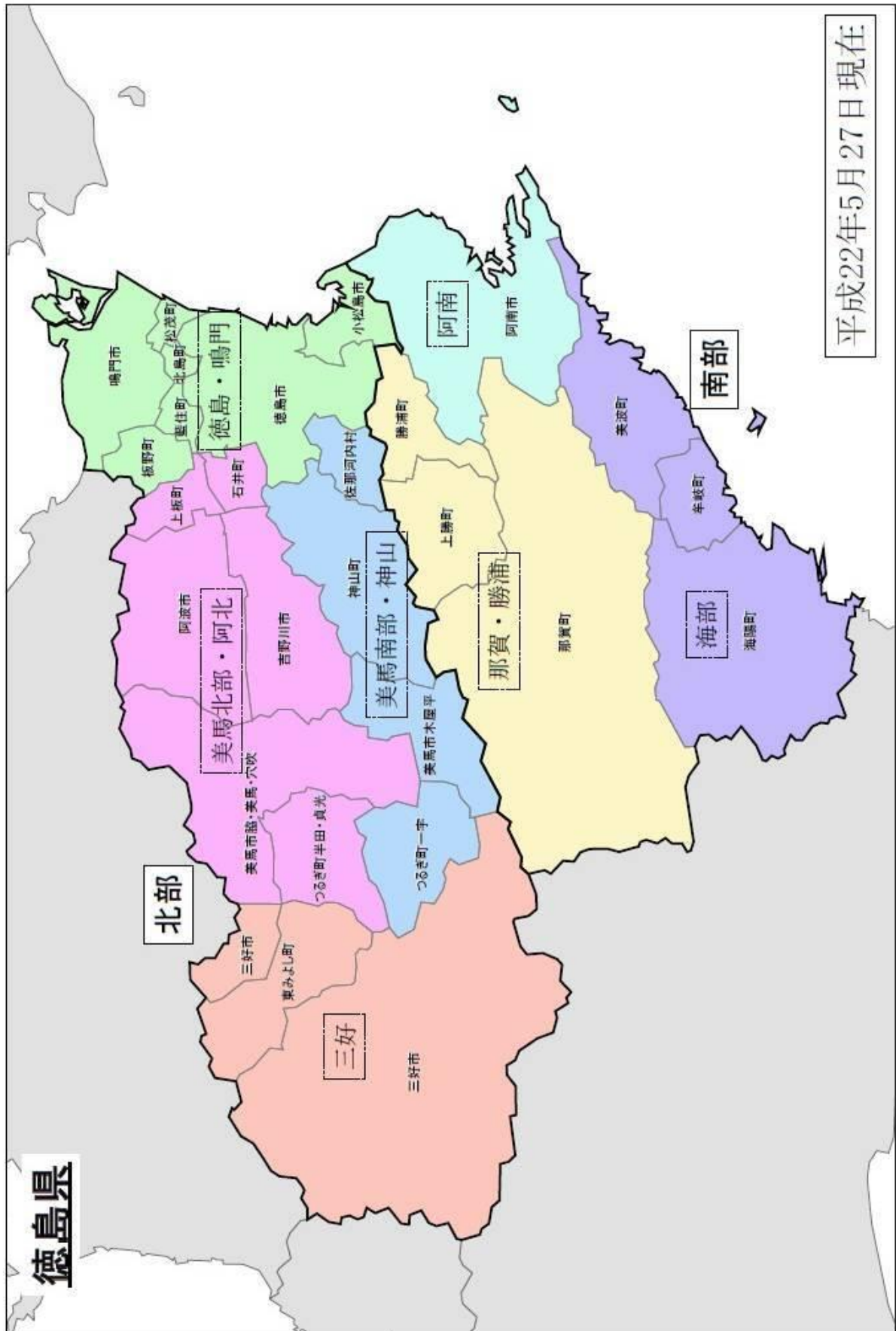
3 主な台風の経路図



4 月別の台風主要経路傾向図

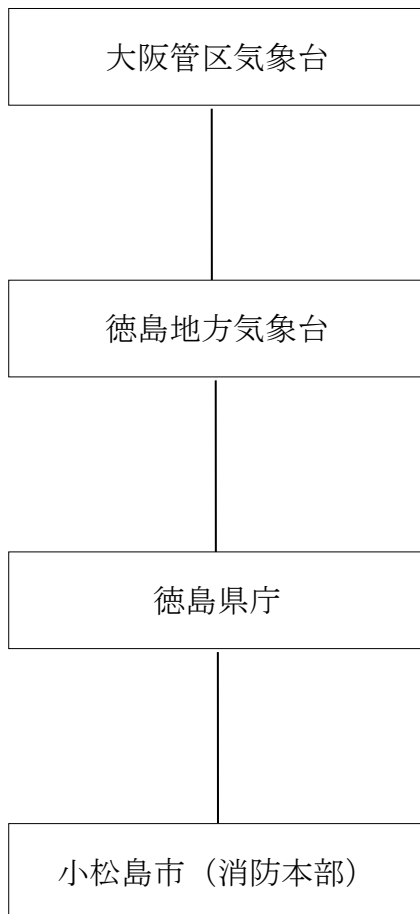


5 予警報細分区域境界図



6 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図

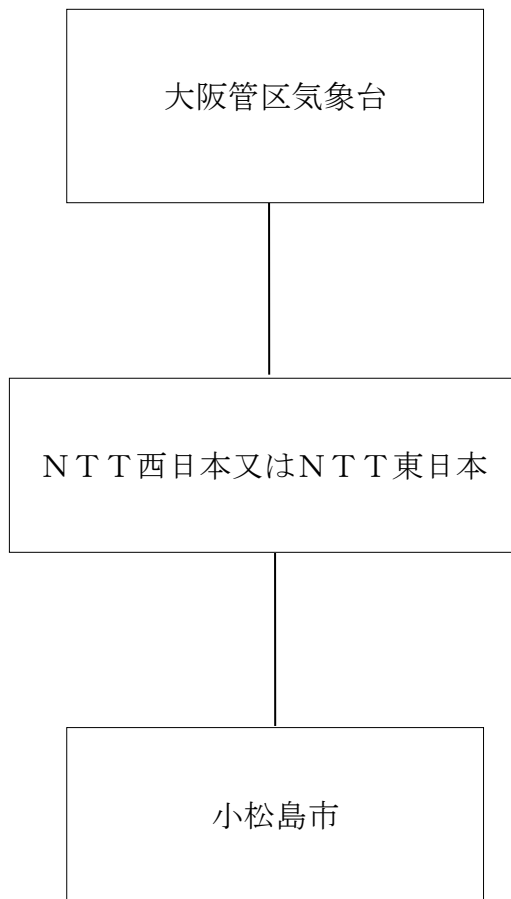
(徳島県総合通信ネットワークシステム)



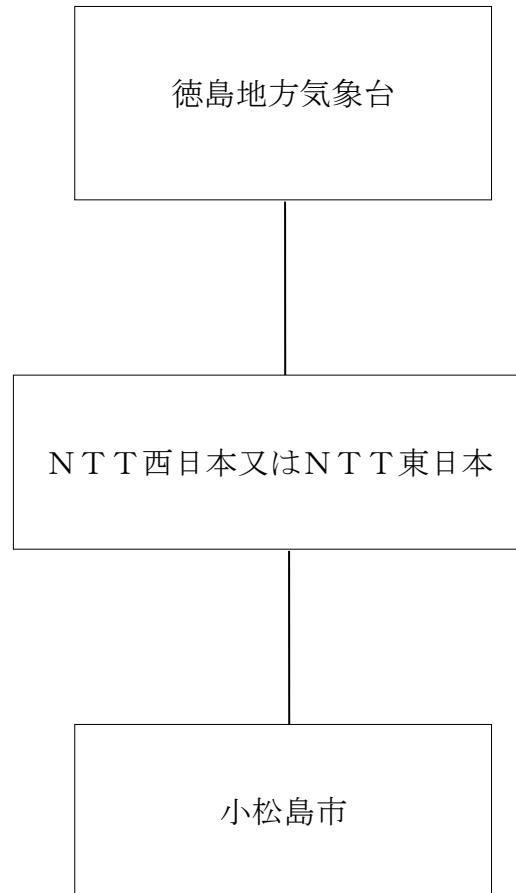
※ファクシミリ、メール、音声を組み合わせて自動送信される情報

徳島県の注意報、警報、津波注意報、津波警報、震度速報、地震情報、
指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

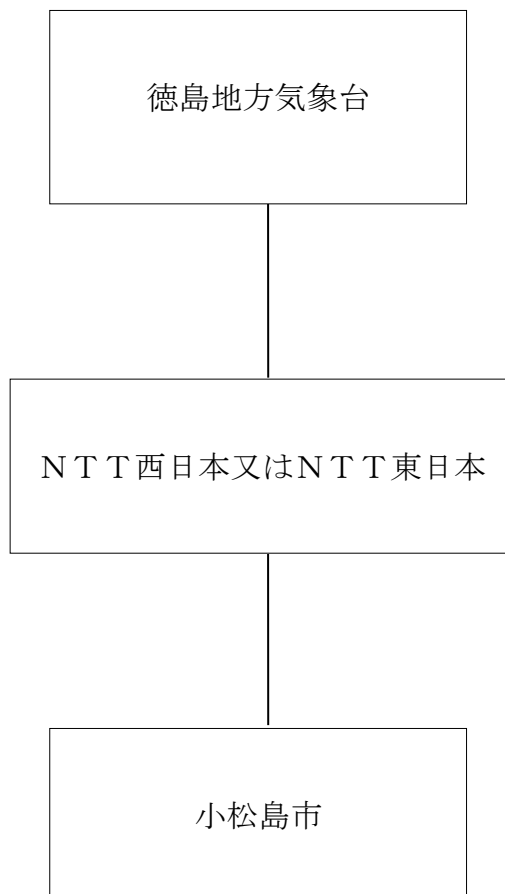
7 津波警報伝達系統図 (F ネット)



8 高潮、波浪警報伝達系統図 (F ネット)



9 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図 (F ネット)



10 各防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ取得箇所
徳島県 県土整備部	立江	小松島市立江町字清水 189-1	0.5mm転倒ます型 隔測自記雨量計、 テレメーター	東部県土 整備局 (徳島)	河川整備課
徳島県 県土整備部	浜田	小松島市中田町新開 4-1	I o T雨量計	徳島県県土 整備部	砂防・気候 防災課
徳島県 県土整備部	中須	小松島市田野町字中須 45	I o T雨量計	徳島県県土 整備部	砂防・気候 防災課
小松島市	小松島市 消防本部	小松島市横須町 1-1	転倒ます型 パルス方式	小松島市 消防本部	小松島市 消防本部

小松島市地域防災計画〔資料編〕 2 気象等に関する資料

通番	被害程度	主 因	死者数	負傷者数	行方不明者数	家屋全壊	家屋半壊	床上浸水	床下浸水	道路損壊	山崖崩れ	罹災世帯数	潮位（小松島）
1	甚大	雨風	37	345	2	2,775	2,514	7,870	15,772	353			
2	大	雨風	3	9	0	114	50	319	4,721	52			
3	甚大	雨風	44	18	3	1,166	1,417	1,536	1,324	32			
4	大	雨風	5	0	3	43	22	1,114	4,521	161			
5	甚大	雨風	22	91	1	365	1,434	4,601	16,833	536	45		
6	大	雨風	2	4	2	12	76	523	3,869	170	19		
7	大	雨風	10	27	0	169	545	421	3,316	78	32		
8	大	雨風	0	6	1	22	60	1,924	8,932	203	101		
9	大	雨風	9	8	1	131	263	2,059	6,886	152			最高T.P上146cm 最大偏差68cm
10	甚大	雨風	3	116	0	249	370	121	1,838	58	22	636	最高T.P上143cm 最大偏差57cm
11	小	雨風	0	0	0	0	0	0	5	3			
12	小	雨風	1	0	0	5	0	1	21	8	15		
13	中	雨風	0	0	0	3	3	132	924	9	23		
14	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	5	2		
15	小	雨	0	0	0	1	2	0	0	2	13		
16	小	雨	0	0	0	0	0	0	1	3	1		
17	小	雨風	0	0	0	0	0	3	81	1	7		
18	小	雨風高潮	0	0	0	2	3	2	108	7	28		
19	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	3	5		
20	中	波浪	1	1	0	0	0	57	221	15	10		
21	小	雨	0	0	0	0	0	21	62	0	20		
22	小	雨風	0	1	0	1	0	1	30	4	4		
23	中	雨風高潮	4	24	1	25	31	438	1,882	77	53		最高T.P上94cm 最大偏差53cm
24	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
25	小	雨風	1	1	0	0	2	0	0	3	8		
26	小	雨風	0	0	1	0	0	0	119	7	0		
27	小	雨風高潮	0	3	0	7	17	33	879	51	0		
28	甚大	高潮雨風	11	34	0	275	1,104	29,181	28,125	298	90	34,882	最高T.P上243cm 最大偏差191cm
29	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30	小	雨 波浪	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
31	小	雨風	1	0	0	0	0	10	65	7	13	10	
32	中	雨風	0	0	0	2	2	64	239	19	18	68	
33	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	7	7		
34	中	雨風	5	14	0	30	76	15	1,251	41	43	124	
35	甚大	風雨高潮	5	61	0	263	572	173	7,024	36	59	1,030	最高T.P上124cm 最大偏差116cm
36	甚大	雨風	6	12	0	9	14	3,365	22,948	72	141	3,394	
37	小	雨	0	0	0	0	1	0	41	0	0		
38	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
39	小	雨	2	0	0	0	0	0	32	7	7		
40	小	雨	0	1	0	2	0	44	1,591	21	48		
41	小	雨	0	2	0	1	1	5	357	1	27	5	
42	中	雨	1	1	0	1	0	448	3,611	7	38	450	
43	小	風	0	0	0	1	0	0	0	0	1		
44	小	雨	0	0	0	0	0	0	25	0	4		
45	中	雨風	0	6	0	1	1	105	1,126	3	34	333	
46	中	雨風	6	6	2	19	45	406	4,767	26	190	475	
47	中	雨風	2	6	0	0	0	230	2,258	11	45	230	
48	中	雨風	0	0	0	0	0	290	2,002	9	58	290	
49	大	雨	0	1	0	7	19	704	6,289	129	132	939	
50	小	雨	0	0	0	0	0	0	86	1	3		
51	大	雨	0	1	0	12	12	708	5,679	369	129	736	
52	小	雨風	0	0	1	0	0	0	31	3	5		
53	大	雨風波	15	23	1	72	122	1,482	9,033	403	294	1,719	
54	甚大	雨	10	9	0	187	103	3,777	16,378	708	296	4,067	最高T.P上243cm 最大偏差191cm
55	大	雨風	2	9	0	7	15	991	11,968	98	96		
56	小	雨風	1	3	0	0	0	0	325	6	18		
57	小	雨風	1	1	0	0	0	6	1,072	0	36		
58	小	雨風波	0	0	3	0	0	0	0	0	5		
59	小	雨風波	2	1	0	1	4	1	12	245	24		
60	小	雨	0	1	0	0	5	32	162	0	37		
61	小	雨	1	6	0	17	30	41	55	20	22		
62	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	1	4		
63	小	雨風	0	1	0	0	0	0	0	1	1		
64	小	風雨波	0	1	0	2	3	31	76	6	34		
65	小	雨風	2	1	0	0	0	5	31	0	6		
66	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	8	14		
67	小	雨風	0	0	0	0	1	0	0	127	0		
68	中	雨風波	1	0	0	1	2	60	58	769	0		
69	小	雨風波	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
70	中	雨風波	3	11	0	0	0	121	687	0	0		

通番	年 月 日	台風名	最大風速		最大瞬間風速		総雨量 mm	日最大降水量 mm	最大1時間 降水量 mm	最低気圧 hpa	台風の経路
			風向	風速m/s	風向	風速m/s					
71	平成 2.11.29~30	9028	NW	15	NNW	19.7	132	117	24	991.8	四国の南海上から白浜の南に上陸
72	平成 3.9.13~14	9117	SSE	10.6	SSE	25.8	273	173	48	1002.1	長崎上陸山陰へ
73	平成 3.9.26~28	9119	SSE	21.2	SSE	39.7	406	292	54	989.2	佐世保市の南に上陸山陰へ
74	平成 4.8.3~4	9209	ESE	17	SSE	20.5	157	140	40	1005.1	豊後水道から長崎県へ
75	平成 4.8.7~8	9210	S	19.8	SSE	37.1	328	327	65	994.8	九州横断山陰通過
76	平成 4.8.17~19	9211	SE	14	SE	25.2	634	345	47	997.2	九州から山口県通過
77	平成 5.7.24~25	9304	SSE	9.7	N	18.2	97	74	31	991.5	日和佐上陸備前市通過
78	平成 5.7.26~28	9305	SSE	13.2	SSE	23	801	379	55	1006.5	九州東岸を北上山口県再上陸
79	平成 5.7.29~30	9306	SSE	14	SSE	23	165	159	46	1002.9	九州西海上を北上長崎市付近上陸玄界灘通過 日本海西部北上
80	平成 5.8.8~10	9307	SSE	18.8	SSE	34.9	595	365	77	995.2	長崎県から福岡市通過
81	平成 5.9.2~4	9313	SSE	24.1	SSE	46.8	250	144	60	984.2	薩摩半島から福山市鳥取市通過
82	平成 5.9.7~9	9314	WNW	7	WNW	12.6	135	76	15	1002.2	室戸岬の南を通り和歌山県南部上陸 その後伊勢湾方面
83	平成 6.7.23~27	9407	ESE	14	SE	18.3	402	283	54	999.8	高知県南西部上陸関門海峡通過
84	平成 6.8.10~14	9414	SSE	11	SSE	19.7	424	195	30	1006.7	九州南西海上を西北西進中国東北区
85	平成 6.9.27~30	9426	WNW	11.9	WNW	23.4	435	338	30	983.3	和歌山県南部上陸福井県方面へ
86	平成 7.9.22~24	9514	SSE	16	SSE	29.8	334	208	66	1002.3	阿久根上陸下松付近再上陸
87	平成 8.7.18~21	9606	SSE	11	SSE	20.9	219	196	43	1001.5	薩摩半島上陸延岡市の西で衰弱
88	平成 8.8.13~15	9612	S	19.4	SSE	40.7	472	262	49	985.8	熊本市上陸後中国地方縦断
89	平成 9.6.19~20	9707	NW	11	N	18.3	173	98	18	993.5	潮岬通過後豊橋市上陸
90	平成 9.6.27~28	9708	S	15.1	S	33	287	287	32	981.6	長崎県西彼杵半島上陸姫路市再上陸
91	平成 9.7.25~28	9709	NE	12.4	NE	23.2	330	251	35	974.9	阿南市上陸後島根県東部へ
92	平成 9.9.14~17	9719	ENE	23	SSE	34.2	563	463	76	996.5	枕崎市上陸倉敷市再上陸
93	平成 10.9.18~22	9806	N	13.6	N	29.6	582	238	92	984.3	田辺市上陸後紀伊半島縦断
94	平成 10.10.16~18	9810	SSE	22.3	SSE	45.6	379	352	63	978.9	枕崎市上陸岡山県再上陸
95	平成 11.9.14~15	9916	SSE	10.6	SSE	22.5	399	323	48	994.2	都井岬上陸宇和島市付近に再上陸徳島県西部から 明石市方面へ
96	平成 11.9.23~24	9918	S	17	S	32.7	268	252	55	996.8	天草諸島から熊本県北部上陸宇部市付近再上陸 日本海を北東進
97	平成 12.7.27~8.3	6	SSE	11.9	SE	24.6	386	129	24	-	四国沖から千葉方面へ
98	平成 13.8.20~22	111	NNE	14.4	SE	29.5	404	372	40	978.6	四国の南海上から北上し、▼和歌山県串本付近に 上陸、▼関東地方を経て東北地方へ
99	平成 14.7.9~11	206	SSE	8.5	SE	15.8	178	208	32	998.8	四国の南海上から北東進し、紀伊半島の南海上 を北東進
100	平成 15.5.30~31	304	ESE	19	SE	28.7	351	327	58	988.8	統計開始以来最も早い四国上陸、九州南海上から 豊後水道を北上
101	平成 16.10.19~20	423	SE	16.9	SSE	36.1	349	277	42	969.4	高知県土佐清水付近に上陸した後、阿南市付近 を通過し、大分県豊後市付近に再上陸した
102	平成 17.9.4~7	514	SSE	22.4	SSE	41.8	268	252	55	996.8	天草諸島から熊本県北部上陸宇部市付近再上陸 日本海を北東進
103	平成 18.8.19~8.19	610	SE	11.9	SE	23.5	85	47	27	997	日本の南海上を西又は西北西にゆっくり進み、 九州を横断した
104	平成 19.7.12~15	704	SE	15.9	SE	29.2	627	531	-	978.6	沖縄本島の西海上を通過し、九州南海上から 四国沖を通過
105	平成 21.8.9~10	909	E	12.1	E	16.3	780.5	461	-	1003.7	紀伊半島の南海上から東海地方、関東地方の南 を通過し、日本の東海上へ進んだ
106	平成 23.7.18~21	1106	ESE	21	E	30.6	813.5	641.5	-	977.4	日本の南海上を北進し、徳島県南部に上陸後、 和歌山県沖から南進
107	平成 23.9.1~4	1112	E	24.3	E	33.7	909.5	532.5	-	985.2	高知県東部上陸後、四国・中国地方を縦断し、 日本海側へ
108	平成 23.9.19~21	1115	WNW	14.5	NW	27	598.5	429.5	-	988	和歌山県沖を通過し、静岡県上陸後、関東地方 を縦断し、東北沖へ
109	平成 26.8.1~6	1412	SSE	7.6	SSE	12.2	705	490	-	1006.4	東シナ海を北上後、黄海へ
110	平成 26.8.8~10	1411	SSE	21.2	SSE	33.2	815	366.5	-	973.1	日本の南海上を北上後、高知県安芸市付近に上陸 後、四国を北北東に進み兵庫県姫路市付近に上陸
111	平成 27.7.16~17	1511	SSE	18.1	SSE	32	512.5	425	-	984.3	高知県室戸市付近に上陸後、四国を北上し、 岡山県倉敷市付近に再上陸、中国地方を北上し 日本海へ
112	平成28.9.17~20	1616	NNW	13.3	NNW	24.3	387	250.5	-	993.4	鹿児島県の大隅半島付近に上陸後、四国の南岸 を東進し、和歌山県田辺市付近に再上陸
113	平成29.10.20~23	1721	WNW	10.5	NW	20.0	486.5	317	-	986.4	超大型の状態静岡県掛川市付近に上陸後、 関東を縦断
114	平成30.6.28~7.8	1807	SSE	14.9	SSE	24.4	1365.5	326	-	999.7	九州西海上を北上し、日本海を北東進 梅雨前線の活動が活発となり、西日本各地で 記録的大雨(平成30年7月豪雨)

小松島市地域防災計画 [資料編] 2 気象等に関する資料

通番	被害程度	主 因	死者数	負傷者数	行方不明者数	家屋全壊	家屋半壊	床上浸水	床下浸水	道路損壊	山崖崩れ	罹災世帯数	潮位(小松島)
71	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	8	2		
72	小	風波雨	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
73	小	風波雨	0	2	0	1	98	2	38	8	18		
74	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
75	小	雨風	0	0	0	0	3	0	1	2	5		
76	小	雨風波	7	0	0	0	0	0	36	5	19		
77	小	風波	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
78	小	雨風波	3	0	0	1	13	25	44	13	14		
79	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	6	5		
80	中	雨風波	1	2	0	1	5	181	577	2	18		
81	小	雨風	0	0	0	1	31	1	29	0	3		
82	小	波	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
83	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	42	2		
84	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
85	小	雨風波	1	0	0	0	1	1	17	207	6		
86	小	風雨波	0	0	0	0	0	0	0	39	0		
87	小	風雨波	0	0	0	0	0	0	1	18	3		
88	小	風雨波	1	2	0	0	1	0	6	81	6		
89	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
90	小	雨風	0	0	0	0	0	0	0	0	8		
91	小	風雨波	0	0	0	0	5	0	9	18	10		
92	小	風雨波	0	1	0	0	0	13	230	1	17		
93	中	雨風波	0	2	0	0	11	108	743	218	0		
94	小	雨風波	0	1	0	0	60	0	16	66	3		
95	小	雨	2	0	0	0	0	1	1	0	0		
96	小	雨	0	0	0	0	1	0	0	1	3		
97	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	53	0		
98	小	雨	1	0	0	0	1	0	0	149	0		
99	小	雨	0	0	0	0	0	2	60	20	0		
100	小	雨	1	1	0	0	0	0	8	0	0		
101	大	風雨波	3	1	0	5	234	1,589	4,575				
102	中	風雨波	1	4	0	0	0	32	127	206	0		
103	小	雨	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
104	小	-	1	0	0	0	0	0	-	-	-		
105	大	-	3	1	0	3	0	153	-	-	-		
106	小	-	0	2	0	0	0	3	-	-	-		
107	小		3	1	0	0	1	37					
108	中		0	2	0	1	0	155					
109			1	0	0		1	261					
110			0	1	0	6	159	299					
111			0	2	0		4	54					
112			0	1	0	0	0	1					
113			0	0	0	3	4	3					
114			0	0	0	0	0	0					

3 災害危険地域等に関する資料

1 地すべり防止区域一覧表

東部県土整備局

令和4年12月1日現在

防止区域名	所在地		面積	被害を受ける恐れのある公共施設等	
	町	字		人家戸数(戸)	公共施設等
櫛 淵	立江町	清水	207.50	159	谷医院、立江保育所、(旧)立江中学校、櫛淵小学校、(旧)櫛淵幼稚園、櫛淵公民館、大谷集会所
佐 山	櫛淵町	佐山	67.60	20	公会堂
合 計			275.10	179	

2 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

9箇所

平成24年3月31日現在

急傾斜地名	所在地	告示年月日	告示 番号	指定面積(ha)		家屋 (戸)
				水 平	斜 面	
天神山	立江町字清水	S49. 3. 26	172	1.19	1.44	35
高 田	立江町字中山	H8. 6. 25	395	1.80	1.95	12
元根井	中田町字根井、東山	S50. 4. 11	249	1.56	1.88	24
日ノ峰	中田町字東山	S51. 5. 25	415	0.57	0.70	22
元根井東	中田町字根井、東山	S52. 3. 4	151	0.83	0.99	10
根 井	中田町字根井、東山	S58. 3. 25	264	0.19	0.22	13
日ノ峰西	中田町字東山	S60. 2. 1	88	0.46	0.58	16
元根井東2	中田町字根井、東山	H5. 1. 19	28	0.79	0.85	11
中筋	中田町字西山	H21. 12. 3	719	0.19	0.21	5
合 計				7.58	8.82	148

3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 (I)

平成 24 年 3 月 1 日現在

箇所番号	箇所名	町	大字	人家戸数	公共的物数	斜面区分	警戒区域名称
1	日ノ峰	中田町	東山	22		自然斜面	
2	日ノ峰西	中田町	東山、蛭子の本	16		自然斜面	
3	西山	中田町	西山、池ノ内	9		自然斜面	西山(1)
4	山ノ神(1)	中田町	山ノ神	10		自然斜面	
5	脇谷(1)	中田町	脇谷	5	1	自然斜面	
6	脇谷(2)	中田町	脇谷	11		自然斜面	
7	元根井東	中田町	根井、東山	10		自然斜面	元根井東(1)
8	元根井東(2)	中田町	根井、東山	11		自然斜面	
9	元根井	中田町	根井、東山	24		自然斜面	
10	元根井	中田町	根井、東山	13		自然斜面	
11	前山	田浦町	前山	7		自然斜面	
12	西原(1)	田浦町	西原	6		自然斜面	
13	恩山寺西	田野町	恩山寺谷	6		自然斜面	
14	恩山寺谷(1)	田野町	恩山寺谷	5		自然斜面	
15	平田(2)	田野町	平田	9		自然斜面	
16	平田(1)	田野町	平田	5		自然斜面	
17	仮屋(1)	田野町	仮屋	5		自然斜面	
18	鳥居本	田野町	宮ノ下	6		自然斜面	
19	天王谷	田野町	鳥居本	5		自然斜面	
20	金山	田野町	勢合	7		自然斜面	勢合
21	赤石	田野町	金山	12		自然斜面	赤石(1)
22	金山(1)	立江町	赤石	8		自然斜面	赤石(2)
23	小田浦(1)	立江町	赤石	5		自然斜面	
24	高田(2)	立江町	高田	7		自然斜面	高田(1)
25	高田(3)	立江町	高田	7		自然斜面	高田(2)
26	炭屋ヶ谷(1)	立江町	炭屋ヶ谷	5		自然斜面	
27	高田	立江町	江ノ上	12		自然斜面	中山(2)
28	江ノ上	立江町	江ノ上	6		自然斜面	
29	天神山	立江町	清水、天神山	35		自然斜面	
30	清水(1)	立江町	清水	6		自然斜面	
31	鍋寺(1)	立江町	鍋寺	8	2	自然斜面	
32	東谷(1)	櫛漕町	東谷	7		自然斜面	
33	間町(1)	櫛漕町	間町	8		自然斜面	
34	小松(1)	櫛漕町	小松	7		自然斜面	
35	藤ヶ崎	櫛漕町	藤ヶ崎	10		自然斜面	
36	大谷(1)	櫛漕町	大谷	6		自然斜面	
37	湯谷(1)	櫛漕町	湯谷	6		自然斜面	
38	喰味谷(1)	櫛漕町	喰味谷	6		自然斜面	
39	喰味谷(2)	櫛漕町	喰味谷	9		自然斜面	
40	喰味谷(3)	櫛漕町	喰味谷	7		自然斜面	
41	太田	櫛漕町	太田	6		自然斜面	

箇所番号	箇所名	町	大字	人家戸数	公共の物数	斜面区分	警戒区域名称
42	中田(1)	櫛淵町	中田	8		自然斜面	
43	山口(1)	櫛淵町	山口	6		自然斜面	
44	萱原(1)	櫛淵町	萱原	5		自然斜面	
45	青木	立江町	青木	7		自然斜面	
46	広見	中田町	広見	12		人工斜面	西山(2)
47	溝ノ木(1)	田野町	溝ノ木	13		人工斜面	
				426			

(2) 急傾斜崩壊危険箇所 (II)

箇所番号	箇所名	町	大字	人家戸数	公共の物数	斜面区分	警戒区域名称
1	西山	中田町	西山	1		自然斜面	西山(1)
2	中筋	中田町	中筋	3		自然斜面	
3	東山(1)	中田町	東山	2		自然斜面	西山(3)
4	東山(2)	中田町	東山	1		自然斜面	東山
5	日ノ峰西	中田町	東山、蛭子ノ本	3		自然斜面	
6	山ノ神(2)	中田町	山ノ神	3		自然斜面	
7	脇谷(3)	中田町	脇谷	4		自然斜面	
8	西原(2)	田浦町	西原	3		自然斜面	
9	東内	田浦町	東内	2		自然斜面	
10	山路(1)	新居見町	山路	1		自然斜面	
11	東山下(1)	新居見町	東山下	2		自然斜面	
12	東山下(2)	新居見町	東山下	1		自然斜面	
13	東山下(3)	新居見町	東山下	1		自然斜面	
14	宮ノ前	芝生町	宮ノ前	3		自然斜面	
15	恩山寺谷(2)	田野町	恩山寺谷	3		自然斜面	
16	恩山寺谷(3)	田野町	恩山寺谷	3		自然斜面	
17	恩山寺谷(4)	田野町	恩山寺谷	1		自然斜面	
18	中須	田野町	中須	2		自然斜面	
19	仮屋(2)	田野町	仮屋	3		自然斜面	
20	仮屋(3)	田野町	仮屋	1		自然斜面	
21	宮ノ下	田野町	宮ノ下	2		自然斜面	
22	奥角(1)	田野町	奥角	3		自然斜面	
23	奥角(2)	田野町	奥角	2		自然斜面	
24	溝ノ木(2)	田野町	溝ノ木	2		自然斜面	
25	溝ノ木(3)	田野町	溝ノ木	2		自然斜面	
26	溝ノ木(4)	田野町	溝ノ木	3		自然斜面	
27	溝ノ木(5)	田野町	溝ノ木	2		自然斜面	
28	溝ノ木(6)	田野町	溝ノ木	2		自然斜面	
29	溝ノ木(7)	田野町	溝ノ木	2		自然斜面	
30	炭屋ケ谷(2)	立江町	炭屋ケ谷	3		自然斜面	
31	中山(1)	立江町	中山	1		自然斜面	
32	清水(2)	立江町	清水	1		自然斜面	
33	鍋寺(2)	立江町	鍋寺	2		自然斜面	
34	大吉	立江町	大吉	2		自然斜面	
35	小松(1)	櫛淵町	小松	1		自然斜面	
36	小松(2)	櫛淵町	小松	4		自然斜面	
37	小松(3)	櫛淵町	小松	3		自然斜面	

箇所番号	箇所名	町	大字	人家戸数	公共の物数	斜面区分	警戒区域名称
38	小松(4)	櫛淵町	小松	1		自然斜面	
39	小松(5)	櫛淵町	小松	3		自然斜面	
40	東谷(2)	櫛淵町	東谷	3		自然斜面	
41	東谷(3)	櫛淵町	東谷	2		自然斜面	
42	東谷(4)	櫛淵町	東谷	2		自然斜面	
43	東谷(5)	櫛淵町	東谷	1		自然斜面	
44	久ヶ谷	櫛淵町	久ヶ谷	2		自然斜面	
45	油免(1)	櫛淵町	油面	1		自然斜面	
46	油免(2)	櫛淵町	油面	2		自然斜面	
47	間町(1)	櫛淵町	間町	2		自然斜面	
48	間町(2)	櫛淵町	間町	2		自然斜面	
49	間町(3)	櫛淵町	間町	3		自然斜面	
50	間町(4)	櫛淵町	間町	1		自然斜面	
51	大谷(2)	櫛淵町	大谷	1		自然斜面	
52	大谷(3)	櫛淵町	大谷	2		自然斜面	
53	数延(1)	櫛淵町	数延	1		自然斜面	
54	数延(2)	櫛淵町	数延	3		自然斜面	
55	湯谷(2)	櫛淵町	湯谷	2		自然斜面	
56	湯谷(3)	櫛淵町	湯谷	2		自然斜面	
57	湊(1)	櫛淵町	湊	3		自然斜面	
58	湊(2)	櫛淵町	湊	2		自然斜面	
59	諏訪	櫛淵町	諏訪	2		自然斜面	
60	宮ノ内(1)	櫛淵町	宮ノ内	2		自然斜面	
61	宮ノ内(2)	櫛淵町	宮ノ内	2		自然斜面	
62	宮ノ内(3)	櫛淵町	宮ノ内	1		自然斜面	
63	宮ノ内(4)	櫛淵町	宮ノ内	1		自然斜面	
64	宮ノ内(5)	櫛淵町	宮ノ内	2		自然斜面	
65	宮ノ内(6)	櫛淵町	宮ノ内	2		自然斜面	
66	宮ノ内(7)	櫛淵町	宮ノ内	2		自然斜面	
67	太田(1)	櫛淵町	太田	3		自然斜面	
68	太田(2)	櫛淵町	太田	1		自然斜面	
69	中田(2)	櫛淵町	中田	1		自然斜面	
70	萱原(2)	櫛淵町	萱原	1		自然斜面	
71	萱原(3)	櫛淵町	萱原	2		自然斜面	
72	萱原(4)	櫛淵町	萱原	2		自然斜面	
73	萱原(5)	櫛淵町	萱原	2		自然斜面	
74	萱原(6)	櫛淵町	萱原	4		自然斜面	
75	萱原(7)	櫛淵町	萱原	2		自然斜面	
76	山口(2)	櫛淵町	山口	4		自然斜面	
77	山口(3)	櫛淵町	山口	4		自然斜面	
78	木原(1)	櫛淵町	木原	1		自然斜面	
79	木原(2)	櫛淵町	木原	2		自然斜面	
80	佐山(1)	櫛淵町	佐山	2		自然斜面	
81	佐山(2)	櫛淵町	佐山	2		自然斜面	
82	佐山(3)	櫛淵町	佐山	2		自然斜面	
83	佐山(4)	櫛淵町	佐山	4		自然斜面	
84	南山(1)	立江町	南山	2		自然斜面	

箇所番号	箇所名	町	大字	人家戸数	公共の物数	斜面区分	警戒区域名称
85	南山(2)	立江町	南山	2		自然斜面	
				178			

(3) 急傾斜崩壊危険箇所 (Ⅲ)

箇所番号	箇所名	町名	大字	小字	人家戸数	公共の物数	斜面区分	警戒区域名称
1	山路	新居見町		山路			自然斜面	
2	東山下	新居見町		東山下			自然斜面	
3	蓮花寺	新居見町		蓮花寺			自然斜面	
4	恩山寺谷(1)	田野町		恩山寺谷			自然斜面	
5	恩山寺谷(2)	田野町		恩山寺谷			自然斜面	
6	恩山寺谷(3)	田野町		恩山寺谷			自然斜面	
7	連山	田野町		連山、高田			自然斜面	
8	高田(2)	田野町		高田			自然斜面	
9	小田浦	立江町		小田浦			自然斜面	
10	大田浦	立江町		大田浦			自然斜面	
11	炭屋ヶ谷	立江町		炭屋ヶ谷			自然斜面	
12	中山(4)	立江町		中山			自然斜面	中山(3)
13	萱原(1)	櫛渕町		萱原			自然斜面	
14	萱原(2)	櫛渕町		萱原			自然斜面	

定義

- 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ) 傾斜角度 30 度以上、かつ、高さ 5m 以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家 5 戸以上 (5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館ほか社会福祉施設等のある場所を含む) ある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) 傾斜角度 30 度以上、かつ、高さ 5m 以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家 1 戸～4 戸の人家がある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅲ) 傾斜角度 30 度以上、かつ、高さ 5 以上の急傾斜地で、被害想定区域内に現在は人家はないが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる箇所
- 自然斜面 (自然がけ) 自然力によって形成された斜面
ただし、過去に人口の手を加えたものであっても、その後自然の力により変形等が加わり自然斜面と見分けがつかないものを含む。
- 人工斜面 (人工がけ) 切土、盛土、構造物の設置等人工の手が加わっている斜面
ただし、急傾斜地崩壊防止工事、砂防工事、治山工事等を実施したものは自然斜面とみなす。

4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が 100 mm以上であった 場合	前日までの連続雨量が 40～100 mmであった 場合	前日までの降雨がない 場合
第一警戒態勢	当日の雨量が 50 mmを 越えたとき	当日の雨量が 80 mmを 越えたとき	当日の雨量が 100 mmを 越えたとき
第二警戒態勢	当日の日雨量が 50 mm を越え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始 めたとき	当日の日雨量が 80 mm を越え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始 めたとき	当日の日雨量が 100 mm を越え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始 めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

5 土石流危険溪流一覽表

(1) 土石流危険溪流 (I)

平成 24 年 3 月 1 日現在

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流概要		保全対象	
				町	字	溪流長 (k m)	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	公共施設等
1	勝浦川	勝浦川	井口谷	田浦町	前山	0.17	0.06	8	市道
2	神田瀬川	神田瀬川	神子ノ内谷	田浦町	神子ノ内	0.17	0.13	12	市道
3	神田瀬川	神田瀬川	猿額西谷	新居見町	柳内	0.14	0.04	10	市道
4	神田瀬川	神田瀬川	春日谷	新居見町	山路	0.16	0.06	10	春日神社集会所・市道
5	神田瀬川	神田瀬川	片石谷	新居見町	山路	0.22	0.29	5	市道
6	神田瀬川	神田瀬川	西山谷	中田町	池ノ内	0.07	0.05	45	徳島友の家・市道
7	神田瀬川	神田瀬川	桂林寺谷	中田町	西山	0.26	0.14	8	桂林寺・市道
8	神田瀬川	神田瀬川	猿額東谷	中田町	山ノ神	0.07	0.02	20	長楽苑・市道
9	神田瀬川	神田瀬川	山中田谷	中田町	山ノ神	0.15	0.05	12	徳島韓国会館・市道
10	神田瀬川	神田瀬川	東山中田谷	中田町	東山	0.19	0.08	16	
11	神田瀬川	神田瀬川	山ノ神谷	中田町	山ノ神	0.19	0.05	39	市営球場管理室・市道
12	神田瀬川	神田瀬川	元根井谷	中田町	東山	0.09	0.06	52	
13	神田瀬川	神田瀬川	根井谷	中田町	根井	0.10	0.02	39	市道
14	立江川	田野川	勢合谷	田野町	勢合	0.05	0.01	14	県道田野勢合線・市道
15	立江川	立江川	宮ノ内谷	櫛渚町	宮ノ内	0.08	0.13	5	市道
16	立江川	立江川	湯谷川	櫛渚町	湯谷	0.36	0.12	5	市道
17	立江川	立江川	大谷川	櫛渚町	湯谷	0.05	0.03	6	市道
18	立江川	立江川	大谷東谷	櫛渚町	大谷	0.23	0.20	5	市道
19	立江川	立江川	五ツ山谷	櫛渚町	大谷奥	0.15	0.04	6	天理教五ツ山分協会・市道
20	立江川	立江川	東谷川	櫛渚町	大谷奥	0.13	0.03	7	市道
21	立江川	立江川	鍋寺谷	立江町	鍋寺	0.12	0.03	1	(旧)立江中学校・市道
22	立江川	立江川	清水谷	立江町	清水	0.28	0.15	11	県道阿南小松島線
23	立江川	立江川	萱原東谷	櫛渚町	萱原	0.08	0.09	5	県道阿南勝浦線・市道
								341	

(2) 土石流危険溪流 (II)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流概要		保全対象	
				町	字	溪流長 (k m)	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	公共施設等
1	神田瀬川	神田瀬川	上王子谷	田浦町	前山	0.19	0.06	3	市道
2	神田瀬川	神田瀬川	東内谷	田浦町	東内	0.12	0.06	2	
3	神田瀬川	神田瀬川	脇谷	中田町	脇谷	0.17	0.05	3	
4	神田瀬川	芝生川	花谷	芝生町	花谷	0.14	0.17	1	市道
5	立江川	恩山寺谷川	恩山寺谷西谷	田野町	恩山寺谷	0.21	0.17	4	市道
6	立江川	恩山寺谷川	恩山寺谷北谷	田野町	恩山寺谷	0.21	0.07	4	市道
7	立江川	恩山寺谷川	恩山寺谷南谷	田野町	恩山寺谷	0.16	0.16	3	市道
8	立江川	恩山寺谷川	恩山寺南谷	田野町	恩山寺谷	0.09	0.04	1	
9	立江川	天王谷川	仮家谷	田野町	仮家	0.31	0.12	1	市道
10	立江川	天王谷川	天王谷川	田野町	鳥居本	0.46	1.14	1	市道
11	立江川	天王谷川	奥角谷	田野町	奥角	0.28	0.35	1	市道
12	立江川	立江川	二反田北谷	櫛渚町	宮ノ内	0.21	0.15	1	市道
13	立江川	立江川	植松谷	櫛渚町	植松	0.37	0.26	1	市道
14	立江川	立江川	小那智谷	櫛渚町	小那智	0.28	0.17	1	市道
15	立江川	立江川	中山西谷	立江町	中山	0.07	0.03	1	市道
16	立江川	立江川	中山中谷	立江町	中山	0.23	0.11	1	市道
17	立江川	立江川	中山東谷	立江町	中山	0.20	0.11	2	県道宮倉徳島線・市道
18	立江川	立江川	中山下谷	立江町	中山	0.16	0.03	1	県道宮倉徳島線・市道
19	立江川	立江川	お京谷	立江町	中山	0.10	0.02	4	県道宮倉徳島線・市道
20	立江川	立江川	木原谷	櫛渚町	木原	0.18	0.16	1	市道

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流概要		保全対象	
				町	字	溪流長 (k m)	流域面積 (k m ²)	人家戸数	公共施設等
21	立江川	立江川	木原東谷	櫛漕町	木原	0.07	0.02	1	市道
22	立江川	立江川	佐山谷	櫛漕町	佐山	0.27	0.11	2	
23	立江川	立江川	佐山東谷	櫛漕町	佐山	0.05	0.06	1	
24	立江川	立江川	野神谷	立江町	野神	0.13	0.05	3	市道
25	立江川	立江川	南山谷	立江町	南山	0.27	0.04	1	市道
26	立江川	立江川	青木谷	立江町	南山	0.13	0.07	2	市道
27	立江川	立江川	萱原西谷	櫛漕町	萱原	0.28	0.42	2	
								49	

(3) 土石流危険溪流に準ずる溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流概要		保全対象	
				町	字	溪流長 (k m)	流域面積 (k m ²)	人家戸数	公共施設等
1	神田瀬川	芝生川	萱久保谷	芝生町	萱久保		0.18		
2	立江川	恩山寺谷川	谷奥谷	田野町	谷奥		0.66		
3	立江川	立江川	木原西谷	櫛漕町	木原		0.03		
4	立江川	立江川	新作谷	櫛漕町	佐山		0.10		
5	立江川	立江川	久友谷	櫛漕町	佐山		0.04		

定義

- ・ 土石流危険溪流（Ⅰ） 土石流発生の危険性があり、5 戸以上の人家、または、人家 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等に被害が生ずる恐れがある溪流
- ・ 土石流危険溪流（Ⅱ） 土石流発生の危険性があり、1 戸以上 5 戸未満の人家に被害が生ずる恐れがある溪流
- ・ 土石流危険溪流に準ずる溪流 現在は被害の及ぶ場所に人家はないが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる場所にある溪流

6 土石流対策雨量基準

警戒雨量

連 続 雨 量	200 mm以上
日 雨 量	150 mm以上
6 時 間 雨 量	120 mm以上
4 時 間 雨 量	100 mm以上
2 時 間 雨 量	70 mm以上
1 時 間 雨 量	50 mm以上

危険雨量

連 続 雨 量	300 mm以上
日 雨 量	200 mm以上
6 時 間 雨 量	180 mm以上
4 時 間 雨 量	150 mm以上
2 時 間 雨 量	100 mm以上
1 時 間 雨 量	60 mm以上

7 山地に起因する災害危険箇所一覧表

令和4年4月1日現在

番号	山腹崩壊危険地区名	所在地	面積 (h a)
1	井 口	田浦町字前山（井口）	3.0
2	恩 山 寺	田野町字恩山寺谷（恩山寺）	2.0
3	送 場	田野町字恩山寺谷（送場）	1.0
4	仮 家	田野町字仮家	1.0
5	鳥 居 本	田野町字天王谷	2.0
6	金 山	田野町字金山	4.0
7	赤 石	立江町字赤石	2.0
	計 7 地 区		15.0

※「山地災害危険地区」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な地区として把握しているもの。位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能。 <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaigai>

8 水防危険箇所一覧表

令和4年度徳島県水防計画より

河川名 (左右岸別) 海岸別 湾岸別	担当水防 管理団体 の名称	場 所	重要水防区域					対策	関係区域			危険な場合の措置		
			延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別		水防対策 工法	地区名	戸数 (戸)	住民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所
神田瀬川 左右岸	小松島市	田浦町	600		600		堤防高	積土のう工	田浦町 日開野町 小松島町	291	622	第 5、9、11 分団 57	児安小学校体育館 小松島高等学校 小松島中学校	(1,062) (1,460) (3,078)
〃	〃	田浦町 近里 ～岩金	930		930		〃	〃	田浦町	182	436	第 5 分団 (20)	児安小学校	(1,062)
〃	〃	小松島町 菖蒲田	1箇 所		橋梁		工作物 (橋梁)	—	小松島町	49	96	第 1、7 分団 32	小松島中学校 児安小学校	(3,078) (1,062)
〃	〃	日開野町 勝久	1箇 所		樋門		工作物 (樋門)	—	日開野町	12	31	第 5、9 分団 (40)	児安小学校	(1,062)
〃	〃	日開野町 加々ミ松	1箇 所		橋梁		工作物 (橋梁)	—	〃	79	134	〃	〃	〃
〃	〃	田浦町 近里	1箇 所		橋梁		〃	—	田浦町	151	361	第 5 分団 (20)	〃	〃
〃	〃	〃	1箇 所		橋梁		〃	—	〃	(151)	(361)	〃	〃	〃
〃	〃	田浦町 岩金	1箇 所		橋梁		〃	—	〃	31	75	第 5,11 分団 (37)	〃	〃
〃	〃	〃	1箇 所		橋梁		〃	—	〃	(31)	(75)	〃	〃	〃
芝生川 左右岸	〃	芝生町 馬洗い堰 から上流	1,700		1,700		堤防高	積土のう工	芝生町 日開野町 田浦町 新居見町	172	407	第 3、5、 9、 11 分団 (77)	芝田多目的センター 小松島高等学校 小松島中学校	123 (1,460) (3,078)
芝生川 左右岸	小松島市	横須町～ 芝生町 赤石	2,000	2,000			〃	〃	横須町 芝生町	366	983	第 3,13 分団 38 (20)	総合福祉センター 芝田多目的センター	452 (123)

() は重複人数

河川名 (左右岸別) 海岸別 湾岸別	担当水防 管理団体 の名称	場 所	重要水防区域					種別	対策 水防対策 工法	関係区域			危険な場合の措置		
			延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)				地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容 能力 (人)
芝生川 右岸	小松島市	金磯町	450	450				堤防高	積土のう工	金磯町	433	983	第4分団 17	総合福祉センター 金磯会館	(452) 84
芝生川 左右岸	〃	芝生町 網干	1箇 所	橋梁				工作物 (橋梁)	—	日開野町 芝生町	112	275	第3、9分 団 (40)	小松島高等学校 芝田多目的センター	(1,460) (123)
勝浦川 左岸	〃	江田町 中道	700	700				漏水	月の輪工	江田町	31	89	第8分団 17	千代小学校 小松島西高等学校	360 1442
勝浦川 右岸	〃	前原町	180	180				漏水	月の輪工	前原町	161	436	第2分団 19	児安小学校 小松島中学校	(1,062) (3,078)
〃	〃	田浦町	38	344		38	〃	〃	〃	田浦町	793	2,001	第5分団 (20)	児安小学校	(1,062)
天王谷川 左右岸	〃	田野町 奥角	200	200				堤防高	積土のう工	田野町	31	82	第6分団 18	芝田小学校	697
天王谷川 左岸	〃	〃	3箇 所				陸閘	工作物 (陸閘)	—	〃	(31)	(82)	〃	〃	(697)
田野川 左岸	〃	田野町	800	800				堤防高	積土のう工	田野町 金磯町	277	634	第4、6分 団 (35)	芝田小学校 金磯会館	(697) (84)
〃	〃	金磯町	68	68				〃	〃	金磯町	78	155	第4分団 (17)	総合福祉センター 金磯会館	(452) (84)
立江川 左岸	〃	立江町 小田ノ浦	200			200	〃	〃	〃	立江町	14	33	第14分団 18	立江小学校	172
立江川 左右岸	〃	立江町 清水	1箇 所		橋梁			工作物 (橋梁)	—	〃	111	290	〃 (18)	〃	(172)
〃	〃	立江町 江ノ上	1箇 所		橋梁			〃	—	〃	34	78	〃	〃	〃
立江川 右岸	〃	赤石町	200			200		堤防高	積土のう工	赤石町	67	128	第16分団 19	小松島南中学校	3,897
立江川 右岸	〃	立江町 赤石	120	120				〃	〃	立江町	0	0	第14分団 (18)	〃	(3,897)

河川名 (左右岸別) 海岸別 湾岸別	担当水防 管理団体 の名称	場 所	重要水防区域					種別	対策 水防対策 工法	関係区域			危険な場合の措置		
			延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)				地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	收容 能力 (人)
石見川 左右岸	小松島市	赤石町～ 大林町	480	480			堤防高	積土のう工	立江町 赤石町 大林町	256	557	第 14、 16、18 分 団 53 (37)	〃	(3,897)	
中津川 左右岸	〃	大林町赤石 ～宮ノ本	460			460	〃	〃	大林町	120	301	第 18 分団 (16)	新開小学校 新開会館	1,019 110	
北馬川 左右岸	〃	大林町赤石 ～金岡	500			500	〃	〃	〃	148	402	〃 (16)	〃	(1,019) (110)	
豊ノ本川 左右岸	〃	中郷町 豊ノ本川	650	650			〃	〃	中郷町	217	397	第 7 分団 (12)	泰地総合センター	241	
太田川 右岸	〃	和田島町 元開	1,300			1,300	〃	〃	和田島町	7	15	第 20 分団 20	和田島小学校 和田島公民館	1,090 124	
太田川 左右岸	〃	坂野町 高塚 和田島町	1,200			1,200	〃	〃	坂野町	1	1	第 23 分団 15	坂野小学校	1,147	
政所谷川 左右岸	〃	田野町 本村	1 箇 所			橋梁	工作物 (橋梁)	—	田野町	104	265	第 6 分団 (18)	芝田小学校	(697)	
徳島小松島港 海岸	〃	港口地区	1,100			1,100	法崩れ	積土のう工 シート張り 工	南小松島町	243	517	第 1 分団 20 第 13 分団 (18)	南小松島小学校 小松島高等学校 総合福祉センター	240 (1,460) (452)	
〃	〃	赤石・ 坂野地区	1,400			1,400	〃	〃	赤石町	521	1,151	第 6 分団 第 16 分団 37	坂野小学校 新開小学校	(1,147) (1,019)	

() は重複人数

9 重要な水門・樋門等

令和4年度徳島県水防計画より

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状	機能			管理者	代表連絡先 (TEL)
			町	字	寸法 縦×横(m)	連 数	何製扉	何 式		
神田瀬川	菖蒲田	樋門	小松島	領田	1.70*2.40	2	鋼製	電動スライドゲート	徳島県(河川整備課)	徳島県東部県土整備局(徳島) (088) 653-8847
〃	神田瀬第1	〃	神田瀬	神代橋の上	0.80*0.90	1	ステンレス製	〃	〃	〃
〃	神田瀬第2	〃	〃	小松島 小学校の所	0.90*0.70	1	〃	〃	〃	〃
〃	神田瀬第3	〃	〃	逢来橋の下	1.20*1.40	1	〃	スライドゲート	〃	〃
〃	大瀬	〃	中郷	大瀬町	1.25*1.00	1	鋼製	電動スライドゲート	〃	〃
新堀川	新堀川	〃	小松島	馬場ノ本	4.10*8.20	1	〃	電動ローラーゲート	徳島県(河川整備課) (小松島市へ委託)	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118
豊ノ本川	豊ノ本第1	〃	中郷	大瀬町	3.52*12.00	1	〃	電動スルースゲート	〃	〃
〃	豊ノ本第2	〃	〃	〃	2.00*2.00	1	〃	〃	〃	〃
立江川	立江第1	〃	赤石	11番	1.00*1.40	1	アルミ合金	手動スピンドル	徳島県(河川整備課)	徳島県東部県土整備局(徳島) (088) 653-8847
〃	立江川	水門	〃	—	4.25*24.0	2	ステンレス製	ワイヤーロープ式ローラーゲート	〃	〃
〃	立江川1号	樋門	立江	高田	1.25*1.25	1	〃	油圧式スライドゲート	〃	〃
〃	立江川2号	〃	〃	〃	1.25*1.25	1	〃	〃	立江協議会	〃
〃	立江川3号	〃	〃	〃	2.00*1.00	1	〃	〃	徳島県(河川整備課)	徳島県東部県土整備局(徳島) (088) 653-8847
芝生川	芝生川	〃	金磯	8番	3.70*12.30	2	鋼製	電動スルースゲート	〃	〃
〃	〃	〃	横須町	10番	2.09*3.80 1.96*1.73	1 2	〃	電動ラック式ローラーゲート フラップゲート	小松島市	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118

()は重複人数

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状	機能			管理者	代表連絡先 (TEL)
			町	字	寸法 縦×横(m)	連 数	何製扉	何 式		
芝生川	天神堰	堰	日開野	川村塚	10.4*24.9	1 1	ゴム製 ステンレス製	ファブリ式 手動ローラーゲート	小松島市	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118
太田川	太田川	樋門	和田島	松田新田	4.00*3.50	5	鋼製	電動スライドゲート	徳島県(河川整備課)	徳島県東部県土整備局(徳島) (088) 653-8847
田野川	田野川3号	〃	田野	赤石北	2.65 *4.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	月ノ輪	堰	〃	月ノ輪	2.08*13.5	1	ゴム製	ファブリ式	〃	〃
外開川	外開川	樋門	小松島	外開	2.40*2.00	2	ステンレス製	電動ローラーゲート	小松島市	小松島市(まちづくり推進課) (0885) 32-3957
川北排水路	元根井	〃	〃	元根井	2.50*1.20	2	鋼製	〃	〃	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118
天王谷川	天王谷川第1	〃	田野	宮下	1.75*2.00	1	〃	手動スピンドル式ス ルースゲート	徳島県(河川整備課)	徳島県東部県土整備局(徳島) (088) 653-8847
〃	天王谷川第2	〃	〃	〃	1.50*3.00	1	〃	手動ラック式スルー スゲート	〃	〃
〃	天王谷川第5	〃	〃	高田	1.30*1.60	2	〃	手動スピンドル式ス ルースゲート	〃	〃
〃	天王谷川	陸閘	〃	鳥居本	0.77*3.05	1	アルミ製	片開き式ゲート	〃	〃
坂野海岸	No.1	陸閘	和田島	東浜手	1.20*3.50	1	アルミ製	引戸	徳島県(河川整備課)	小松島消防第20分団 (0885) 38-1425
〃	No.2	〃	〃	〃	1.20*4.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No.3	〃	〃	〃	1.30*2.00	1	〃	〃	〃	〃

()は重複人数

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状 寸法 縦×横(m)	機能			管理者	代表連絡先 (TEL)
			町	字		連 数	何製扉	何 式		
坂野海岸	No. 4	陸閘	和田島	東新開	1.00*2.00	1	アルミ製	引戸	徳島県(河川整備課)	小松島消防第20分団
〃	No. 5	〃	〃	〃	0.80*4.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 6	〃	〃	〃	0.80*4.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 7	〃	〃	〃	1.00*1.20	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 8	〃	〃	〃	1.10*4.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 9	〃	〃	明神東	1.10*4.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 10	〃	〃	〃	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 11	〃	〃	〃	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 12	〃	〃	〃	1.10*3.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 13	〃	〃	〃	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 14	〃	〃	外開	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 15	〃	〃	〃	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 16	〃	〃	〃	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 17	〃	〃	〃	1.10*3.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 18	〃	〃	〃	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	小松島消防第25分団 (0885) 38-2039
〃	No. 19	〃	〃	〃	1.10*3.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 20	〃	〃	浜田	1.10*2.00	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 21	〃	〃	〃	1.00*3.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 22	〃	〃	遠見	1.10*3.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	No. 23	〃	〃	〃	1.10*3.50	1	〃	〃	〃	〃
坂野海岸	No. 24	〃	和田島	東浜手	1.20*6.00	1	アルミ製	引戸	徳島県(河川整備課)	小松島消防第20分団
〃	No. 34	〃	〃	外開	1.10*6.00	1	〃	〃	〃	〃

()は重複人数

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機能			管理者	代表連絡先 (TEL)
			町	字	寸法 縦×横(m)	連 数	何製扉	何 式			
徳島小松 島港	小松島港-010	樋門	小松島	外開	2.40*2.00	2	ステンレス製	電動ローラーゲート		徳島県(運輸政策課) (小松島市へ委託)	小松島市(まちづくり 推進課) (0885) 32-3957
〃	小松島港-014	〃	南小松島	1番	3.18*3.00	1	〃	〃		〃	小松島市(都市整備 課) (0885) 32-2118
〃	小松島港-020 小松島港-021	〃	金磯	14番	3.00*2.50 3.00*1.80	4 6	〃	〃		徳島県(運輸政策課)	徳島県東部県土整備 局 (小松島サービスセ ンター) (0885) 32-3422
〃	小松島港-019	〃	〃		2.05*1.85	2	〃	手動スルースゲート		〃	〃
〃	小松島港-025	〃	和田津開		2.10*1.85	2	アルミニウム製	〃		〃	〃
〃	小松島港-026	〃	〃	松田新田	4.65*2.50 4.65*2.50	5 5	ステンレス製	半自動マイターゲート 電動ローラーゲート		徳島県(運輸政策課) (小松島市へ委託)	小松島市(都市整備 課) (0885) 32-2118
〃	小松島港 -024-1	〃	豊浦	1番地	2.70*3.00	1	〃	電動スライドゲート		〃	小松島市(商工観光 課) (0885) 32-3809

() は重複人数

10 排水機場

令和4年度徳島県水防計画より

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名		所在地		異常水位 又は運転 開始水位 (m)	機能				管理者	代表連絡先(TEL)
			町	字		口径φ (mm)	出力	台数			
新堀川	新堀川	排水機場	小松島	馬場の本	2.00	1,000	150PS	2.0m ³ /S	2	徳島県(河川整備課) (小松島市へ委託)	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118
豊ノ本川	豊ノ本川	〃	中郷	大瀬町	2.50	1,000	120PS	2.0m ³ /S	1	〃	〃
川北排水路	川北	〃	小松島	元根井		1,000	水中ポンプ	2.1m ³ /S	1	小松島市	〃
						800		1.4m ³ /S	2		
						500		0.5m ³ /S	3		
						300		0.33m ³ /S	1		
川南排水路	川南	〃	横須	1番		1,200 400	260HP 水中ポンプ	4.17m ³ /S 0.33m ³ /S	2 4	〃	〃
太田川	太田川	〃	和田島	松田新田	1.1	1,200	180PS	2.75m ³ /S	2	徳島県(河川整備課) (小松島市へ委託)	〃
田野川	田野川	〃	金磯	14番	1.4	1,500	250PS	4.5m ³ /S	2	〃	〃
立江川	石見川	〃	赤石	11番		1,350	240KW	4.25m ³ /S	2	小松島市	小松島市(農林水産課) (0885) 34-9292
〃	立江川	〃	〃	3番		1,650	510PS	6.66m ³ /S	3	徳島県(河川整備課) (小松島市へ委託)	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118
立江川 石見川	赤石	〃	〃	11番 12番		300 300	70KW 70KW	0.2m ³ /S 0.2m ³ /S	1 1	小松島市	〃
外開川	外開雨水	ポンプ場	小松島	外開		400 700 600 800	水中ポンプ 水中ポンプ 水中ポンプ 120HP	0.3m ³ /S 1.1m ³ /S 0.8m ³ /S 1.4m ³ /S	1 1 2 1	〃	小松島市(まちづくり推 進課) (0885) 32-3957
芝生川	芝生川	排水機場	金磯	8番		1,200	170PS	3.0m ³ /S	2	徳島県(河川整備課) (小松島市へ委託)	小松島市(都市整備課) (0885) 32-2118

()は重複人数

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名		所在地		異常水位 又は運転 開始水位 (m)	機能				管理者	代表連絡先(TEL)
			町	字		口径φ (mm)	出力	台数			
徳島小松 島港	豊浦	ポンプ場	豊浦	1番地	DL+1.3	500	37KW	0.5m ³ /S	2	小松島市	小松島市(商工観光 課) (0885) 32-3809
川北2号 川北3号 雨水幹線	小松島 雨水	〃	小松島	港口		1,500 700		5.4m ³ /S 1.8m ³ /S	2 1	〃	小松島市(まちづくり 推進課) (0885) 32-3957
上湯用水	勢合雨水	〃	田野	赤石		700 500		1.2m ³ /S 0.5m ³ /S	2 2	〃	〃
金磯2号 金磯3号 雨水幹線	金磯南 雨水	〃	金磯	土手町		1,350 450		4.4m ³ /S 0.5m ³ /S	2 2	〃	〃

() は重複人数

1 1 海岸保全区域一覧表

(1) 国土交通省水管理・国土保全局所管分

平成 24 年 3 月 31 日現在

沿岸名	海岸名	所在地	地区名	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
紀伊水道西	小松島	小松島市	坂野	3,320	S33. 2. 28	83

(2) 国土交通省港湾局所管分

平成 25 年 2 月 1 日現在

沿岸名	海岸名	地区名	保全区域指定済延長		告示番号
			(m)	指定年月日	
紀伊水道西	徳島小松島港	小松島(港口)	4,365.0	S41. 3. 31	190
		横須金磯(横須)	1,285.5	S63. 8. 9	561
		金磯(弁天前)	891.5	S41. 3. 31	190
		金磯(赤石)	4,367.1	S48. 5. 22	347
		坂野(坂野)	1,557.0	S41. 3. 31	190
		和田島(和田島)	3,636.6	H16. 9. 24	895

1 2 震度5弱以上の地震時に緊急点検を行うため池一覧表

令和2年4月3日現在

番号	名称	所在地	堤高 [m]	堤頂長 [m]	貯水量 [m ³]	受益地 [ha]	所管事務所
1	谷奥	小松島市田野町字谷奥	8.8	72	38,000	13	徳島
2	鉦石	小松島市田野町字鉦石	10.0	72	16,000	17	徳島
3	東谷ため池	小松島市櫛漕町字東谷	3.2	53	6000		
4	湯谷上だめ	小松島市櫛漕町字湯谷	8	48	22,000		
5	湯谷下だめ	小松島市櫛漕町字湯谷	3	32	25,000		
6	喰味谷	小松島市櫛漕町字喰味谷	5.6	60	15,000		
7	二反田	小松島市櫛漕町字中田	7.5	63	20,000	4.5	徳島
8	奥條上	小松島市櫛漕町字奥條	6.4	30	12,000		
9	奥條中	小松島市櫛漕町字奥條	6.2	40	19,000		
10	奥條下	小松島市櫛漕町字奥條	5.5	110	10,000	6	徳島
11	大谷のため池	小松島市櫛漕町字大谷奥	6.5	28	3,500		
12	喰味谷東	小松島市櫛漕町字諏訪	3.8	18	1,000		
13	脇谷	小松島市中田町字東山	3.6	37	1,000		
14	大谷東	小松島市櫛漕町字大谷奥	3.1	25	300		
15	風呂ヶ谷ため	小松島市櫛漕町字佐山	4.7	17	1,000		

1 3 市内の特殊建築物一覧

建物構造、業態規模及び火災対象事象のいずれから判断しても延焼拡大、人命救助の必要のあるもので、5階以上または2,000㎡以上とする。

項目	用途	対象物名称	規模		所在地	収容人員
			階高	延面積		
1イ	遊技場	小松島競輪場	5	8,494.11㎡	横須町5	4,547人
4	店舗	ショッピングプラザルピア	2B1	22,451.57㎡	小松島町字領田	3,355人
4	店舗	キョーエイ小松島店	2	8,023.62㎡	小松島町字房浜	1,688人
4	店舗	ホームセンターコーナン	1	6,010.90㎡	小松島町字房浜	1,497人
4	店舗	ディオ小松島店	1	2,759.70㎡	立江町字青森	550人
4	店舗	小松島ファッションモール	1	2,363.10㎡	小松島町字若井崎	536人
4	店舗	マルナカ南小松島店	1	2369.87㎡	日開野町字破閑道	538人
4	店舗	ダイレックス小松島店	1	2217.02㎡	日開野町字加々ませ	419人
4	店舗	コスモス中田駅前	1	2087.50㎡	中田町字西野	421人
4	店舗	ハローズ江田店	1	2983.00㎡	江田町字腰前	548人
4	店舗	ハローズ大林店	1	2966.00㎡	大林町字宮ノ本	544人
5イ	宿泊所	HOTEL AZ	6	3,127.60㎡	金磯町字土手町	178人
5イ	宿泊所	スーパーホテル徳島小松島天然温泉	8	1,958.04㎡	小松島町字若井崎10-6	141人
5ロ	宿舎	小松島競輪選手宿舎	6	3,214.21㎡	横須町5	178人
5ロ	共同住宅	サンハイツ	10	21,813.11㎡	中郷町字西野	1,050人
5ロ	共同住宅	ケントパレス徳島南	11	9,705.11㎡	田浦町字近里	291人
5ロ	共同住宅	県営住宅1号棟	10	9,521.73㎡	中郷町字西野	300人
5ロ	共同住宅	県営住宅2号棟	5	1,301.26㎡	中郷町字西野	70人
5ロ	共同住宅	県営住宅3号棟	5	1,940.54㎡	中郷町字西野	105人
5ロ	共同住宅	海上自衛隊第24航空隊宿舎	5	2,819.00㎡	和田島町字浜塚	140人
5ロ	共同住宅	蓬莱マンション	3	2,086.85㎡	神田瀬町3	90人
5ロ	共同住宅	サントノーレ小松島	11	3,881.00㎡	松島町5-13	140人
5ロ	共同住宅	レオパレス松島	6	1,990.68㎡	松島町10	105人
5ロ	共同住宅	雇用促進住宅1号棟	5	1,581.78㎡	立江町字塩瀬	140人
5ロ	共同住宅	雇用促進住宅2号棟	5	1,578.06㎡	立江町字塩瀬	140人
5ロ	共同住宅	海上自衛隊第24航空隊浜塚宿舎	5	1,409.50㎡	和田島町字浜塚	70人
5ロ	共同住宅	メゾン朝日	5	1,041.24㎡	中田町字内開	70人
5ロ	共同住宅	松田海運寮	5	990.67㎡	金磯町10	48人
6イ	病院	小松島病院	2	4,038.77㎡	田浦町字近里	248人
6イ	病院	徳島ロイヤル病院	2	3,383.26㎡	中田町字新開	211人
6イ	病院	碩心館病院	4	3,016.25㎡	江田町字大江田	157人
6イ	病院	江藤病院	5	7,677.88㎡	大林町字北浦	230人
6イ	病院	ライフクリニック	3	2,092.64㎡	赤石町14	107人
6イ	病院	金磯病院	4	2,014.50㎡	金磯町10	110人
6ロ	老人福祉施設	養護老人ホーム松寿園	4	3,296.72㎡	日開野町字加々ミ松	67人
6ロ	老人福祉施設	ライフ慈友館	7	3,372.62㎡	赤石町13	110人
6ロ	老人福祉施設	千歳苑	2	2,429.42㎡	中田町字新開	98人
6ロ	老人福祉施設	恵光苑	5	2,929.20㎡	坂野町字樫のべ	115人
6ロ	老人福祉施設	岬ハウス	5	2,789.85㎡	和田島町字浜塚	81人
6ロ	老人福祉施設	明和苑	3	2,483.86㎡	和田島町字浜塚	170人
6ハ	老人福祉施設	ケアハウス健祥会アムス	4	3,742.38㎡	日開野町字宗人屋敷	69人
6ハ	老人福祉施設	ケアハウスロイヤルローズ	6	1,959.11㎡	中田町字新開	43人
6ハ	特別支援学校	徳島県立ひのみね支援学校	2	3,482.00㎡	中田町字新開	120人
16イ	複合用途	立江寺	3	4,578.21㎡	立江町字若松	117人
16イ	複合用途	ミリカホール	2	3,623.61㎡	小松島町字外開	797人
16イ	複合用途	県立みなと高等学園・ハナミズキ棟	2	7,439.00㎡	中田町字新開	245人

注 項目の数・文字は、消防法施行令「別表第1」の防火対象物区分による。

項目	用途	対象物名称	規模		所在地	収容人員
			階高	延面積		
16イ	複合用途	小松島市総合福祉センター	2	2,267.09 m ²	横須町11	457人
16イ	複合用途	小松島厚生福祉解放センター	5	1,706.32 m ²	中郷町字加藤	510人
16イ	複合用途	春陽堂	5	466.00 m ²	小松島町字外開	23人
16イ	複合用途	徳島赤十字病院	9	39,332.00 m ²	小松島町字井利ノ口	1,330人
16イ	複合用途	ひのみね総合療育センター	2	8,715.00 m ²	中田町字新開	345人
16イ	複合用途	みはらしの丘あいさい広場	1	2,908.38 m ²	立江町字炭屋ヶ谷	618人

注 項目の数・文字は、消防法施行令「別表第1」の防火対象物区分による。

1 4 土砂災害（特別）警戒区域一覧表

(1) 急傾斜地の崩壊

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
II-4696	新居見町	東山下、狭間、蓮花寺	東山下(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1237	立江町	江ノ上	江ノ上	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1238	立江町	清水字天神山	天神山	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1239	立江町	清水	清水(1)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4716	立江町	清水	清水(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1240	立江町	清水、鍋寺	鍋寺(1)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	—	—
II-4717	立江町	鍋寺	鍋寺(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1231	立江町	赤石	赤石(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1232	立江町	赤石、小田ノ浦	小田浦(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1233	立江町	高田、炭屋ヶ谷	高田(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1234	立江町	高田、中山	高田(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1236	立江町	中山、江ノ上	中山(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-4715	立江町	中山	中山(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
III-182	立江町	中山	中山(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-4690	中田町	山ノ神	山ノ神(2)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1210	中田町	東山、山ノ神	日ノ峰	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1211 II-4689	中田町	東山、蛭子ノ本、寺前、千代ヶ原	日ノ峰西	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1214	中田町	東山、脇谷	脇谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1216	中田町	根井、東山	元根井東(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1217	中田町	根井、東山	元根井東(2)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1218 I-1219	中田町	根井、東山	元根井	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4691	中田町	脇谷、東山	脇谷(3)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4688	中田町	東山	東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1212 II-4685	中田町	西山、池ノ内	西山(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-2059	中田町	西山	西山(2)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4687	中田町	西山、寺前	西山(3)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1213	中田町	東山	東山(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4686	中田町	中筋、池ノ内、奥林、狭間、西山	中筋	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1229	田野町	勢合、赤石南、高田、東山、金山	勢合	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1230	田野町・立江町	金石、勢合、赤石	赤石(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1221	田浦町	西原、前山	西原(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4692	田浦町	西原	西原(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4693	田浦町	神子ノ内、東内、前山、西原	東内	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	田浦町	神子ノ内、前山	神子ノ内	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4694	田浦町、新居見町	前山、神子ノ内、山路、猿額、西川、柳内	山路(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
III-171	新居見町	山路、東山下、猿額	山路(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4695	新居見町	東山下、大谷	東山下(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4697	新居見町	東山下、蓮花寺	東山下(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
III-172	新居見町	東山下	東山下(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4718	立江町	鍋寺	鍋寺(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4768	立江町	南山	南山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4769	立江町	南山	南山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1254	立江町	青木、沢田、扇山	青木	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	立江町	青木、柏田、沢田	柏田	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	立江町	野神、南山	野神	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
I-1220	田浦町、新居見町、徳島市飯谷町	西原、前山、高良	前山	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1225	田野町	岡山、中須、恩山寺谷	平田 (1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1224	田野町	岡山、平田、恩山寺谷	平田 (2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4702	田野町	中須、岡山	中須	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	田野町	谷奥、岡山	谷奥	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1226	田野町	仮家、谷奥	仮家 (1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4703	田野町	仮家	仮家 (2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1227	田野町	鳥居本、宮ノ下	鳥居本	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1223	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4699	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷 (2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4700	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷 (3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4701	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷 (4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
III-174	田野町	恩山寺谷、平田	恩山寺谷 (5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
III-175	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷 (6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
III-176	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷 (7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1222	田野町、芝生町	恩山寺谷、平田、西居屋敷、宮ノ前	恩山寺谷西	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4698	田野町、芝生町	恩山寺谷、宮ノ前、西居屋敷、西浦	宮ノ前	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	芝生町	宮ノ前、宮ノ後	旗山	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	芝生町	花谷、西浦	花谷	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	芝生町、新居見町	萱久保、西浦、大谷	萱久保	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
III-173	新居見町	蓮花地、大谷	蓮花寺	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1243	櫛淵町、立江町	小松、久ヶ谷、油免、中ノ坪	小松 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4720	櫛淵町、立江町	小松、鍋寺	小松 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4721	櫛淵町、立江町	小松、鍋寺	小松 (3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4722	櫛淵町、立江町	小松、中ノ坪	小松 (4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4723	櫛淵町、立江町	小松、中ノ坪	小松 (5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4719	櫛淵町	小松	小松 (6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4727	櫛淵町	小松	小松 (7)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4728	櫛淵町	油免、久ヶ谷	久ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4729	櫛淵町	油免	油免 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4730	櫛淵町	油免、内開	油免 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1241	櫛淵町	東谷、油免	東谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4724	櫛淵町	東谷、大谷奥	東谷 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4725	櫛淵町	東谷	東谷 (3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4726	櫛淵町	小松、東谷	東谷 (4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4732	櫛淵町	間町、大谷奥	間町 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4733	櫛淵町	間町、大谷奥、東谷	間町 (3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4734	櫛淵町	間町、東谷、油免	間町 (4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4731	櫛淵町	間町、大谷、大谷奥	間町 (5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1242	櫛淵町	大谷奥	大谷奥	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1245	櫛淵町	大谷、数延、湯谷、瑞雲	大谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4735	櫛淵町	大谷、数延、間町	大谷 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4736	櫛淵町	大谷、数延	大谷 (3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4737	櫛淵町	数延	数延 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4738	櫛淵町	数延、藤ヶ崎	数延 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1246	櫛淵町	湯谷、喰味谷、湊、小那智	湯谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4739	櫛淵町	湯谷、小那智、瑞雲	湯谷 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	櫛淵町	湯谷	湯谷 (4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	櫛淵町	小那智	小那智	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1244	櫛淵町	藤ヶ崎、数延、久友	藤ヶ崎 (1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4740	櫛淵町	藤ヶ崎、湊	藤ヶ崎 (2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673

危険箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	町・村			字	年月日	番号	年月日
II-4741	櫛淵町	湊、喰味谷、北佃	湊(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4742	櫛淵町	湊、北佃	湊(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4743	櫛淵町	諏訪、喰味谷、小那智	諏訪(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	櫛淵町	諏訪、太田	諏訪(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4744	櫛淵町	宮ノ内	宮ノ内(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4745	櫛淵町	宮ノ内	宮ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4746	櫛淵町	宮ノ内、植松	宮ノ内(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4747	櫛淵町	宮ノ内、二反田	宮ノ内(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4748	櫛淵町	中田、二反田、宮ノ内	宮ノ内(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4749	櫛淵町	植松、小那智、宮ノ内、中田	宮ノ内(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4750	櫛淵町	植松、中田	植松	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4751	櫛淵町	植松、中田、諏訪、太田	太田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4752	櫛淵町	諏訪、太田	太田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1250	櫛淵町	諏訪、太田、北佃	太田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1251	櫛淵町	中田、二反田	中田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4753	櫛淵町	中田	中田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1247	櫛淵町	喰味谷、湊	喰味谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1248	櫛淵町	喰味谷	喰味谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1249	櫛淵町	喰味谷、北佃	喰味谷(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1252	櫛淵町	奥条、山口	山口(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4760	櫛淵町	山口、左近田	山口(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4761	櫛淵町	山口、左近田	山口(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1253	櫛淵町	萱原	萱原(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4754	櫛淵町	萱原、奥条	萱原(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4755	櫛淵町	萱原、山口	萱原(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4756	櫛淵町	萱原	萱原(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4757	櫛淵町	萱原	萱原(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4758	櫛淵町	萱原	萱原(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4759	櫛淵町	萱原、山口	萱原(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
III-184	櫛淵町	萱原、山口	萱原(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4762	櫛淵町	木原、左近田	木原(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4763	櫛淵町	木原	木原(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4764	櫛淵町	佐山	佐山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4765	櫛淵町	佐山	佐山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4766	櫛淵町	新作、佐山	佐山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4767	櫛淵町	久友、新作	佐山(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	櫛淵町	外開、野神、中ノ坪	外開	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1228	田野町	鳥居本	天王谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4706	田野町	奥角	奥角(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4707	田野町	奥角、鳥居本	奥角(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-2060	田野町	奥角、溝ノ木	溝ノ木(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4708	田野町	溝ノ木、奥角	溝ノ木(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4709	田野町	溝ノ木、奥角	溝ノ木(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4712	田野町	溝ノ木	溝ノ木(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4713	田野町	溝ノ木	溝ノ木(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-177	田野町	東山、高田	連山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-178	田野町	東山、高田	高田(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-181	立江町	炭屋ヶ谷	炭屋ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1235	立江町	炭屋ヶ谷	炭屋ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4714	立江町	炭屋ヶ谷、小田ノ浦、大田ノ浦	炭屋ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-179	立江町	小田ノ浦、大田ノ浦	小田ノ浦	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-180	立江町	大田ノ浦	大田ノ浦	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	中田町、徳島市、大原町	東山、小神子山	元根井東(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
Ⅲ-180	立江町	大田ノ浦	大田浦	急傾斜地の崩壊	R3.3.23	211	R3.3.23	213
危険箇所番号なし	中田町	西山	西山 (4)	急傾斜地の崩壊	R3.3.23	211	R3.3.23	213

(2) 土石流

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
12037	立江町	鍋寺	鍋寺谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
12038	立江町	清水	清水谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
22039	立江町	中山、高田	中山西谷	土石流	H24.3.30	250	H24.3.30	251
22040	立江町	中山	中山中谷	土石流	H24.3.30	250	H24.3.30	251
22041	立江町	中山	中山東谷	土石流	H24.3.30	250	H24.3.30	251
22042	立江町	中山、高田	中山下谷	土石流	H24.3.30	250	H24.3.30	251
22043	立江町	中山、高田	お京谷	土石流	H24.3.30	250	—	—
12008	中田町	池ノ内	西山谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
12009	中田町	寺前、西山	桂林寺谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
12010	中田町	東山、山ノ神、蛭子ノ本、上浜田、浜田、新開	猿額東谷	土石流	H23.8.25	562	—	—
12011	中田町	東山、山ノ神、上浜田	山中田谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
12012	中田町	東山、山ノ神、上浜田	東山中田谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
12013	中田町	東山、山ノ神、上浜田、脇谷	山ノ神谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
12015	中田町	東山、脇谷	元根井谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
22014	中田町	東山、脇谷	脇谷	土石流	H23.8.25	562	H23.8.25	564
12027	田野町	勢合、赤石南	勢合谷	土石流	H24.3.30	250	—	—
12016	中田町	根井、東山	根井谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
12001	田浦町	前山、西原	井口谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22002	田浦町	西原、東内	上王子谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22003	田浦町	前山、東内、神子ノ内	東内谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12004	田浦町	前山、神子ノ内	神子ノ内谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12005	田浦町、新居見町	岩金、猿額、山路、高内、柳内、西川	猿額西谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12006	新居見町	猿額、山路、高内、柳内	春日谷	土石流	H28.11.1	672	—	—
12007	新居見町	猿額、東山下、大谷	片石谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22052	立江町	南山	南山谷	土石流	H29.3.17	131	—	—
危険箇所番号なし	立江町	南山	南山東谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22053	立江町	南山、青木	青木谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	立江町	野神	野神西谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22018	芝生町	花谷、萱久保、西浦	花谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
32017	芝生町	萱久保	萱久保谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22019	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷西谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22020	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷北谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22021	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷南谷 (1)	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22022	田野町	恩山寺谷	恩山寺谷南谷 (2)	土石流	H29.3.17	131	—	—
22024	田野町	仮家、宮ノ下	仮家谷	土石流	H29.3.17	131	—	—
32023	田野町	谷奥	谷奥谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	田野町	谷奥	谷奥谷支流	土石流	H29.3.17	131	—	—
12029	榎沢町	宮ノ内、二反田	宮ノ内谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12032	榎沢町	湯谷、小那智	湯谷川	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12033	榎沢町	大谷、瑞雲	大谷川	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12034	榎沢町	大谷、数延	大谷東谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
12035	榎沢町	大谷奥、大谷、間町	五ツ山谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
12036	櫛漕町	東谷、大谷 奥、間町、油 免	東谷川	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22028	櫛漕町	宮ノ内	二反田北 谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22030	櫛漕町	植松、宮ノ内、中田	植松谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22031	櫛漕町	小那智、喰味谷	小那智谷	土石流	H28.11.1	672	—	—
12055	櫛漕町	萱原、山口	萱原東谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22054	櫛漕町	萱原	萱原西谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22045	櫛漕町	木原	木原谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
32044	櫛漕町	木原、左近田、 山口、太田	木原西谷	土石流	H29.3.17	131	—	—
22047	櫛漕町	佐山、大郷領	佐山谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22048	櫛漕町	佐山	佐山東谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
32049	櫛漕町	新作	新作谷	土石流	H29.3.17	131	—	—
32050	櫛漕町	久友、新作、内開	久友谷	土石流	H29.3.17	131	—	—
危険箇所番号なし	櫛漕町	山口、左近田	山口谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号なし	櫛漕町	山口、左近田	左近田谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
22025	田野町	鳥居本、鉦石、 奥角、岡山	天王谷川	土石流	H30.1.26	43	H30.1.26	44
22026	田野町	鉦石、奥角	奥角谷	土石流	H30.1.26	43	H30.1.26	44

(3) 地すべり

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
500	櫛漕町	瑞雲、大谷	櫛漕	地すべり	H28.11.1	672	—	—
501	櫛漕町	太田、木原、 左近田、山口	佐山	地すべり	H29.3.17	131	—	—

1 5 保安林配備状況（その他の防災保安林）

○保安林配備状況
 （民有保安林配備現況）

（令和4年3月31日現在）

		水源のかん養保安林		土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林		その他の防災保安林		合計	
		箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
徳島	小松島	0	0	0	0	3	0.9548	3	0.9548

4 危険物等に関する資料

1 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

(第4類危険物 1,000 キロリットル以上)

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地	備考
ENEOS 株式会社小松島油槽所	小松島市小松島町字新港1-2	
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4番3	

2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

1 第一種製造業者

(1) 一般

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	摘要
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町字 洲端4番地の3	37-2111	炭酸ガス、窒素、空気、 ヘリウム
(株)阿波酸素	小松島市立江町字大田ノ浦34番 地の1	34-9120	炭酸ガス、酸素、窒素、

(2) 液石

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	貯槽
(株)阿波酸素	小松島市立江町字大田ノ浦34番 地の1	34-9120	10 t × 2 基(地下)
徳南ガス(株)	小松島市大林町字宮ノ本103番 地の2	38-1138	10 t × 1 基

(3) 冷凍

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力 (トン/日)
小松島漁業協同組合 第2号機	小松島市横須町4番3号	32-3255	51.40

2 第一種貯蔵所

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	高压ガスの種類
リンテック(株) 小松島工場	小松島市豊浦町2	0885-38-2222	天然ガス, 窒素

※ 記載事項について

注1 「第一種製造者」, 「第一種貯蔵所」, 「特定高压ガス消費者」の用語の定義は, 高压ガス保安法による。

注2 「一般」, 「液石」及び「冷凍」は, それぞれ一般高压ガス保安規則, 液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。

注3 「一般ガス事業者」の用語の定義は, ガス事業法による。

注4 この一覧表は, 県内の高压ガス関係事業所のうち, 処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

3 特定高压ガス消費者

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	高压ガスの種類
(株)新来島徳島どつく	小松島市中田町字東山 94-1	0885-32-2565	液化酸素
日本赤十字社 徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	0885-32-2555	液化酸素

3 火薬類製造所等一覧表

(1) 煙火製造業者一覧表

令和5年2月1日現在

製造業者名	所在地(製造場所)
(有)市山煙火商会	小松島市立江町字高田6番地2
佐賀火工(有)	小松島市田野町字宮ノ下57

(2) 火薬類販売業者一覧表

令和5年2月1日現在

販売業者名	販売所所在地	備考
(有)市山煙火商会	小松島市立江町字高田6番地の2	
佐賀火工(有)	小松島市田野町字宮ノ下57	
(有)太田銃砲火薬店	小松島市江田町字腰前177番地の3	
興国火工(有)	小松島市芝生町字網干147番地1	

4 放射性同位元素保有事業所一覧表

令和5年2月1日現在

事業所名	所在地
日本赤十字社 徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地
エヌ・アンド・イー (株)	小松島市和田津開町字北 395 番地の 6
海上自衛隊 第 24 航空隊	小松島市和田島町字洲端 4 番地の 3

5 毒物・劇物取扱施設数

令和2年6月30日現在

業種 市町村名	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
小松島市	15	5	0	20

5 防災資機材等に関する資料

令和4年10月1日現在

品目	保管総数	単位	備蓄場所						備考	
			ミリカホール	市役所	水道部	和田島緑地		あいさい広場 防災倉庫		指定避難所他
						備蓄倉庫	貯水槽倉			
毛布	9,423	枚	160	208	500				8,555	
寝袋	3,540	枚	100		400			160	2,880	
エアーマット	11,400	枚	1,000		800				9,600	
コンプレッサー	63	基	7		5	3			48	
救急用品セット (50人用)	10	箱	5	2		3				
ワンタッチパーテーション (テント)	796	張	2		150	30			614	
段ボールベッド	830	台	20 (※)	6	146				658	(※)内、10台は乳児用 段ボールベッド
トイレ用テント	193	張	10		10	7		10	156	
簡易トイレ (便座)	228	基	31		10	4		9	174	
電動式トイレ (便座)	16	基	2					1	13	
携帯トイレ	78,920	回数	7,640	1,680	2,800	400		3,000	63,400	
リアカー	45	台	3		2			3	37	
車椅子	24	台	5						19	
手回充電ラジオ	28	台							28	
防水シート	146	枚	90			26		30		
移動かまど	12	個	1			4			7	
ガス発電機	19	台	2	2	1				14	
ガソリン発電機	23	台						1	22	
非常用蓄電池	16	台	1						15	
投光器 (スタンド付き)	30	基	3	3	2				22	
ハロゲンライト	45	基				36	1	5	3	
バルーン式投光器	24	基	1	1	3				19	
給水スタンド	2	基					1		1	
給水ホース	6	本					3		3	
発動給水ポンプ	2	台					1		1	
燃料携行缶 (20ℓ)	21	缶			1	1			19	
担架	7	台				7				

1 備蓄倉庫等における保管資材の状況

※市役所：屋上PH

※指定避難所：小松島・目佐各厚生福祉解放センター、泰地総合センター、市立図書館、小・中学校（13校）
公民館（11箇所）、中央会館、各防災倉庫等

2 水防倉庫施設及び備蓄資材の状況

令和2年4月1日現在

	鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジョレン	カケヤ・ハンマー	土嚢袋類	むしろ	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	土砂	照明器具	ライフジャケット	トランシーバー	ヘルメット	合羽
横須町 消防署	7	7	6	42	13	5	10	1	4197		3		120			50	4	5		8	64	8		
前原町 水防倉庫	5	5	2	2		1	4	4	0				200											10
田浦町 水防倉庫		5		12	5		16	2	0				51											
田野町 水防倉庫	7			7				6	0				30	40										
江田町 水防倉庫	13			2	11	4	9	5	5	0														
元根井 水防倉庫		1	1	5		4	5	3	0															
赤石町 水防倉庫				3				4	0				50											
1分団																						6		
2分団																						4		
3分団																						4		
4分団																						6		
5分団																						4		
6分団																						4		
7分団																						4		
8分団																						4		
9分団																						4		
11分団																						4		
12分団																						6		
13分団																						6		
14分団																						4		
15分団																						4		
16分団																						6		
18分団																						4		
19分団																						6		
20分団																						6		
21分団																						4		
22分団																						4		
23分団																						4		
25分団																						6		

消防本部備付機器として、救命用ゴムボート3艇、ウレタンボート1艇、ウェットスーツ19着、ドライスーツ8着、投光器14台、発電機17台、救命索発射銃1挺、防災用テント4張、チェーンソー4台を有する。

3 林野火災用消火資機材等保有状況

令和4年4月1日現在

資機材 団体名	ジェットシューター (台)	チェーンソー (台)
小松島市消防本部	20	3

4 化学消火薬剤保有数

地区	事業者名	連絡先 (電話)	担当課	製品名	数量 (ℓ)	輸送 手段の 有無	備考
小 松 島	徳島 海上保安部	0885- 33-2244	警備 救難課	ハイフォーム プロフォーム 310 スーパーフォーム	520 120 600	有	
	海上自衛隊 第24航空隊	0885- 37-2111 内線 210	幕僚室 (運用 幕僚)	水性膜泡消火剤 粉末消火薬剤	4,020 1,300	有	化学車 (2台) 2,000ℓ 粉末化学車 400 kg
	ENEOS 株式会 社小松島油槽所	0885- 32-2764	小松島 油槽所	エアフォーム 3%	1,600	無	
	小松島市 消防本部	0885- 33-1200	消防署 消防課	フォレックスパン S スノーラップ H スノーラップ H3% スーパーフォーム 3% プロフォーム 3%	320 40 60 120 20	有	

5 油防除資機材等保有量

機 関 名	油防除資機材保有量等	
	オイルフェンス	油処理剤（乳化剤）
徳島海上保安部	型式： 型、保有量： m 保管場所： 提供量：短期 m 長期 m 輸送方法： その他：	品名：シーグリーン 805 等 保有量：165 缶、2,970ℓ 保管場所：小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量：165 缶、2,970ℓ 輸送方法：船艇（可） その他：
国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港 整備事務所 (令和2年4月1日現在)	型式：オイルスキミングネット（カリ製） 保有量：140m 保管場所：小松島市金磯町 3-52 金磯事務所 提供量：短期 140m、 長期 140m ※ただし、提供料については、 要協議のこと。 輸送方法：船舶（可）	品名：シーグリーン 805 保有量：4 缶、32ℓ 保管場所：小松島市金磯町 3-52 金磯事務所 提供量：4 缶、32ℓ ※ただし、提供料については、 要協議のこと。 輸送方法：船舶（可）
徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課 (令和元年5月8日現在)	型式：A型、保有量：40m 型式：B型、保有量：2,300m 保管場所：各事務所倉庫 提供量：短期 - m、 長期 - m 輸送方法：船舶（可）トラック（可） その他：	品名：カクタスクリーン等 保有量：97 缶、1,728ℓ 保管場所：各事務所倉庫 提供量：- ℓ 輸送方法：-
小松島市消防本部 (令和2年4月1日現在)	型式：その他 総保有量：170m 保管場所：赤石水防倉庫 10m×3 新港水防倉庫 25m×4 20m×2 提供量：短期 100m 長期 100m 輸送方法：軽トラック（可）	品名：オイルクリーナー H、シーグリーン 805 保有量：19 缶（342ℓ） 保管場所：署水防倉庫 提供量：9 缶（162ℓ） 輸送方法：軽トラック（可）

機 関 名	油防除資機材保有量等	
	オイルフェンス	油処理剤（乳化剤）
海上自衛隊 第24航空隊 (令和2年4月1日現在)	型式：OK-200型 保有量：400m 保管場所：○棧橋・・・120m ○旧2格納庫・・・120m ○燃料格納庫・・・160m 提供量：短期－m、 長期－m ※他機関への提出は原則不可。 要望がある場合は、その都度の 状況に応じて調整。 輸送方法：－ その他：太田工業（株）製	品名：トーホカクタスクリーン 保有量：19 缶、342ℓ 保管場所：旧2格納庫 提供量：－ m ※他機関への提出は原則不可。 要望がある場合は、その都度の 状況に応じて調整。 輸送方法：－ その他：－
和田島漁業 協同組合	型式：B型、保有量：60m 保管場所：漁港倉庫 提供量：短期60m、長期－m 輸送方法：船舶（可）トラック（可） その他：－	品名： 保有量：－ 缶、－ℓ 保管場所： 提供量：－ 缶、－ℓ 輸送方法：－ その他：－
小松島漁業 協同組合 (令和2年4月1日現在)	型式：B型 保有量：80m 保管場所：漁港倉庫 提供量：短期80m 長期－m 輸送方法：船舶（可）トラック（可） その他：－	なし
ENEOS株式会社 小松島油槽所	型式：A型、保有量：260m 保管場所：棧橋オイルフェンス巻取機 提供量：短期 m 長期 m 輸送方法：船舶（可） その他：簡易A型	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： その他：
共同港運 株式会社	型式：A型、保有量：40m 保管場所：倉庫 提供量：短期 m 長期 m 輸送方法：トラック（可） その他：	品名：シーグリーンネオス 保有量：36 缶、648ℓ 保管場所：コンテナ内 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法：トラック（可） その他：
徳島小松島港 清港会	型式： 型、保有量： m 保管場所： 提供量：短期 m 長期 m 輸送方法： その他：	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： その他：

機 関 名	油防除資機材保有量等	
	オイルフェンス	油処理剤（乳化剤）
内海曳船 株式会社 小松島出張所	型式： 型、保有量： m 保管場所： 提供量：短期 m 長期 m 輸送方法： その他：	品名：ネオス 保有量：5 缶、80ℓ 保管場所：軸室 提供量： 缶 ℓ 輸送方法： その他：

機関名	油防除資機材保有量等		
	油ゲル化剤（凝固剤）	油吸着剤	油回収器
徳島海上保安部	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：タフネルオイルプロッター等 保有量：300 枚、51 kg 保管場所：油処理剤に同じ 提供量：300 枚、51 kg 輸送方法：船艇（可） その他：	品名：高粘度油回収ネット 保有量：3 式 保管場所：油処理剤に同じ 提供量：3 式 輸送方法：船艇（可） その他：
国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港 整備事務所	品名：αゲル 1000、 1650 保有量：20 缶、190kg 保管場所：油処理剤に 同じ 提供量：20 缶、190kg 輸送方法：船舶（可）	品名：タフネルオイルプロッター 保有量：5,300 枚、568 kg 保管場所：油処理剤に同じ 提供量：5,300 枚、568 kg 輸送方法：船舶（可） その他：	品名：小型油回収器 保有量：1 台 保管場所：油処理剤に同じ 提供量：1 台 輸送方法：船舶（可） その他：
徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課 (令和2年4月1日現在)	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： (否) その他：	品名：レオマット 101 等 保有量：3,000 枚、413 kg 保管場所：オイルフェンスに同じ 提供量： 枚、 kg 輸送方法： () その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：
小松島市 消防本部	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：オイルプロッター 保有量：100 枚、 kg 保管場所：油処理剤に同じ 提供量： 枚、 kg 輸送方法：軽トラック（可） その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：
和田島漁業 協同組合	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：油吸着マット 保有量：470 枚 保管場所：漁協倉庫 提供量： 枚、 kg 輸送方法： その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：
海上自衛隊 第24航空隊	品名：カクタスゲル 保有量：19 缶、342ℓ 保管場所：旧2格納庫 提供量：13 缶、242ℓ 輸送方法：トラック(可) その他：	品名：油吸着マットA 保有量：3,520 枚、211 kg 保管場所：旧2格納庫 提供量：100 枚、10 kg 輸送方法：トラック(可) その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：

機関名	油防除資機材保有量等		
	油ゲル化剤（凝固剤）	油吸着剤	油回収器
ENEOS 株式会社 小松島油槽所	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：スーパーアタックタフネウオセップ [®] 保有量：2,500 枚、262 kg 保管場所：構内倉庫及び棧橋 提供量： 0 枚、 0 kg 輸送方法： その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：
共同港運 株式会社	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：オイルプロッター 保有量：1,500 枚、150 kg 保管場所：倉庫 提供量： 枚、 kg 輸送方法：トラック（可） その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：
徳島小松島港 清港会	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：オイルマット 保有量：100 枚、17 kg 保管場所：清掃船 提供量：100 枚、17 kg 輸送方法：トラック（可） その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：
内海曳船 株式会社 小松島出張所	品名： 保有量： 缶、 ℓ 保管場所： 提供量： 缶、 ℓ 輸送方法： () その他：	品名：吸着マット 保有量：50 枚、5 kg 保管場所： 提供量： 枚、 kg 輸送方法： その他：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法： その他：

6 災害救助物資に関する資料

1 市の備蓄食料

令和4年10月1日現在

	規 格	数 量	備蓄場所
飲料水	ペットボトル 0.5ℓ	22,296 本	サウンドハウスホール 小松島厚生福祉解放センター
	ペットボトル 2.0ℓ	8,880 本	目佐厚生福祉解放センター 泰地総合センター
食 糧	ビスケット	11,184 缶	本庁舎
	アルファ米 (白米)	13,150 食	葬斎場 市内各小中学校
	アルファ米 (五目等)	19,000 食	他指定避難所
	アルファ米 (白がゆ)	5,650 食	
	乳児用 液体ミルク	120 缶	

※ 和田島緑地 50 トン耐震地下貯水槽
小松島南中学校 //

7 災害救助に関する資料

1 災害救助法の適用基準

市の被害が次の表に示す基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用により救助を行う。

人 口 数 (人)	適 用 世 帯 数 (世 帯)	
	① 被 害 世 帯 数	② 被 害 世 帯 数
36,149	60	30

(人口は、令和2年10月の国勢調査による。)

(備考) 被害世帯数は、住家の滅失した世帯(全壊、全焼、流失)を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

① は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

② は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗淨、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8 医療・防疫に関する資料

1 病院及び病床数

病院名	開設区分	所在地	病床数						医療機関の管理者	電話番号
			総数	一般	療養	精神	結核	感染症		
徳島赤十字病院	日赤	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	405	405	0	0	0	0	後藤 哲也	0885-32-2555
江藤病院	医法	〃 大林町字北浦 21 番地の 1	92	31	61	0	0	0	由宇 教浩	0885-37-1559
小松島金磯病院	医法	〃 金磯町 10 番 19 号	47	47	0	0	0	0	加藤 好包	0885-33-1211
小松島病院	医法	〃 田浦町字近里 83 番地の 11	92	0	92	0	0	0	福本 常雄	0885-33-2288
碩心館病院	医法	〃 江田町字大江田 44 番地の 1	82	60	22	0	0	0	矢野 勇人	0885-32-3555
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	日赤	〃 中田町字新開 4 番地の 1	140	140	0	0	0	0	加藤 真介	0885-32-0903
徳島ロイヤル病院	個人	〃 中田町字新開 48 番地	98	38	60	0	0	0	榊田 勝仁	0885-32-8833

2 特定施設に係る医療機関一覧表

1 透析施設

施設名	所在地	電話番号
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
小松島金磯病院	小松島市金磯町 10 番 19 号	0885-33-1211
ライフクリニック	小松島市赤石町 14 番 27 号	0885-37-1811

2 ペースメーカー施設（体外ペースメーカーリングを実施する施設）

施設名	所在地	電話番号
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555

3 救急病院等一覧表

1 災害拠点病院（地域災害拠点病院）

圏域：南部 I

施設名	所在地	電話番号
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777

2 DMAT 指定医療機関

圏域：南部 I

施設名	所在地	電話番号
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777

3 救急告示医療機関

(1) 二次救急医療機関

圏域：南部 I

施設名	所在地	電話番号
阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777
原田病院	阿南市富岡町あ石 14 番地 1	0884-22-0990
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国 13 番地 2	0885-42-2555
江藤病院	小松島市大林町字北浦 21 番地 1	0885-37-1559
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生 40 番地 11	0884-44-6111

(2) 三次救急医療機関（救命救急センター等）

圏域：南部 I

施設名	所在地	電話番号
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555

4 市内の医療機関一覧表

(1) 病院、診療所

医療機関名	住所	電話番号	診療科目
徳島赤十字病院	小松島町字井利ノ口 103 番地	32-2555	総合内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、腎臓内科、外科、呼吸器外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、小児科、整形外科、形成外科、脳神経外科、脳神経血管内治療科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、麻酔科、救急科、乳腺外科、外科（腎不全）
江藤病院	大林町字北浦 21 番地の 1	37-1559	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、整形外科、耳鼻咽喉科、糖尿病内科、リウマチ科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科
小松島金磯病院	金磯町 10 番 19 号	33-1211	内科、胃腸科、外科、肛門科、整形外科
小松島病院	田浦町字近里 83 番地の 11	33-2288	内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科
碩心館病院	江田町字大江田 44 番地の 1	32-3555	内科、消化器内科、整形外科、眼科、循環器内科、糖尿病内科、脳神経外科
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	中田町字新開 4 番地の 1	32-0903	小児科、整形外科、内科、精神科、神経小児科、歯科
徳島ロイヤル病院	中田町字新開 48 番地	32-8833	内科、循環器内科、小児科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、消化器内科
赤岩医院	立江町字宮前 22 番地の 1	37-1013	内科、胃腸科、小児科、外科
荒河内科	立江町字宮前 40 番地の 4	37-1122	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科
かしま耳鼻咽喉科クリニック	日開野町字破閑道 24 番地の 6	35-4133	耳鼻咽喉科、アレルギー科
桂医院	松島町 7 番 1 号	32-0151	内科、胃腸科、小児科
木村内科	松島町 1 番 7 号	32-2001	内科、小児外科、胃腸科、放射線科
高木整形外科医院	松島町 8 番 23 号	33-1133	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
小松島リハビリテーションクリニック	日開野町字宮免 2 番地の 1	33-2805	内科、整形外科、リハビリテーション科
さいとう整形外科クリニック	中田町字土持 21 番地の 25	38-6122	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
庄野耳鼻咽喉科	大林町字高橋 55 番地	37-3341	耳鼻咽喉科、気管食道科
住吉レディースクリニック	南小松島町 8 番 3 号	32-0836	産婦人科
谷医院	立江町字江の上 1 番地の 1	37-1003	内科、小児科、整形外科、眼科

医療機関名	住所	電話番号	診療科目
辻泌尿器科内科クリニック	横須町 12 番 48 号	35-0244	内科、泌尿器科
渚クリニック	前原町字東 19 番地の 3	32-1705	内科、心療内科、神経内科、精神科、小児科
藤野医院	坂野町字平田 18 番地の 2	38-1636	内科、胃腸科、循環器科、リハビリテーション科
ふじの小児科クリニック	坂野町字平田 18 番地の 4	37-0250	神経内科、小児科、リハビリテーション科
マスカット内科循環器科クリニック	横須町 11 番 53 号	33-1100	循環器内科、呼吸器内科、肛門内科、消化器内科、糖尿病内科、漢方内科
南徳島クリニック	中田町字狭間 47 番地	32-8770	内科、消化器内科、アレルギー科、糖尿病内科
宮本小児科	大林町字宮ノ本 113 番地の 1	37-3567	内科、小児科、アレルギー科
山本外科医院	日開野町字高須 119 番地の 1	32-1390	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、肛門外科
ライフクリニック	赤石町 14 番 27 号	37-1811	内科、呼吸器内科、消化器内科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、神経内科、アレルギー内科

(2) 歯科

医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
阿部歯科	立江町字万代 10-5	38-0008	立江歯科	立江町字江ノ上 41-5	38-1160
うおざと歯科	横須町 16 番 3 号	32-8840	天真歯科矯正歯科	小松島町字北浜 36 番地の 2	35-0118
浦田歯科医院	田浦町字神子ノ内 47-1	32-6875	中田歯科医院	中田町字新開 32 番地の 5	32-8885
大守歯科医院	赤石町 4 番 95 号	37-0352	福崎歯科医院	和田島町字松田新田 195 番地の 2	38-1567
喜多歯科医院	坂野町字細野 2-1	38-2165	山之内歯科・口腔外科	小松島町字井利ノ口 104 番地	35-2520
木下歯科医院	中田町字土持 21-28	33-0067	山本歯科医院	松島町 13 番 32 号	32-0084
佐川歯科	小松島町字門田 22-3	33-1464	山本歯科クリニック	中郷町字桜馬場 47-1	33-2530
大野歯科	小松島町字外開 28 番 3 号	32-0330	徳島小松島 KT 歯科	中郷町字加藤 121 番 1	32-4618
しもむら歯科医院	大林町字金島 57-12	38-0353	小松島病院	田浦町字近里 83 番地の 11	33-2288
いしかわ歯科医院	大林町字宮ノ本 12 番 1	39-8148	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	中田町字新開 4 番地の 1	32-0903
須原歯科医院	南小松島町 1 番 32 号	33-1331			
高木歯科医院	南小松島町 8 番 27 号	32-0675			

5 救急自動車（患者輸送車）保有状況

令和5年2月1日現在

種 別	台数	定 置 場 所	所 有 者	備 考
高規格 普通四輪車	2	小松島市消防署	小松島市	0885-33-1200

9 交通に関する資料

1 主要交通途絶予想箇所一覧表

平成 27 年 1 月 1 日現在

路線名	予想される事態	同左区域	同延長 k m	迂回路	備考
宮倉徳島線	冠水	小松島市田野町字宮ノ下	0.5		
田野勢合線	冠水	小松島市田野町字高田 ～ 赤石南	0.8		

2 荷重制限橋梁の状況 (橋長 15m以上)

平成 29 年 4 月 1 日現在

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員 m	荷重制限 t
白鷺橋	県道阿南小松島線	小松島市立江町字江の上	48	4.5	16
大松川橋	県道宮倉徳島線	小松島市江田町字敷地前	169	7.3	16
太田橋	県道和田島赤石線	小松島市和田島町	40	7.0	18

3 市有自動車数

(1) 自動車保有台数

令和4年12月31日現在

普通車		小型車		特殊	軽四	乗合	特種	原付	合計
乗用	貨物	乗用	貨物						
4	3	11	35	0	40		46		139

(水道、運輸部除く)

4 緊急輸送道路

(1) 第1次緊急輸送道路

令和4年12月現在

路線名	区間
徳島南部自動車道	※ 徳島沖洲IC～阿南IC（仮称）＜事業中＞
国道55号 阿南道路	※ 国道55号（小松島市）～国道55号（阿南市）＜事業中＞
国道55号	※ 徳島市～海部郡海陽町 高知県境
徳島上那賀線	* 徳島小松島線（小松島市）～国道55号（小松島市）
小松島港線	* 全線（小松島市）＜事業中＞
徳島小松島線	* 徳島上那賀線（小松島市）～小松島港線（小松島市）
大林津乃峰線	* 全線（小松島市～阿南市）
和田島赤石線	* 小松島飛行場～大京原今津浦和田津線（小松島市）
大京原今津浦和田津線	* 坂野羽ノ浦線（小松島市）～和田島赤石線（小松島市）
坂野羽ノ浦線	* 大京原今津浦和田津線（小松島市）～国道55号（小松島市）
赤石ふ頭線	* 臨港道路（県道大京原今津浦和田津線～臨港道路赤石東ふ頭線）
赤石東ふ頭線	* 臨港道路全線（小松島市）

(2) 第2次緊急輸送道路

令和4年12月現在

路線名	区間
徳島上那賀線	* 国道55号（小松島市）～上勝町役場
小松島佐那河内線	* 小松島港線（小松島市）～国道55号（小松島市）
徳島小松島線	* 徳島環状線（徳島市）～徳島上那賀線（小松島市）
小松島港南小松島停車場線	* 徳島小松島線（小松島市）～市道横須堀川線（小松島市）
花園日開野線	* 国道55号（小松島市）～小松島佐那河内線（小松島市）
幹線南小松島田浦線（小松島市）	○ 小松島港南小松島線（小松島市）～小松島佐那河内線（小松島市）

(3) 第3次緊急輸送道路

令和4年12月現在

路線名	区間
勝浦佐那河内線	* 小松島佐那河内線（小松島市）～国道438号（佐那河内村）
小松島佐那河内線	* 徳島上那賀線（小松島市）～勝浦佐那河内線（佐那河内村）
徳島小松島線	* 小松島港線（小松島市）～国道55号（小松島市）
和田島赤石線	* 大京原今津浦和田津線（小松島市）～徳島小松島線（小松島市）

注) 区間の※表示は国の直轄管理道路、*表示は県管理道路、○表示は本市管理道路を示す。

10 災害対策用ヘリコプター降着適地に関する資料

1 災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	ヘリコプターの 大きさ	ヘリコプター ドクター
小松島高校 運動場	日開野町字 高須	小松島高校校長	0885-32-2166	中	○
海上自衛隊 第24航空隊	和田島町字 洲端	海上自衛隊 第24航空隊司令	0885-37-2111	大	○
児安小学校 運動場	田浦町字 近里	児安小学校校長	0885-32-0171	中	
芝田小学校 運動場	田野町字 中須	芝田小学校校長	0885-32-0212	中	
小松島南中学校 運動場	立江町字 赤石	小松島南中学校校長	0885-38-6612	中	
立江運動広場 (旧立江中学校 運動場)	立江町字 鍋寺	小松島市教育委員会	0885-38-1788	中	
「JA 東とくしま みはらしの丘 あいさい広場」 駐車場の一部	立江町字 炭屋ヶ谷	東とくしま 農業協同組合組合長	0885-37-0990	中	

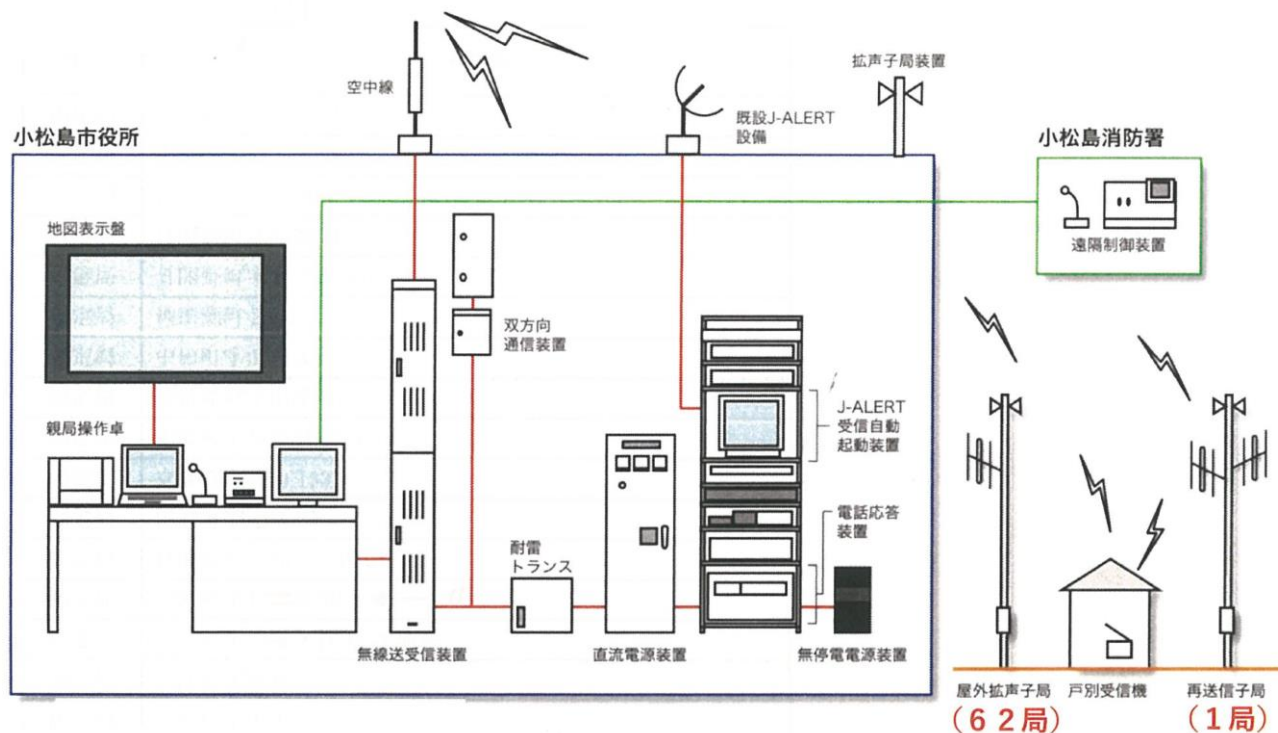
整備中箇所（整備中のため使用できない）

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	ヘリコプターの 大きさ	ドクター ヘリコプター
日峯大神子広城 公園（脇谷地区）	中田町字 脇谷	小松島市 まちづくり推進課	0885-37-3957	大	○

1 1 小松島市無線通信等に関する資料

1 防災行政無線

(1) 通信網



(2) 防災行政無線一覧

親局 1局

種別	出力W	送受信周波数	設置場所
固定局	5	61.49MHzTRX	小松島市役所内

遠隔制御局

種別	設置場所
—	小松島市役所消防指令室

再送信子局 1局

種別	出力W	送受信周波数	設置場所
固定局 (再送信子局)	1 W	61.49MHzTRX	大林町字宮免 16
	5 W	65.54MHzTRX	

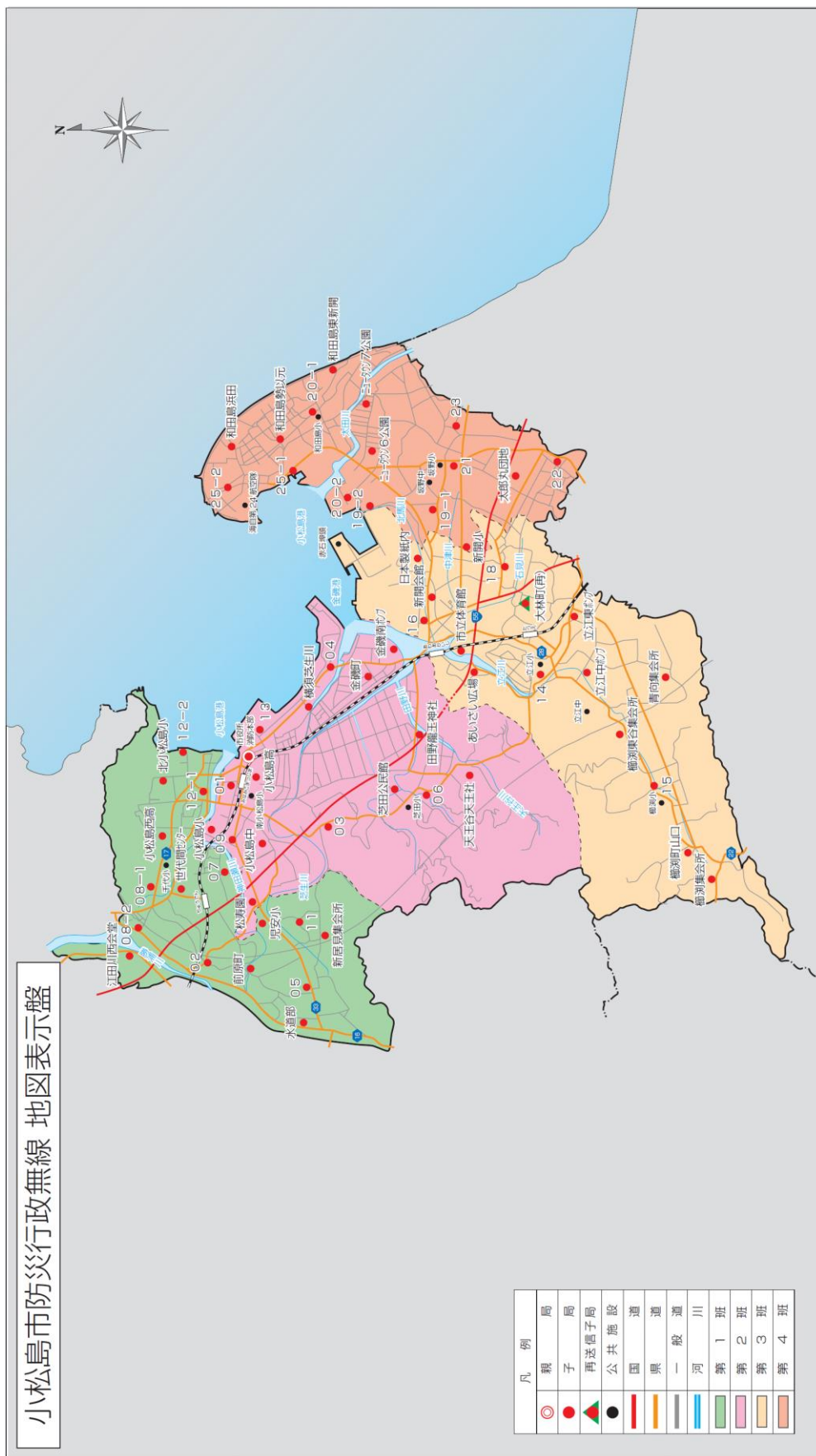
子局（防災行政） 35局

種別	設置場所
固定局	江田町字沖須賀 11-6
固定局	中田町字原の下 28-1
固定局	田浦町字中西 103
固定局	日開野町字高須 47-1
固定局	日開野町字弥三次 3-1
固定局	神田瀬町 2-63
固定局	中田町字浜田 33
固定局	新居見町字山路 83
固定局	中郷町字桜馬場 37-4
固定局	立江町字南山 193
固定局	田浦町字近里 27
固定局	日開野町字加々ミ松 91-1
固定局	田野町字月の輪 78-6
固定局	立江町字炭屋ヶ谷 47-3 地先
固定局	立江町字赤石 74-2
固定局	大林町字中津 37
固定局	赤石町 6-60
固定局	櫛淵町字萱原 92-1
固定局	櫛淵町字油免 20
固定局	金磯町 15
受信局	田野町字今里地先
受信局	田野町字鳥居本 12 地先
受信局	横須町 16 地先
受信局	金磯町 10 地先
受信局	田野町字高田
受信局	豊浦町 1 日本製紙内
受信局	間新田町字ヤケ木 273-34 地先
受信局	間新田町字ヤケ木 49-33 地先
受信局	和田島町字東新開 145
受信局	和田島町字浜田 119-2 地先
受信局	和田島町字勢以元 44 地先
固定局	櫛淵町字山口 37-7
固定局	坂野町字太郎丸 5
固定局	立江町字大吉 86
固定局	立江町馬淵 130

子局 (防災行政・消防) 27局

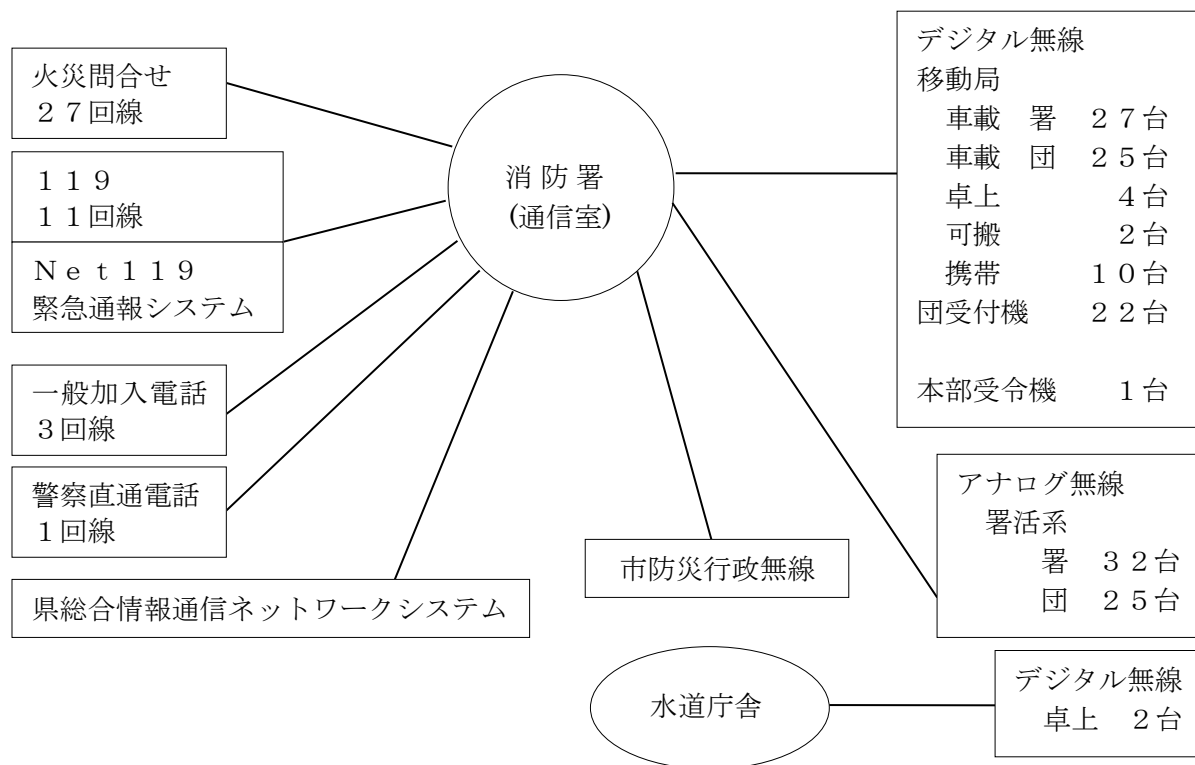
種別	設置場所
受信局	堀川町字東堀川 31-6
受信局	前原町字中川原 56
固定局	芝生町字西居屋敷 104
固定局	金磯町字入江町 61-1
受信局	田浦町字中村 71
受信局	田野町字中須 89
受信局	中郷町字加藤 71-4
受信局	中田町字狭間 6-1
受信局	江田町字腰前 110 番地先
受信局	日開野町字北開 33-4
受信局	新居見町字佃 10-6
受信局	小松島町字外開 7-32
受信局	小松島町字新港 51 番地
受信局	横須町 5-55
受信局	立江町字塩瀬 20-8
受信局	櫛淵町字関免 5-5
受信局	豊浦町 2
受信局	大林町字宮ノ本 29
受信局	坂野町字島ノ内 40-1
受信局	豊浦町 7 番地地先
固定局	和田島町字山のはな 17-1
受信局	和田島町字松田新田 54-3 地先
受信局	坂野町字平田 24-2
受信局	坂野町字目佐 84
受信局	坂野町字天神東 8-1
受信局	和田島町字西浜手 10-48
受信局	和田島町字遠見 15-4

2 防災行政無線全図



3 消防通信

(1) 通信網



(2) 無線機配置状況

局種	呼出名称	出力 W	周波数 MHz	チャンネル	設置場所	備考
基地局	こまつしましょうぼう	5	デジタル	共通波・活動波	消防署	
卓上	こまつしましょうぼう 100	5	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 101	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 102	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 103	〃	〃	〃	〃	
可搬	こまつしましょうぼう 104	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 105	〃	〃	〃	〃	
卓上	こまつしましょうぼう 200	〃	〃	〃	水道庁舎	
〃	こまつしましょうぼう 201	〃	〃	〃	〃	
移動局	こまつしましょうぼう 1	〃	〃	〃	指令車	
〃	こまつしましょうぼう 2	〃	〃	〃	救助工作車	
〃	こまつしましょうぼう 3	〃	〃	〃	タンク車	
〃	こまつしましょうぼう 4	〃	〃	〃	ポンプ車	
〃	こまつしましょうぼう 5	〃	〃	〃	化学車	
〃	こまつしましょうぼう 6	〃	〃	〃	屈折梯子付消防車	
〃	こまつしましょうぼう 7	〃	〃	〃	中型トラック	
〃	こまつしましょうぼう 8	〃	〃	〃	防災活動車	

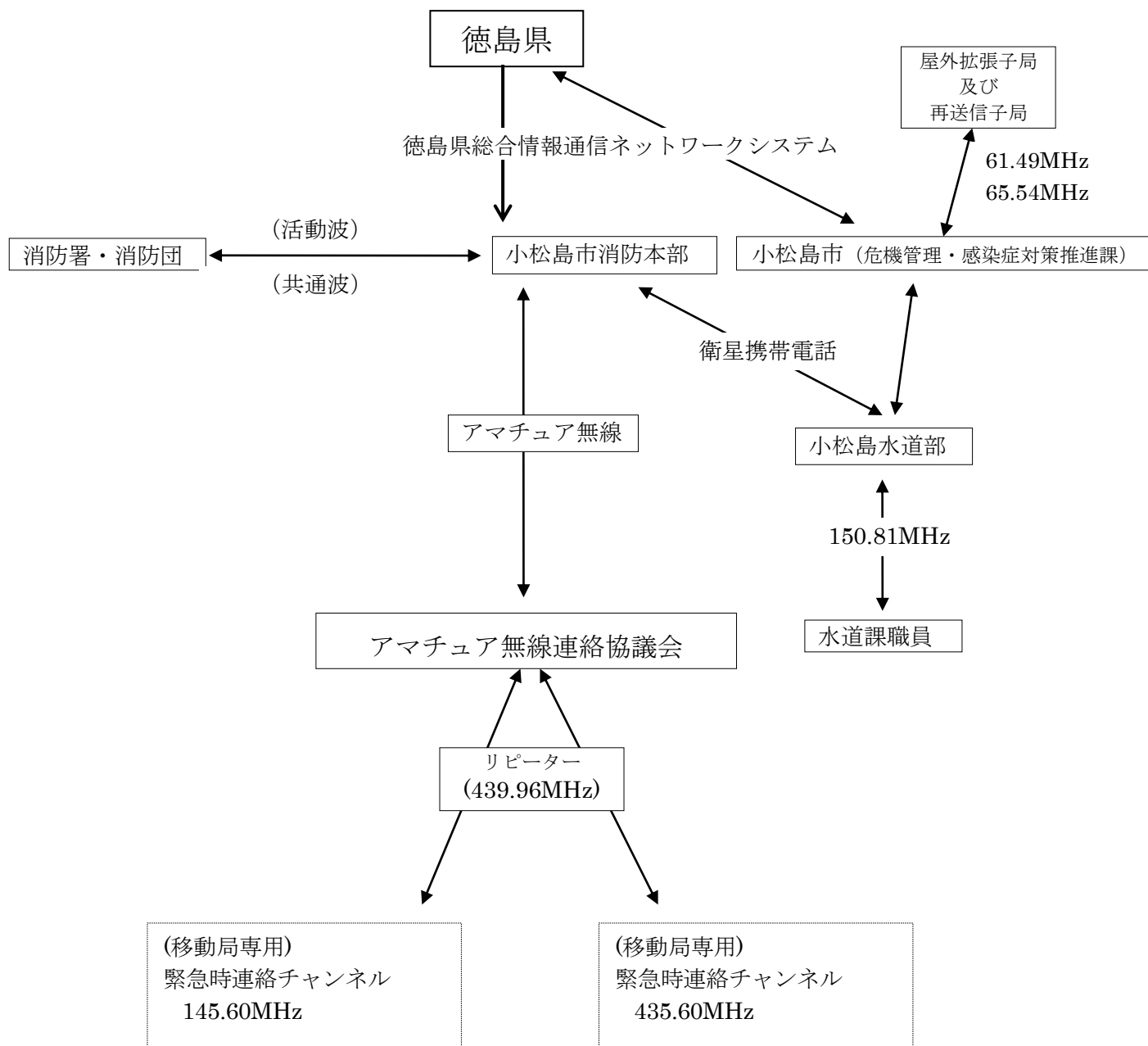
局種	呼出名称	出力 W	周波数 MHz	チャンネル	設置場所	備 考
移動局	こまつしましょうぼう 9	5	デジタル	共通波・活動波	防災車	
〃	こまつしましょうぼう 10	〃	〃	〃	防災車	
〃	こまつしましょうぼう 11	〃	〃	〃	救助資機材搭載車	
〃	こまつしまきゅうきゅう 1	〃	〃	〃	救急車	
〃	こまつしまきゅうきゅう 2	〃	〃	〃	救急車	
〃	こまつしましょうぼう 20	1	〃	〃	携帯	
〃	こまつしましょうぼう 21	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 22	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 23	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 24	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 25	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 26	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 27	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 28	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼう 29	〃	〃	〃	〃	
〃	こまつしましょうぼうだん 1	5	〃	〃	川南	
〃	こまつしましょうぼうだん 2	〃	〃	〃	前原	
〃	こまつしましょうぼうだん 3	〃	〃	〃	芝生	
〃	こまつしましょうぼうだん 4	〃	〃	〃	金磯	
〃	こまつしましょうぼうだん 5	〃	〃	〃	田浦	
〃	こまつしましょうぼうだん 6	〃	〃	〃	田野	
〃	こまつしましょうぼうだん 7	〃	〃	〃	中郷	
〃	こまつしましょうぼうだん 8	〃	〃	〃	中田・江田	
〃	こまつしましょうぼうだん 9	〃	〃	〃	日開野	
〃	こまつしましょうぼうだん 11	〃	〃	〃	新居見	
〃	こまつしましょうぼうだん 12	〃	〃	〃	川北	
〃	こまつしましょうぼうだん 13	〃	〃	〃	横須	
〃	こまつしましょうぼうだん 14	〃	〃	〃	立江	
〃	こまつしましょうぼうだん 15	〃	〃	〃	櫛渕	
〃	こまつしましょうぼうだん 16	〃	〃	〃	赤石	
〃	こまつしましょうぼうだん 18	〃	〃	〃	大林	
〃	こまつしましょうぼうだん 19	〃	〃	〃	苅屋	
〃	こまつしましょうぼうだん 20	〃	〃	〃	和田島 東	
〃	こまつしましょうぼうだん 21	〃	〃	〃	田北	
〃	こまつしましょうぼうだん 22	〃	〃	〃	大場・目佐	
〃	こまつしましょうぼうだん 23	〃	〃	〃	坂野	
〃	こまつしましょうぼうだん 25	〃	〃	〃	和田島 西	

署活系無線 (アナログ) 消防署 3 2 台 消防団 2 5 台
 消防団受令機 各消防団詰所 2 2 台 本部 1 台

4 水道課無線局

局 種	呼 出 名 称	出 力 W	周 波 数	備 考
基 地 局	すいどうこまつしま	10	150.81MHz	1 台
移 動 局		1~10		1 5 台

5 非常災害時の無線通信網



※ 非常災害が発生した場合は指定された周波数を受信し、その対応は移動局専用チャンネルで連絡すること。

6 アマチュア無線連絡協議会会員名簿

令和5年2月現在

役職	氏名	コールサイン	運用	備考
会長	武田 清	J G 5 V U Q	可	
副会長	折部 匡	J A 5 V E Q	可	
副会長	一楽 哲博	J A 5 T S D	可	
会員	植田 勇	J A 5 T S F	可	
会員	日下 武志	J A 5 F F B	可	
会員	土橋 康裕	J E 5 T D X	可	
会員	住村 和則	J E 5 D J M	可	
会員	松本 和夫	J H 5 I N C	可	
会員	浜渕 謙治	J A 5 D I D	可	
会員	宮田 恒博	J E 5 S W W	可	
会員	森原 義則	J A 5 C E X	可	
会員	西崎 剛史	J I 5 N S A	可	
会員	上杉 廣美	J R 5 S C D	可	
会員	栗谷 正博	J H 5 R S L	可	
会員	大森 宗悟	J J 5 I A S	可	
会員	庄野 信之	J H 5 U H C	可	
会員	上坂 敏之	J H 5 R S K	可	
会員	武田 吉子	J G 5 X T M	可	
会員	岩田 勝	J R 5 K S X	可	
会員	広岡 和彦	J R 5 V B Z	可	

7 徳島県非常通信協議会構成員名簿

役職名	機 関 名	職 名
会 長	徳島県	危機管理環境部長
委 員	第五管区海上保安本部徳島海上保安部	部長
委 員	中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部	情報通信部長
委 員	西日本電信電話株式会社徳島支店	支店長
委 員	徳島県	県土整備部長
委 員	徳島県警察本部	警備部長
委 員	四国地方整備局徳島河川国道事務所	所長
委 員	四国電力送配電株式会社徳島支社	電力部長
委 員	徳島地方気象台	次長
委 員	日本放送協会徳島放送局	放送部長
委 員	日本赤十字社徳島県支部	事務局長
委 員	日本銀行徳島事務所	所長
委 員	四国放送株式会社	報道制作局部長
委 員	海上自衛隊徳島教育航空群	保全幕僚
委 員	海上自衛隊第 24 航空隊	通信班長
委 員	徳島県漁業用牟岐無線局	局長
委 員	日本アマチュア無線連盟徳島県支部	支部長
委 員	株式会社日本政策金融公庫徳島支店	支店長
委 員	徳島バス株式会社	運輸部長
委 員	徳島刑務所	統括矯正処遇官
委 員	徳島少年鑑別所	統括専門官
委 員	株式会社 NTT ドコモ四国支社徳島支店	支店長
委 員	株式会社エフエム徳島	統括部長

1 2 小松島市防災関係機関に関する資料

1 消防ポンプ配置状況

令和5年2月1日現在

種別	はしご付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	水そう付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	水槽付小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ積載車	救急車	指令車	防災活動車	救助工作車	防災車	救助資器材搭載車	中型トラック	計
消防署	1	1	1	2				2	1	1	1	1		1	13
消防団				12	5	4	1						1		23

2 消防機械一覧表

令和5年2月1日現在

所属別	使用名称	種別	車名	年式	ポンプ
消防署	屈折はしご付消防自動車	大型四輪車 25m梯子	日野	H28	
〃	水そう付消防ポンプ自動車	普通四輪車 1-A	日野	H27	日本機械 (A-2)
〃	化学消防自動車	普通四輪車 1型	三菱	H16	森田 (A-2)
〃	消防ポンプ自動車	普通四輪車 CD-1	日野	H22	小川ポンプ (A-1)
〃	消防ポンプ自動車	普通四輪車 BD-1	トヨタ	H4	日本機械 (A-2)
〃	救急車	普通四輪車 高規格	トヨタ	H26	
〃	救急車	普通四輪車 高規格	ニッサン	H31	
〃	救助工作車	大型四輪車 II型	日野	H29	
〃	指令車	普通四輪車	トヨタ	H27	
〃	小型動力ポンプ			H10	トーハツ (B-2)
〃	防災車	軽四輪車トラック	三菱	H21	
〃	防災活動車	普通四輪車	ニッサン	H23	
〃	中型トラック	中型トラック	日野	H25	
団本部	救助資器材搭載車	普通四輪車	いすゞ	H22	シバウラ (B-2)

所属別	使用名称	種別	車名	年式	ポンプ(性能)
第1分団	消防ポンプ自動車	普通四輪車CD-1	いすゞ	R2	モリタ(A-2)
第2分団	水槽付小型動力ポンプ付積載車	普通四輪車	日野	H27	ラビット(B-2)
第3分団	消防ポンプ自動車	普通四輪車BD-1	トヨタ	H15	日本造機(A-2)
第4分団	〃	普通四輪車CD-1	日野	H30	小川ポンプ(A-2)
第5分団	〃	〃	〃	H30	モリタ(A-2)
第6分団	水槽付小型動力ポンプ付積載車	普通四輪車	日野	H17	ラビット(B-2)
第7分団	消防ポンプ自動車	普通四輪車CD-1	いすゞ	R4	GMいちほら工業(A-2)
第8分団	〃	普通四輪車BD-1	トヨタ	H12	日本機械(A-2)
第9分団	〃	〃	〃	H14	日本ドラッグカル(A-2)
第11分団	小型動力ポンプ付積載車	普通四輪車	日野	H26	ラビット(B-2)
第12分団	消防ポンプ自動車	普通四輪車BD-1	トヨタ	H13	日本造機(A-2)
第13分団	〃	〃	〃	H12	日本ドラッグカル(A-2)
第14分団	〃	普通四輪車CD-1	〃	R1	モリタ(A-2)
第15分団	小型動力ポンプ積載車	普通四輪車	〃	H22	ラビット(B-2)
第16分団	水槽付小型動力ポンプ付積載車	〃	日野	H21	〃
第18分団	消防ポンプ自動車	普通四輪車CD-1	〃	H28	日本機械(A-2)
第19分団	水槽付小型動力ポンプ付積載車	普通四輪車	〃	H17	ラビット(B-2)
第20分団	小型動力ポンプ付積載車	〃	〃	H23	〃
第21分団	〃	〃	〃	H19	〃
第22分団	〃	〃	〃	H20	〃
第23分団	消防ポンプ自動車	普通四輪車CD-1	トヨタ	H29	モリタ(A-2)
第25分団	水槽付小型動力ポンプ付積載車	〃	日野	H25	ラビット(B-2)

3 消防水利一覧表

消火栓	防火水槽				打込 井戸式	井戸式	プール	計
	60 m ³ 以上	40 m ³	20 m ³	10 m ³				
838	2	51	26	4	100	41	14	1,076

4 消防団 団本部及び分団

団本部

所 属	本 部	電 話
団本部団長	横須町 1-1	
団本部副団長	横須町 1-1	
団本部副団長	横須町 1-1	

分 団

分 団	地 区	分団詰所	詰所電話
第 1 分 団	川 南	堀川町字東堀川 31-6	33-2074
第 2 分 団	前 原	前原町字中川原 54-2	
第 3 分 団	芝 生	芝生町字西居屋敷 104	
第 4 分 団	金 磯	金磯町字入江町 61-1 地先	
第 5 分 団	田 浦	田浦町字児安 64	
第 6 分 団	田 野	田野町字中須 89	
第 7 分 団	中 郷	中郷町字加藤 71-4	
第 8 分 団	中田江田	中田町字狭間 6-1	33-3608
第 9 分 団	日 開 野	日開野町字弥三次 19-1	
第 11 分 団	新 居 見	新居見町字佃 10-6	
第 12 分 団	川 北	小松島町字外開 7-5	
第 13 分 団	横 須	横須町 5-57	
第 14 分 団	立 江	立江町字塩瀬 20-8	
第 15 分 団	櫛 淵	櫛淵町字関免 5-5	
第 16 分 団	赤 石	豊浦町 2	
第 18 分 団	大 林	大林町字宮ノ本 29	
第 19 分 団	苅 屋	坂野町字島ノ内 40-1	
第 20 分 団	和田島東	和田島町字山のはな 17-1	
第 21 分 団	田 北	坂野町字平田 24-2	
第 22 分 団	目佐大場	坂野町字目佐 84	
第 23 分 団	坂 野	坂野町字天神東 5	
第 25 分 団	和田島西	和田島町字西浜手 10-48	38-2039

1 3 避難に関する資料

1 避難場所施設一覧表

(1) 広域避難場所

令和5年2月1日現在

地区名	施設名	電話番号	収容可能人員	施設管理者	備考
中田町	日峯大神子広域公園 (脇谷地区)	37-3957	—※	まちづくり推進課	—※
中田町	小松島西高校運動場	32-0129	8,024	学 校 長	16,049 m ²
中田町	みなと高等学園運動場	34-9100	2,600	学 校 長	5,200 m ²
小松島町	南小松島小学校運動場	32-0149	4,010	学 校 長	8,020 m ²
日開野町	小松島高校運動場	32-2166	6,936	学 校 長	13,873 m ²
日開野町	小松島中学校運動場	32-2044	8,400	学 校 長	16,801 m ²
和田島町	和田島緑地 (多目的広場)	37-1400	11,381	教育委員会	22,762 m ²
	和田島緑地 (野球場)		11,632		23,264 m ²

広域避難場所の収容可能人員は、避難者1人当たりの必要面積を2m²として算出している。

※日峯大神子広域公園(脇谷地区)については現在整備中。

(2) 指定避難所

令和5年2月1日現在

地域	施設名	所在地	施設の状況	電話	避難可能人数	災対法指定※
小松島	小松島小学校	神田瀬町 2-63	鉄骨・体育館	32-0128	221	◎
	小松島中学校	日開野町字弥三次 3-1	鉄筋・体育館、柔剣道場、3階一部教室	32-2044	912	◎
	小松島公民館	神田瀬町 2-63	鉄骨・大広間、和室	32-0756	52	◎
	地藏寺	松島町 11-26	木造・和室	32-1043	45	
南小松島	南小松島小学校	小松島町字高須 36	鉄骨・体育館	32-0149	232	◎
	小松島市総合福祉センター	横須町 11-7	鉄筋・2階和室、大会議室他	33-2255	151	◎
	小松島高等学校	日開野町字高須 47-1	鉄筋・2階体育館、1階剣道、卓球場他	32-2166	1,288	◎
	コミュニティ金磯会館	金磯町 7-1	鉄骨・2階会議室他	32-9559	54	◎
	中央会館	松島町 5-6	鉄筋・1階研修室、2階会議室、3階体育室他	32-2030	284	◎
	南小松島公民館	松島町 1-21	鉄骨・集会室、会議室(和室)	33-0744	46	◎
	(旧)勤労青少年ホーム	南小松島町 1-16	鉄筋・2階講習室、4階大集会室他	33-3283	180	◎
北小松島	北小松島小学校	中田町字浜田 33	鉄骨・体育館	32-0342	360	◎
	北小松島公民館	小松島町字北浜 80	鉄筋・大会議室、会議室	32-8430	67	◎
	元根井漁村センター	中田町字根井 33-3	鉄筋・1階集会室、2階集会室		52	◎
	保健センター・サウンドハウスホール	小松島町字新港 9-10	鉄筋・1階多目的ホール、保健センター 2階リハーサル室他	32-3551	148	◎
	生涯学習センター・市立図書館	小松島町字新港 29-11	鉄筋・2階資料展示室、3階視聴覚室	32-1100	122	◎
	みなと高等学園	中田町字新開 28-1	鉄筋・体育館、校舎 3階研修室他	34-9100	371	◎
	ひのみね 支援学校	中田町字新開 4-1	鉄筋・体育館	32-7847	209	◎
	発達障がい者総合支援センターハナミズキ	中田町字新開 2-2	鉄筋・3階ブレイルーム	34-9001	42	◎
千代	世代間交流健康センター	中郷町字桜馬場 37	鉄骨・和室	32-2595	22	◎
	千代小学校	中田町字奥林 29	鉄骨・体育館	32-0109	226	◎
	建島会館	中田町字狭間 6-1	木造・集会室		15	
	泰地総合センター	中郷町字桜馬場 103-1	鉄筋・1階和室、2階ホール他	33-0194	159	◎
	小松島厚生福祉解放センター	中郷町字加藤 18-1	鉄筋・2階老人広間、3階各教室、4階和室、5階大会議室他	32-5711	204	◎
	小松島西高等学校	中田町字原ノ下 28-1	鉄筋・体育館、格技場、特別教室棟 3階商業美術室・4階統計事務室	32-0129	721	◎
児安	児安小学校	田浦町字近里 27	鉄骨・体育館	32-0171	214	◎
	田浦地区コミュニティ集会所	田浦町字中村 16-5	鉄骨・和室		60	◎
	児安公民館	田浦町字近里 9-1	鉄骨・集会室、和室	33-2510	52	◎
	新居見老人いこいの家	新居見町字山路 33	木造・和室、舞台ホール		22	◎
芝田	芝田小学校	田野町字中須 45	鉄筋・体育館	32-0212	184	◎
	芝田多目的研修センター	芝生町字西居屋敷 107-3	鉄筋・1階健康管理室、2階大集会室他		88	◎
	小松島老人いこいの家(芝田公民館)	田野町字月ノ輪 78-7	鉄骨・和室、会議室、大広間	32-3879	87	◎

地域	施設名	所在地	施設の状況	電話	避難可能人数	災対法指定※
立江	立江小学校	立江町字松本 34-3	鉄筋・体育館	37-1002	211	◎
	立江体育館 (旧立江中学校)	立江町字鍋寺 36	鉄骨・体育館		285	◎
	ふれあいセンター立江	立江町字黒岩 78-1	鉄骨・多目的室、集会室他	38-0334	150	◎
	小松島市立体育館	立江町字赤石 74-2	鉄筋・競技場、トレーニング室	38-1788	1,080	◎
	立江寺	立江町字若松 13	鉄筋・1階和室、2階和室	37-1019	450	
	小松島市立武道館	立江町字赤石 74-2	鉄筋・柔剣道場	38-1788	375	◎
	立江公民館	立江町字清水 184-1	鉄骨・1階会議室、2階研修室他	37-1062	90	◎
	しらさぎ浄園	立江町字大田ノ浦 67-1	鉄骨・2階会議室	38-1452	51	◎
	青向集会所	立江町字南山 192-1	鉄骨・集会室		20	
	小松島南中学校	立江町字赤石 78-2	鉄筋・3階体育館、2～4階普通教室等、5階美術室	38-6612	1,196	◎
榑淵	榑淵小学校	榑淵町字北佃 45	鉄骨・体育館	37-1058	174	◎
	榑淵地区コミュニティ集会所	榑淵町字萱原 92-1	鉄骨・集会室		22	◎
	喰味谷老人ルーム	榑淵町字喰味谷 101	鉄骨・和室	38-1073	22	◎
	榑淵教育集会所	榑淵町字関免 5-5	鉄骨・1階会議室、2階講義室	38-2213	22	◎
	榑淵公民館	榑淵町字北佃 41	鉄骨・集会室、和室	38-2320	48	◎
	東谷集会所	榑淵町字油免	木造・集会室		10	
	榑淵湯谷集会所	榑淵町字湯谷 52	木造・集会室		24	
坂野	坂野小学校	坂野町字根上り 6-1	鉄筋・体育館	37-1512	228	◎
	坂野体育館 (旧坂野中学校)	坂野町字根上り 37	鉄骨・体育館		300	◎
	目佐厚生福祉解放センター	坂野町字目佐 101	鉄筋・2階和室、3階大会議室他	37-0358	199	◎
	坂野公民館	坂野町字平田 24-2	鉄骨・1階会議室、2階ホール	38-2325	82	◎
	東とくしま農業協同組合 小松島南部支所	坂野町字種井 19-1	鉄筋・2階会議室、和室	37-1501	90	
	目佐老人ルーム	坂野町字目佐 83-1	鉄骨・和室	37-2225	30	◎
和田島	和田島小学校	和田島町字山のはな 8	鉄筋・体育館	37-1911	232	◎
	和田島公民館	和田島町字明神北 129	鉄筋・1階和室、2階集会室 他	37-2723	92	◎
	和田島漁業協同組合	和田島町字西浜手 10-33	鉄筋・2階会議室、3階研修室他	37-1621	97	
	(旧) 和田島保育所	和田島町字明神北 131-2	鉄筋・保育室、遊戯室	37-2044	112	◎
	(旧) 東とくしま農業協同組合 和田島支所	和田島町字明神北 14	鉄筋・2階研修室、会議室	38-2111	52	
	コミュニティ交流センターみさき	和田島町字遠見 73-11	鉄筋・集会室、和室		36	◎
新開	新開小学校	大林町字中津 37	鉄筋・体育館	37-1102	225	◎
	コミュニティセンター 新開会館	赤石町 6-60	鉄筋・1階会議室、2階会議室	38-1931	69	◎

指定避難所の収容可能人員は、避難者1人当たりの必要面積を2㎡として算出している。

※ ◎：災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づいて指定した指定避難所

※市内の小中学校(11校)および中学校(2校)については、避難所開設時にペットの同行避難受入施設として指定済み(令和4年11月28日通知)

(3) 指定緊急避難場所（緊急一時避難場所）

①避難建築物

令和5年2月1日現在

地域	施設名	所在地	避難可能人数	使用できる箇所	津波 ※1	洪水 ※2	崖崩れ ※3	高潮 ※4
小松島	小松島小学校	神田瀬町 2-63	津波：702 その他：1,376	津波：校舎3階（一部除く） その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	小松島中学校	日開野町字弥三次 3-1	津波：1,275 その他：3,078	津波：校舎3階（一部除く）その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	市営住宅加藤南団地（1、2）	小松島町字菖蒲田 18-2	津波：14	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	ハーブメゾン清美	神田瀬町 5-10	津波：25	津波：3階外階段、共用廊下	○	—	—	—
	キューエイ小松島店屋上駐車場	小松島町字若井崎 10-1	津波：1,800	2階屋上駐車場	○	—	—	—
	ルピア屋上駐車場	小松島町字領田 20	津波：3,800	2階屋上駐車場	○	—	—	—
	小松島みなと合同庁舎	小松島町字外開 1-11	津波：346	2階ホール、2階から4階までの階段（東側）、3階ホール・廊下	○	—	—	—
	徳島赤十字病院屋上	小松島町字井利ノ口 103	津波：1,000	西棟屋上（3階屋上、5階屋上）	◎	—	—	—
	スーパーホテル徳島・小松島天然温泉	小松島町字若井崎 10-6	津波：266	共用廊下・エレベーター前ホール（2階～8階）	◎	—	—	—
南小松島	小松島市役所屋上	横須町 1-1	津波：400	4階屋上	○	—	—	—
	南小松島小学校	小松島町字高須 36	津波：1,936 その他：1,628	津波：校舎3階（一部除く）、3階屋上 その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	小松島市総合福祉センター	横須町 11-7	津波：380 その他：452	津波：2階屋上 その他：2階（一部除く）	○	◎	◎	◎
	ファーストイン K K1、K2、K3	横須町 1-56、57、58	津波：120	3階、4階（外階段、共用廊下）	○	—	—	—
	小松島高等学校	日開野町字高須 47-1	津波：1,689 その他：1,460	津波：2階体育館・ステージ、管理・特別教室棟廊下（3階、4階） その他：2階体育館、クラブハウス棟2階	◎	◎	◎	◎
	中央会館	松島町 5-6	津波：285 その他：511	津波：3階（一部除く） その他：2階、3階（一部除く）	○	◎	◎	◎
	（旧）勤労青少年ホーム	南小松島町 1-16	津波：391 その他：555	津波：3階、4階（一部除く） その他：2階、3階、4階（一部除く）	○	◎	◎	◎
	コミュニティ金磯会館	金磯町 7-1	その他：84	その他：2階（一部除く）	—	◎	◎	◎
	ファーストイン K 5	金磯町 4-100	津波：50	3階、4階（外階段、共用廊下）	○	—	—	—
	サンモール 8 8	金磯町 5-42-6	津波：22	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	コーポ V	金磯町 9-10	津波：10	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	宮城マンション	小松島町字今開 7-5	津波：40	津波：3階共用廊下	○	—	—	—

地域	施設名	所在地	避難可能人数	使用できる箇所	津波 ※1	洪水 ※2	崖崩れ ※3	高潮 ※4
南 小 松 島	ラ・ヴィーダ	日開野町字高須 33-1	津波：6	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	NTT 小松島電話交換所	日開野町井理守 42-1	津波：505	津波：3階階段、踊り場、3階屋上部分	○	—	—	—
	金磯南雨水ポンプ場	金磯町字土手町地内	津波：450	津波：3階屋上	○	—	—	—
北 小 松 島	北小松島小学校	中田町字浜田 33	津波：855 その他：1,362	津波：校舎3階（一部除く） その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	生涯学習センター・市立図書館	小松島町字新港 29-11	津波：177 その他：421	津波：3階（一部除く） その他：2階3階（一部除く）	○	◎	◎	◎
	保健センター・サウンドハウスホール	小松島町字新港 9-10	その他：645	その他：2階（一部除く）	—	◎	◎	◎
	小松島市総合コミュニティーセンター	小松島町字新港 36-24	津波：470	津波：3階共用部分（階段、廊下、ホール、PH）	○	—	—	—
	ハイランドマンション多田 1、2、3	中田町字脇谷 52-1	津波：150	津波：共用部分（階段、廊下等）	○	—	—	—
	みなと高等学園	中田町字新開 28-1	津波：310	津波：本館2階屋上	◎	—	—	—
	市営住宅日峰団地（1～5）	中田町字脇谷 3-2	津波：75	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
千 代	千代小学校	中田町字奥林 29	津波：507 その他：1,547	津波：校舎3階（一部除く） その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	小松島西高等学校	中田町字原ノ下 28-1	津波：695 その他：882	津波：特別教室棟3、4階（一部除く） その他：特別教室棟2階以上（一部除く）、 宿泊訓練棟2階	◎	◎	◎	◎
	県営住宅小松島団地（1～3号棟）	中郷町字西野 1-29	津波：1260	津波：1号棟は3～10階共用部分（廊下・ 階段室・踊り場）、2,3号棟は3～5階共用 廊下	○	—	—	—
	市営住宅豊ノ本団地（2～9）	中郷町字豊ノ本 93-1	津波：146	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	市営住宅加藤団地（3～5）	中郷町字加藤 7-1	津波：24	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	市営住宅加藤西団地（1～6）	中郷町字加藤 126-1	津波：42	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	小松島厚生福祉解放センター	中郷町字加藤 18-1	津波：937 その他：751	津波：3階～5階（一部除く）、5階屋上 その他：2階～5階（一部除く）	○	◎	◎	◎
	泰地総合センター	中郷町字桜馬場 103-1	津波：120 その他：241	津波：2階屋上 その他：2階（一部除く）	○	◎	◎	◎
児 安	児安小学校	田浦町字近里 27	津波：568 その他：1,062	津波：校舎3階（一部除く） その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	田浦地区コミュニティ集会所	田浦町字中村 16-5	津波：211	津波：和室	○	—	—	—

地域	施設名	所在地	避難可能人数	使用できる箇所	津波 ※1	洪水 ※2	崖崩れ ※3	高潮 ※4
芝田	芝田小学校	田野町字中須 45	津波：958 その他：697	津波：校舎3階（一部除く）、3階屋上 その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	芝田多目的研修センター	芝生町字西居屋敷 107-3	その他：123	その他：2階（一部除く）	—	◎	◎	◎
	市営住宅旗山団地1	芝生町字西居屋敷 186-1	津波：15	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	小松島市葬斎場	田野町字赤石北 64-1	津波：245	津波：2階屋上	◎	—	—	—
立江	立江小学校	立江町字松本 34-3	津波：172 その他：172	津波：校舎3階（一部除く） その他：校舎3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	しらさぎ浄園	立江町字大田ノ浦 67-1	津波：546	津波：1階集会室、2階会議室他	◎	—	—	—
	メゾングランチャリオ	立江町字宮前 28-1	津波：22	津波：3～4階共用部分（廊下・階段室）	○	—	—	—
	小松島南中学校	立江町字赤石 78-2	津波：2,922 その他：3,897	津波：校舎3階～5階（一部除く） その他：校舎2階～5階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
楡渕	楡渕小学校	楡渕町字北佃 45	津波：276 その他：502	津波：校舎3階（一部除く） その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	楡渕湯谷集会所	楡渕町字湯谷 52	津波：24	津波：集会室	○	—	—	—
	喰味谷老人ルーム	楡渕町字喰味谷 101	津波：22	津波：和室	○	—	—	—
坂野	坂野小学校	坂野町字根上り 6-1	津波：2080 その他：1,147	津波：校舎2階3階（一部除く）、3階屋上 その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	市営住宅太郎丸住宅（1～7）	坂野町字太郎丸 5	津波：77	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	目佐厚生福祉解放センター	坂野町字目佐 101	津波：388 その他：548	津波：3階（一部除く）、3階屋上 その他：2階3階（一部除く）	○	◎	◎	◎
和田島	和田島小学校	和田島町字山のはな 8	津波：1,017 その他：1,090	津波：校舎3階（一部除く）、3階屋上 その他：校舎2階3階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	和田島公民館	和田島町字明神北 129	津波：166 その他：124	津波：2階屋上 その他：2階（一部除く）	◎	◎	◎	◎
	和田島漁業協同組合	和田島町字西浜手 10-33	津波：100	津波：3階会議室	○	—	—	—
	市営住宅和田島団地（1～12）	和田島町字明神東 6-1	津波：108	津波：3階共用廊下	○	—	—	—
	海上自衛隊小松島航空基地体育館	和田島町字洲端 4-3	津波：484	津波：体育館	◎	—	—	—
	徳島小松島港赤石地区津波避難タワー	和田津開町字北 401	津波：200	津波：屋上	◎	—	—	—

地域	施設名	所在地	避難可能人数	使用できる箇所	津波 ※1	洪水 ※2	崖崩れ ※3	高潮 ※4
新開	新開小学校	大林町字中津 37	津波：1,365 その他：1,019	津波：校舎 3 階(一部除く)、3 階屋上 その他：校舎 2 階 3 階(一部除く)	◎	◎	◎	◎
	シャルムコハク	大林町字岩戸 22-1	津波：17	津波：3 階共用廊下	○	—	—	—
	花しんばり子ども園屋上	大林町字金岡 70	津波：708	2 階屋上	○	—	—	—
	コミュニティセンター新開会館	赤石町 6-60	その他：110	2 階(一部除く)	—	◎	◎	◎

①-2 盛土式津波避難施設

地域	施設名	所在地	避難可能人数	津波 ※1	洪水 ※2	崖崩れ ※3	高潮 ※4
和田島	小松島ニュータウン地区津波避難施設 希望の丘	和田島町字松田新田 (ニュータウン第 2 公園)	920	◎	—	—	—

②避難場所

地域	施設名	所在地	避難可能人数	津波 ※1	洪水 ※2	崖崩れ ※3	高潮 ※4
北小松島	日峯ドライブウェイ	中田町字東山		○	—	—	—
	(旧)長楽苑温泉駐車場周辺	中田町字東山 7-2	4,000	○	—	—	—
千代	碩心館病院駐車場周辺	江田町字大江田 44-1	400	◎	—	—	—
	勝浦川橋北詰高台	江田町字敷地前 76-16、78-4	250	◎	—	—	—
芝田	住吉神社参道・赤石山登山道	田野町字金山		○	—	—	—
	天理教勝島分教会境内周辺	田野町字仮家 107-2		◎	—	—	—
	春日霊園付近	田野町溝ノ木		◎	—	—	—
	恩山寺谷会堂奥	田野町字恩山寺谷		○	—	—	—
	東山ノ神(バイパストンネル上)周辺	田野町字東山		◎	—	—	—
	旗山(3 箇所)神社境内	芝生町字宮ノ前		○	—	—	—
児安	徳島乗馬倶楽部周辺	新居見町字東山下 32-1		○	—	—	—
	勝浦川橋南詰高台	江田町字大江田 12-5		◎	—	—	—
立江	J A 東とくしまみはらしの丘 あいさい広場駐車場	立江町字炭屋ヶ谷 47-3	19,870	◎	—	—	—
	徳島通運株式会社小松島支店駐車場	立江町字大田ノ浦 11-12	1,440	○	—	—	—

新開	中村公会堂周辺	大林町字中村 91-1		◎	—	—	
阿南市	能路寺山	阿南市羽ノ浦町宮倉背戸田 60		◎	—	—	

※ 指定緊急避難場所の収容可能人員は、避難者 1 人当たりの必要面積を 1 m²として算出している。

※ 新たに建設される盛土式津波避難施設・津波避難タワー等に関しては避難者 1 人当たりの必要面積を 0.5 m²として算出する。

※ 1 ◎：災害対策基本法第 4 9 条の 4 第 1 項の規定に基づいて指定した指定緊急避難場所（津波）

○：災害対策基本法改正前より、市が指定している指定緊急避難場所（津波）

※ 2 ◎：災害対策基本法第 4 9 条の 4 第 1 項の規定に基づいて指定した指定緊急避難場所（洪水、内水氾濫）

※ 3 ◎：災害対策基本法第 4 9 条の 4 第 1 項の規定に基づいて指定した指定緊急避難場所（崖崩れ、土石流及び地滑り）

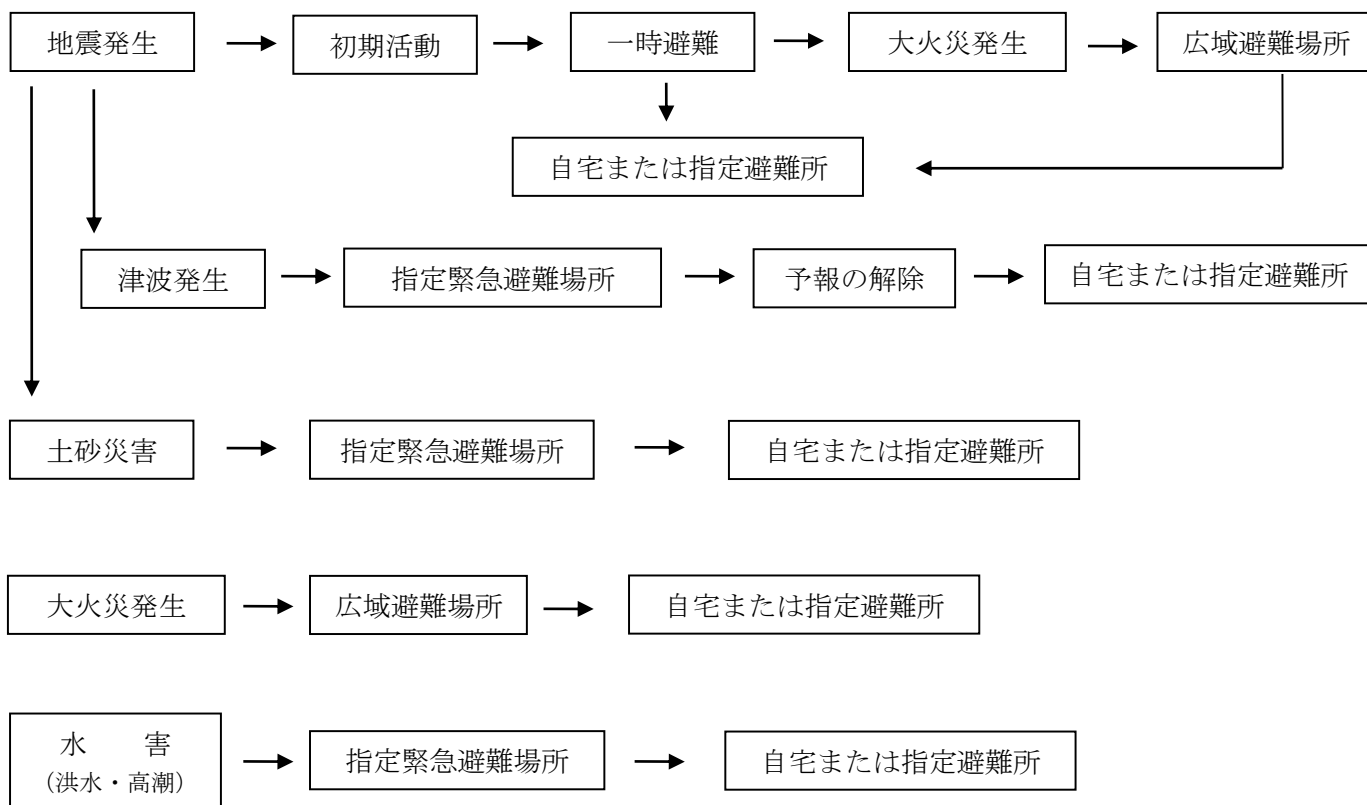
※ 4 ◎：災害対策基本法第 4 9 条の 4 第 1 項の規定に基づいて指定した指定緊急避難場所（高潮）

(4) 福祉避難所

令和 5 年 2 月 1 日現在

地域	施設名	所在地	電話番号	受入対象
和田島	介護老人保健施設 明和苑	和田島町字浜塚 108-3	37-3777	—
児安	養護老人ホーム 松寿園	日開野町字加々ミ松 91-1	32-0100	—
坂野	特別養護老人ホーム 恵光苑	坂野町字檜のべ 32-1	37-3000	—
南小松島	ケアハウス健祥会アムス	日開野町字宗人屋敷 71-4	33-3117	—
北小松島	特別養護老人ホーム 千歳苑	小松島町字元根井 54-1	33-2040	—
	グループホーム青空	中田町字新開 52	35-1355	—
	小松島市保健センター	小松島町字新港 9-10	32-3551	妊婦・乳幼児
新開	老人保健施設ライフ慈友館	赤石町 13-24	38-1700	—
児安	(有)プレタ グループホームファミリーヒルズ	新居見町字東山下 102-4	32-6517	—
立江	みやま園	立江町字黒岩 1-8	37-0771	—

2 災害別避難方法



(※各災害とも、身体等の状況から指定避難所での生活が困難とされた場合には、福祉避難所へ移動する場合があります)

(1) 指定避難所

災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。

(2) 広域避難場所

地震等に伴う大火災等による二次災害の危険から、地域住民の生命の安全を守る場所をいい、火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者を安全に保護することのできる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド、その他公共空地で行政が避難場所として指定を行っている場所。

なお、広域避難場所は大規模な延焼火災等を想定して指定されたものであり、地震があってもすぐに避難する場所ではない。

(3) 指定緊急避難場所（緊急一時避難場所）

災害発生時に、緊急的・一時的に避難するための建築物・場所。

(4) 福祉避難所

災害発生時に一般の避難所での生活に支障をきたす障がい者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方）等の災害時要援護者を受け入れるため、特別な配慮がなされた避難所（災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用せず、まず近くにある一般の避難所へ避難する。福祉避難所が開設された場合、必要性の高い方から優先的に移る避難所）

3 避難指示等の発令の判断基準マニュアル

(平成 18 年 6 月作成、令和 4 年 3 月最終改正)

1 目的

このマニュアルは、小松島市地域防災計画 共通対策編 第 3 章 第 7 節「避難対策の実施」に示された「実施責任者と実施基準」をより具体化し、市民の生命・身体を災害から保護し、または被害を最小限に止めることを目的とする。

2 一般的な発令の判断基準等

(1) このマニュアルは、過去の災害及び関係機関の資料を基に作成したものであり、自然現象を対象とするため、治水・都市開発整備事業の経年変化、最近の異常気象等々で想定外の事態の発生もありうることから、数値的な判断にとらわれることなく、各種情報を総合的に判断し、適時に適切な判断をすることとする。

(2) 住民が避難するためには、避難指示等を住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難場所への移動時間等を考慮する。

「夜間に避難行動を求めることを極力避け、余裕を持って発令を」

「空振りを恐れず発令を、起きてからでは遅すぎる」

(3) 一般的な判断基準

	発令の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 指定緊急避難場所への立ち退き避難が危険と判断する場合は近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行う。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 指定緊急避難場所への立ち退き避難が危険と判断する場合は近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行う。

近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

3 各種災害における具体的基準

(1) 洪水災害

① (勝浦川)

想定破堤箇所	勝浦川右岸の田浦堰～河口（徳島市境界）の間 ・洪水、土砂災害ハザードマップ参照	
	田浦町（野上橋）付近	前原町（修堤碑）付近
避難対象地区	田浦町字：西原、東内、北原、矢三、泉川、 神子の内、中西	前原町字：中川原、西、茶園、弁財天、開、 泉川 田浦町字：泉川
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) ・ 河川情報等 徳島県東部県土整備局（徳島）河川管理担当 (TEL 088-653-8847) 川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) 小松島市消防(水防)本部 (TEL 32-2119) 徳島市消防局警防課 (TEL 088-656-1192) 徳島県正木ダム管理事務所 (TEL 0885-45-0311) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小松島市消防団第5分団＝田浦 ・ 小松島市水道部（昼のみ TEL 32-6188） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小松島市消防団第2分団＝前原 ・ 小松島市水道部（昼のみ TEL 32-6188）
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江田水位観測所（江田町中須賀）において、「避難判断水位」（4.1m）を突破し引き続き水面上昇が予想される時 ・ 人的被害の発生する可能性が高まった時 	
	田浦町（野上橋）付近の堤防からの漏水の増加	前原町（修堤）付近の堤防からの漏水の増加
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江田水位観測所において、「氾濫危険水位」（4.7m）を突破し引き続き水面上昇が予想される時 ・ 主要地方道徳島～上那賀線路上に亀裂が発見された時 ・ 濁色漏水の増加 ・ 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時 	
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江田水位観測所において、氾濫危険水位を超えた状態で、堤防天端高に到達する可能性が高い時 ・ 堤防が決壊または越水した時 ・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時 ・ 人的被害の発生した時 	
指定緊急避難場所	P.129～P.136の「1 避難場所施設一覧表」参照	
避難解除	・ 洪水警報が解除され、小松島市災害対策本部がその危険性がなくなったと判断した時	
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元水(消)防団、サイレン等吹鳴装置、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール ・ マスコミ（NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ） 	

② (立江川)

想定破堤箇所	立江川左岸 : 立江町字小田ノ浦付近 立江川右岸 : 赤石町 11・12 番付近及び立江町字赤石付近 立江川左右岸 : 立江町字清水付近、立江町字江ノ上付近及び立江町字松塚付近
対象地区	立江川沿い (赤石町、大林町、立江町、楡渕町)
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) ・ 河川情報等 徳島県東部県土整備局 (徳島) 河川管理担当 (TEL 088-653-8847) 川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) ・ 地元消防 (水防) 団
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降り始めてからの雨量が 100mm を超え、今後も 1 時間に 50mm 以上の強い雨が降ると予想される時 ・ 河川沿い地区で浸水が認められた時 ・ 河川の増水、降雨状況や降雨予測により水が溢れ出す危険が高い時 ・ 人的被害の発生する可能性が高まった時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降り始めてからの雨量が 200mm を超え、今後も 1 時間に 50mm 以上の強い雨が降ると予想される時 ・ 河川沿い地区での一部浸水の拡大が予測された時 ・ 堤防が決壊または越水する可能性が高まった時 ・ 排水先の河川・海面の水位が高くなり、排水ポンプ能力を超えることが見込まれる時 ・ 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防が決壊または水が溢れ出した時 ・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時 ・ 人的被害の発生した時
指定緊急避難場所	P. 129～P. 136 の「1 避難場所施設一覧表」参照
避難解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水警報が解除され、小松島市災害対策本部がその危険性がなくなったと判断した時
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元水(消)防団、サイレン等吹鳴装置、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール ・ マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ)

③ (那賀川)

想定破堤箇所	那賀川左岸の持井橋付近～河口の間 (阿南市羽ノ浦町・那賀川町側) ・洪水、土砂災害ハザードマップ参照
対象地区	赤石町、立江町、櫛淵町、坂野町、大林町、豊浦町、間新田町、和田津開町、和田島町
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) ・ 河川情報等 徳島県東部県土整備局 (徳島) 河川管理担当 (TEL 088-653-8847) 川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) 国土交通省那賀川河川事務所 (TEL 0884-22-6461) 阿南市 危機管理部 危機管理課 (阿南市災害対策本部) (TEL 0884-22-9191) ・ マスコミ (NHK、四国放送) ・ 小松島市消防(水防)本部 (TEL 32-2119)
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古庄 (那賀川橋) 水位観測所において、「避難判断水位」 (7.9m) を突破し、引き続き水面上昇が予想される時 ・ 人的被害の発生する可能性が高まった時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古庄 (那賀川橋) 水位観測所において、「氾濫危険水位」 (8.8m) を突破し、引き続き水位上昇が予想される時 ・ 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古庄 (那賀川橋) 水位観測所において、「氾濫発生水位」 (9.8m) を突破し、那賀川の破堤の恐れが高まった時 ・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時 ・ 人的被害の発生した時
指定緊急避難場所	P. 129～P. 136 の「1 避難場所施設一覧表」参照
避難解除	・ 洪水警報が解除され、小松島市災害対策本部がその危険性がなくなったと判断した時
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元水(消)防団、サイレン等吹鳴装置、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール ・ マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ)

(2) 土砂災害

① (土石流)

想定危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所 市内 55 箇所 (H18.5.29 現在) 洪水、土砂災害ハザードマップ参照 徳島県総合地図提供システム (土砂災害警戒区域等マップ) (http://maps.pref.tokushima.jp/landslide/)
避難対象地区	<p>土砂災害 (特別) 警戒区域 (土石流) 58 箇所 (H30.1.26 現在)</p> <p>土石流危険溪流</p> <p>(Ⅰ) 23 箇所 人家戸数 341 戸 (田浦町、新居見町、中田町、田野町、立江町、櫛淵町 内)</p> <p>(Ⅱ) 27 箇所 人家戸数 49 戸 (田浦町、中田町、芝生町、田野町、立江町、櫛淵町 内)</p> <p>(Ⅲ) 5 箇所 (田野町、芝生町、櫛淵町 内)</p>
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) 砂防情報等 徳島県県土整備部砂防防災課 (TEL 088-621-2542) 住民からの情報 地元消防団からの情報 小松島市消防団第 3 分団＝芝生 小松島市消防団第 5 分団＝田浦 小松島市消防団第 6 分団＝田野 小松島市消防団第 8 分団＝中田江田 小松島市消防団第 14 分団＝立江 小松島市消防団第 15 分団＝櫛淵
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数の基準に到達する場合。 近隣で前兆現象 (流水の異常な濁り、わき水量の増加、表面に流水が発生) を発見した時 人的被害の発生する可能性が高まった時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 近隣で前兆現象 (溪流内での転石の音、流木発生) を発見した時 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合。 近隣で前兆現象 (土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位の激減) を発見した時 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時
指定緊急避難場所	P.129～P.136 の「1 避難場所施設一覧表」参照
避難解除	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市災害対策本部がその危険性がなくなると判断した時
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 地元消防団、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ)

② (崖崩れ) その1

想定危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所 市内 146 箇所 (H18. 5. 29 現在) 洪水、土砂災害ハザードマップ参照 徳島県総合地図提供システム (土砂災害警戒区域等マップ) (http://maps.pref.tokushima.jp/landslide/) 					
避難対象地区	土砂災害 (特別) 警戒区域 (急傾斜地の崩壊) 149 箇所 (H30. 1. 26 現在) 急傾斜地崩壊危険箇所 (田浦町、新居見町、中田町、芝生町、田野町、立江町、櫛淵町 内) (Ⅰ) 47 箇所 人家戸数 426 戸 (Ⅱ) 85 箇所 人家戸数 178 戸 (Ⅲ) 14 箇所					
	新来島ドック 横沖神社付近 中田町字東山	「藤岡 叶」 宅裏山 中田町字根井	「福田 稔」 宅裏山 中田町字根井	市當日ノ峰団 地裏山 中田町字脇谷	土砂採石場 中田町字東山	建島神社付近 中田町字西山
	道路遮断	人家戸数 6 戸	人家戸数 3 戸	人家戸数 3 戸	人家戸数 6 戸	人家戸数 3 戸
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等 徳島地方气象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) 砂防情報等 徳島県県土整備部砂防防災課 (TEL 088-621-2542) 住民からの情報 					
	小松島市消防団第 12 分団＝川北					小松島市 消防団 第 8 分団 ＝中田江田
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数の基準に到達する場合。 近隣で前兆現象 (わき水量の増加、表面に流水が発生) を発見した時 人的被害の発生する可能性が高まった時 					
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 近隣で前兆現象 (小石がパラパラ落下、わき水が発生、わき水の濁り) を発見した時 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時 					
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合。 近隣で前兆現象 (わき水の停止、わき水の噴き出し、斜面のふくらみ、小石が頻繁に落下、地鳴り) を発見した時 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時 					
指定緊急避難場所	P. 129～P. 136 の「1 避難場所施設一覧表」参照					
避難解除	・小松島市災害対策本部がその危険性がなくなると判断した時					
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 地元消防団、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ) 					

② (崖崩れ) その2

想定危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所 市内 146 箇所 (H18.5.29 現在) 洪水、土砂災害ハザードマップ参照 徳島県総合地図提供システム (土砂災害警戒区域等マップ) (http://maps.pref.tokushima.jp/landslide/) 				
避難対象地区	土砂災害 (特別) 警戒区域 (急傾斜地の崩壊) 149 箇所 (H30.1.26 現在) 急傾斜地崩壊危険箇所 (田浦町、新居見町、中田町、芝生町、田野町、立江町、櫛淵町 内) (Ⅰ) 47 箇所 人家戸数 426 戸 (Ⅱ) 85 箇所 人家戸数 178 戸 (Ⅲ) 14 箇所				
	八幡神社裏 (旗山) 芝生町字宮ノ前	「中川 茂」宅 裏山 田野町恩山寺谷 4	「谷本 登」宅 裏山 立江町字高田 6	「井上 空太」宅横 立江町字江の上 35 倉庫空地付近	「脇谷電気工業」 裏山 赤石町 3 番
	人家戸数 2 戸	人家戸数 1 戸	人家戸数 1 戸	人家戸数 2 戸	人家戸数 5 戸
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) 砂防情報等 徳島県土整備部砂防防災課 (TEL 088-621-2542) 住民からの情報 				
	小松島市消防団 第 3 分団 = 芝生	小松島市消防団 第 6 分団 = 田野	小松島市消防団 第 14 分団 = 立江		小松島市消防団 第 16 分団 = 赤石
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数の基準に到達する場合。 近隣で前兆現象 (わき水量の増加、表面に流水が発生) を発見した時 人的被害の発生する可能性が高まった時 徳島地方気象台が、近隣地区に対し警報の重要変更の発表を行い、対象地区にも発表の可能性がある場合 				
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 近隣で前兆現象 (小石がパラパラ落下、わき水が発生、わき水の濁り) を発見した時 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時 				
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合。 近隣で前兆現象 (わき水の停止、わき水の噴き出し、斜面のふくらみ、小石が頻繁に落下、地鳴り) を発見した時 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時 				
指定緊急避難場所	P.129~P.136 の「1 避難場所施設一覧表」参照				
避難解除	小松島市災害対策本部がその危険性がなくなったと判断した時				
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 地元消防団、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ) 				

③ (地滑り)

	櫛淵山系 (立江町字清水付近一帯)	佐山山系 (櫛淵町字佐山付近一帯)
想定危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、土砂災害ハザードマップ参照 土砂災害 (特別) 警戒区域 (急傾斜地の崩壊) 2 箇所 (H30. 1. 26 現在) 徳島県総合地図提供システム (土砂災害警戒区域等マップ) (http://maps.pref.tokushima.jp/landslide/) 	
避難対象地区	<ul style="list-style-type: none"> 人家戸数 232 戸 公共施設等 谷医院、立江保育所、立江体育館、櫛淵小学校、櫛淵幼稚園、櫛淵公民館、大谷集会場 	<ul style="list-style-type: none"> 人家戸数 15 戸 公共施設等 中央公会堂
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login) 徳島県土砂災害情報システム (https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx) 砂防情報等 徳島県県土整備部砂防防災課 (TEL 088-621-2542) 住民からの情報 公共施設等管理人からの情報 	
	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市消防団第 14 分団 = 立江 小松島市消防団第 15 分団 = 櫛淵 	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市消防団第 15 分団 = 櫛淵
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数の基準に到達する場合。 近隣で前兆現象 (井戸水の濁り、わき水の枯渇、わき水量の増加) を発見した時 人的被害の発生する可能性が高まった時 	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 近隣で前兆現象 (池や沼の水位の急変、亀裂、段差の発生、拡大、落石、小崩落、斜面のふくらみ、樹木の傾き) を発見した時 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった時 	
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報が実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合。 近隣で前兆現象 (地鳴り、山鳴り、地面の震動) を発見した時 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時 	
指定緊急避難場所	P. 129~P. 136 の「1 避難場所施設一覧表」参照	
避難解除	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市災害対策本部がその危険性がなくなると判断した時 	
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 地元消防団、市広報車、防災行政無線、緊急速報メール マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ) 	

(3) 高潮・津波災害

① (高潮)

<p>想定浸水規模</p>	<p><徳島県の想定^{※1}> 浸水面積 24.2km² (浸水割合：市面積の 53.2%)^{※2}、最大浸水深 3.3m (金磯町付近)^{※3}、市役所地点浸水深 0.8m</p> <p>※1 「高潮浸水想定区域図について (解説書)」 (令和 2 年 1 月 28 日、徳島県) より ※2 浸水面積は河川区域内の水面を除き、市面積は河川区域内の水面を含む ※3 アンダーパス、背後に人家のない崖地を除く浸水深の最大値</p>
<p>避難対象地区</p>	<p><全字が対象> 小松島町 (領田は一部の地域のみ)、中郷町 (桜馬場、豊ノ本、泰地、西野は一部の地域のみ)、江田町 (腰前、大江田、敷地前、姥ヶ懐は一部の地域のみ)、南小松島町、松島町、堀川町、神田瀬町、横須町、金磯町、日開野町、豊浦町、芝生町 (大嶽、花谷、萱久保は一部の地域のみ)、新居見町 (柳内、高内、山路、大谷、蓮花寺、東山下、猿額は一部の地域のみ)、赤石町、和田津開町、大林町 (中村、高橋は一部の地域のみ)、間新田町、和田島町 (遠見、浜田、勢以元、外開、明神東、明神北、東新開は一部の地域のみ) 坂野町 (神長、島の内、野神、根上り、岡ノ下、天神東、境野、松コロ、加喜内、柳田、松木、竹のはな、シャウ内、春日、中合、大場、宮ノ東、相久、目佐、阿以、ミゾロ、黒地)</p> <p><一部の字が対象> 中田町：(全域) 根井、元根井、上浜田、浜田、新開、蛭子ノ本、内開、原ノ下 (一部の地域) 東山、脇谷、山ノ神、千代ヶ原、寺前、奥林、狭間、広見、土持、出口 前原町：(ほぼ全域) 東、弁財天、福德、小川 (一部の地域) 中川原、宮、元村、茶園、泉川、開 田浦町：(ほぼ全域) 近里 (一部の地域) 子安、岩金、妙蓮、神子ノ内、今里 田野町：(全域) 赤石北、赤石中、赤石南、月ノ輪、本村、高田 (一部の地域) 平田、中須、仮家、勢合、金山、東山、宮ノ下 立江町：(全域) 黒岩、青森、新開、宮前、玉田、松塚、塩瀬、松本、北城、金岡、東金岡、株木、前田、若松、北田頭、田頭、万代、下内江、柳ノ内、露ノ本、棕ノ本、豊田、大吉 (一部の地域) 赤石、小田ノ浦、大田ノ浦、炭屋ヶ谷、高田、江ノ上、清水、鍋寺、馬渕、柏田、沢田、扇山、黒須、中ノ坪</p>
<p>情報の入手先</p>	<p>・ 気象情報等 徳島地方気象台 (TEL 088-622-3587) 防災気象情報提供システム (http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login)</p>
<p>高齢者等避難</p>	<p>・ 高潮注意報 (警報切り替えの可能性) が発表された時</p>
<p>避難指示</p>	<p>・ 高潮注意報 (警報切り替えの可能性) + 暴風警報の発表時される時</p>
<p>緊急安全確保</p>	<p>・ 潮位が、「高潮特別警戒水位」に到達した時</p>
<p>指定緊急避難場所</p>	<p>P.129~P.136 の「1 避難場所施設一覧表」参照</p>
<p>避難解除</p>	<p>・ 高潮警報が解除され、小松島市災害対策本部がその危険性がなくなったと判断した時</p>

<p>情報伝達手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元(水)消防団、市広報車、防災行政無線 ・マスコミ (NHK、四国放送、エフエム徳島、エフエムびざん、東阿波ケーブルテレビ、日本中央テレビ)
---------------	---

② (津波)

小松島地域防災計画における南海トラフ地震に伴う津波災害関連については、「南海トラフ巨大地震に伴う小松島市津波避難計画」を参照する。

また、南海トラフ地震臨時情報に関する発表があった場合の対応方針については、「小松島市南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応方針」を参照する。

4 徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

(名称)

第1条 本委員会を徳島小松島港台風・津波等対策委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、徳島小松島港における台風・津波及び発達した低気圧による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。

- (1) 台風・津波及び発達した低気圧による影響予測に関すること。
- (2) 台風・津波及び発達した低気圧の襲来が予測される場合の入出港船舶及び在泊船舶の動静に関すること。
- (3) 台風・津波及び発達した低気圧による災害防止に必要な措置に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(決定事項の処理)

第4条 委員会は、決定した事項を徳島小松島港長(以下「港長」という。)に具申する。

- 2 委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告等を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通報し、その実施を推進する。

(委員等)

第5条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。

- 2 委員は、総会において関係団体の業種別グループのうちから、各1名程度を推薦により任命する。
- 3 オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、また、港長の要請があったとき召集する。

(総会)

第8条 本会の円滑な運営並びに関係者の台風・津波等による災害防止知識の高揚を図るため、年1回以上、関係団体及びオブザーバーを招集し、総会を開催する。

(常任委員会)

第9条 委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて、常任委員会を招集し、第3条に掲げる事項について検討することができる。

2 常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員、及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。

3 常任委員会の決定事項は委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(委員等の任期)

第10条 委員の任期は3年とし、留任を妨げない。

(実施要領の制定等)

第11条 この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領を定める。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附 則

昭和44年 8月 5日 施行

昭和63年10月 1日 改正

平成16年 8月 2日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成22年 7月 2日 改正

平成24年 6月 20日 改正

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波来襲時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	(1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。 (2) 港内仮置の木材を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。 (3) 入港予定船舶(避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。)は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	(1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。 (2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。 (3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

別表2

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船(□:船舶対応、○:乗組員等の人命対応を示す。)		船舶、浮標係留船	航行船	
			危険物積載船	一般船舶 (荷役・作業船含む)		大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	□ 荷役中止	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	機関使用	機関使用	港外避難
			○ 陸上避難又は船内避難	○ 陸上避難 □ 陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難)			港外避難又は着岸のうえ陸上避難
津波警戒体制	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	高い 3m	□ 荷役中止	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	機関使用	機関使用	港外避難
			○ 陸上避難又は船内避難	○ 陸上避難 □ 陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難)			港外避難又は着岸のうえ陸上避難
備考	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	1m	□ 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	□ 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	港外避難準備 (場合によっては港外避難、機関使用)	港外避難準備 (場合によっては港外避難)	陸揚げ固縛又は係留強化
			事業側で予め対応マニュアルを作成	事業側で予め対応マニュアルを作成			陸揚げ固縛又は係留強化

【津波来襲までの時間的余裕】
 無し
 有り
 :津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
 :津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合

【□:船舶対応】
 港外避難
 係留強化
 陸揚げ固縛
 機関使用
 :港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
 :増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
 :プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
 :錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

【○:乗組員等の人命対応】
 陸上避難
 船内避難
 小型船
 :船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所へ避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
 :船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
 :プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域(港)の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法	
注意喚起	F ネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。	
警戒体制	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号（津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
避難勧告	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号（津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
解除	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	注意喚起を除く	旗りゆう信号（津波、台風等）	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
		ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「F ネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、F ネット、それ以外の日時又はF ネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

1 4 防災会議に関する資料

1 小松島市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 24 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日条例第 7 号

平成 19 年 12 月 27 日条例第 37 号

平成 22 年 9 月 30 日条例第 21 号

平成 24 年 10 月 1 日条例第 39 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、小松島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小松島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、30 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 徳島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(小松島市水防協議会条例の廃止)

2 小松島市水防協議会条例(昭和33年小松島市条例第10号)は、廃止する。

附 則(平成24年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 小松島市防災会議委員名簿

1 会 長

小松島市長

2 委 員

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	海上自衛隊第24航空隊 司令
	徳島海上保安部 部長
	国土交通省小松島港湾空港整備事務所 所長
(2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課 課長
	徳島県東部県土整備局 局長
(3) 徳島県警察の警察官のうちから市長が任命する者	小松島警察署 署長
(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者	小松島市 副市長
	〃 政策監
	〃 総務部長
	〃 危機管理部長
	〃 市民環境部長
	〃 保健福祉部長
	〃 産業振興部長
	〃 都市整備部長
(5) 教育長	小松島市教育委員会 教育長
(6) 消防長及び消防団長	小松島市消防本部 消防長
	小松島市消防団 団長
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	徳島赤十字病院 院長
	一般社団法人小松島市医師会 会長
	社会福祉法人小松島市社会福祉協議会 会長
	西日本電信電話株式会社徳島支店 支店長
	四国電力送配電株式会社徳島支社 総務部長
	日本通運株式会社四国支店小松島事業課 課長
	NX徳通株式会社小松島支店 支店長
	一般社団法人徳島新聞社小松島支局 支局長
	日本放送協会徳島放送局 コンテンツセンター長
(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者うちから市長が任命する者	小松島市自主防災連合会 会長

3 小松島市防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、小松島市防災会議条例(昭和37年条例第24号)第5条の規定に基づき、小松島市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第3条 防災会議は会長が必要と認めたときに開催する。

2 委員は、防災会議を開く必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

(会長の専決事項)

第4条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災会議に付すべき事項を専決処分することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
- (2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。
- (3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議に諮って定める。

15 防災関係条例・規則に関する資料

1 小松島市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、小松島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(雑則)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月5日
条例第39号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係

る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは

「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第14号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則(昭和53年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和56年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月10日から適用する。

附 則(昭和57年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成5年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 5 日
規則第 29 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年小松島市条例第 39 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下この条、第 8 条及び第 9 条において「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の診療見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)をもって借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、適用する。

4 小松島市市税賦課徴収条例（抜粋）

昭和 25 年 8 月 31 日

条例第 133 号

（災害等による期限の延長）

第 18 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により法、又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により申告等に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、第 1 項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については 2 月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

5 市長は、第 3 項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

（市民税の減免）

第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 106 号）第 7 条の 2 に規定する法人である政党等
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人
- (6) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

(2) 公益のため直接専用する固定資産

2 前項に定めるもののほか、市長は、災害により滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産については、その損害の程度に応じその災害の発生した日の属する年度分の固定資産税の税額のうち未到来の納期に係る納付額に相当する金額の固定資産税を減免することができる。ただし、当該災害の発生した日が1月2日から3月31日までの間の日である場合は、当該日の属する年度の翌年度分の固定資産税を減免することができる。

3 前2項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者)の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 土地にあつては、その所在、地番、地積、地目及び価格

(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

(4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格

(5) 減免を受けようとする事由及び前項の固定資産にあつては、その損害の状況

4 第1項及び第2項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積

(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細

(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

5 小松島市国民健康保険税条例(抜粋)

昭和35年6月1日
条例第5号

(国民健康保険税額の減免)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

- (1) 天災その他特別の事情があると認められる者

6 小松島市社会福祉憲章条例施行規則(抜粋)

昭和46年4月22日
規則第16号

(災害見舞金)

第27条 災害見舞金は、火災、風水害その他不慮の災害による被災者に支給する。

2 市民が次の各号の一に該当するときは、被災者に対し見舞金を支給する。

(1) 火災、風水害により住宅及び家財を全焼し、全壊し又は流失したとき。

(2) その他の不慮の災害で前号と同程度と認められるとき。

3 前項各号に定めるほか、これに準ずる災害の被災者に対し市長が特に必要と認めたときは、見舞金を支給することができる。

4 この見舞金の額は、1世帯当たり30,000円とする。

5 第3項の見舞金は、前項の範囲内においてその都度市長が定める。

16 公的機関等との協定に関する資料

1 公的機関等との協定等一覧

令和5年2月1日現在

協定等の名称	締結日等	協定者等	備考
徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定	S. 54. 09. 01	徳島県知事 徳島県警本部長 徳島市長 鳴門市長 小松島市長 阿南市長 那賀川町長 羽ノ浦町長 松茂町長 北島町長 藍住町長 阿南消防組合管理者 板野東部消防組合管理者 小松島海上保安部長 徳島空港事務所長 高松防衛施設事務所長 徳島教育航空群司令 小松島航空隊司令	
徳島県広域消防相互応援協定書	H. 26. 04. 01	徳島市長 鳴門市長 小松島市長 阿南市長 名西消防組合管理者 海部消防組合管理者 板野東部消防組合管理者 板野西部消防組合管理者 徳島中央広域連合連合長 美馬市長 美馬西部消防組合管理者 みよし広域連合連合長 那賀町長	H. 26. 04. 01 那賀町消防本部発足
徳島州市町村消防相互応援協定	H. 10. 04. 01	徳島市長 鳴門市長 小松島市長 阿南市長 勝浦町長 上勝町長 佐那河内村長 石井町長 神山町長 那賀川町長 羽ノ浦町長 鷺敷町長 相生町長 上那賀町長 木沢村長 木頭村長 由岐町長 日和佐町長 牟岐町長 海南町長 海部町長 穴喰町長 板野町長 上板町長 吉野町長 土成町長 市場町長 阿波町長 鴨島町長 川島町長 山川町長 美郷村長 脇町長 一宇村長 穴吹町長 木屋平村長 三野町長 三好町長 池田町長 山城町長 井川町長 三加茂町長 東祖谷山村長 西祖谷山村長 阿南消防組合管理者 名西消防組合管理者 海部消防組合管理者 板野東部消防組合管理者 板野西部消防組合管理者 阿北消防組合管理者 美馬東部消防組合管理者 美馬西部消防組合管理者 三好郡行政組合管理者	
徳島州市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書	H. 08. 10. 05	徳島市長 鳴門市長 小松島市長 阿南市長 吉野川市 美馬市 阿波市 三好市	24. 10 月に4市から8市で再協定
徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	H. 25. 04. 05	徳島県知事 徳島市長 鳴門市長 小松島市長 阿南市長 吉野川市 美馬市 阿波市 三好市 勝浦町長 上勝町長 佐那河内村長 石井町長 神山町長 那賀町長 牟岐町長 海陽町長 松茂町長 北島町長 藍住町長 板野町長 上板町長 つるぎ町長 東みよし町長	

協定等の名称	締結日等	協定者等	備考
鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定書	H. 25. 12. 25	徳島県市長会会長 鳥取県市長会会長	
瀬戸内・海之路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	H. 25. 03. 27	大阪府堺市 他 76 自治体 (小松島市を含む)	
正木ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	H. 20. 07. 15	徳島県東部県土整備局長 小松島市長	
災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書	H. 23. 09. 20	小松島市長 公益社団法人徳島県環境技術センター会長	
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	H. 23. 11. 11	国土交通省四国地方整備局長 小松島市長	
日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱	H. 18. 04. 01	日本水道協会徳島県支部；徳島市水道局 三好市水道課 つるぎ町水道課 阿南市水道部 藍住町水道課 美波町水道課 小松島市水道部 石井町水道課 東みよし町環境課 鳴門市企業局水道事業課 板野町水道課 松茂町水道課 吉野川市水道部海陽町上下水道課 牟岐町水道課 美馬市水道部 上板町水道課 阿波市水道課 北島町水道課	
災害・事故等時の医療救護に関する協定書	H. 17. 08. 01	小松島市長 社団法人小松島市医師会会長	H. 15. 12. 25 付の変更協定
	H. 17. 08. 01	小松島市長 徳島赤十字病院長	
医薬品等の供給に関する協定書	H. 21. 02. 25	小松島市長 薬剤師会 小松島・勝浦支部長	
アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書	H. 18. 04. 01	小松島市長 小松島市アマチュア無線連絡協議会会長	
徳島県内 5 消防機関による広域消防相互応援協定書	H. 19. 08. 01	徳島市長 小松島市長 板野東部消防組合管理者 板野西部消防組合管理者 名西消防組合管理者	
徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書	H. 19. 08. 10	徳島市長 小松島市長 勝浦町長 上勝町長 佐那河内村長 石井町長 神山町長 松茂町長 北島町長 藍住町長 板野町長 上板町長	
南海地震等発生時の早期避難場所開設するための合い鍵作成についての協定	H. 17. 07. 01	小松島市長 小松島西高等学校校長	
	H. 17. 07. 01	小松島市長 小松島高等学校校長	
災害時における和田島太陽光発電所の電力供給に関する協定書	H. 25. 10. 29	徳島県知事 小松島市長	

協定等の名称	締結日等	協定者等	備考
GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	H. 27. 06. 29	国土交通省 四国地方整備局 次長 小松島市長	

17 事業者等との災害協定に関する資料

1 事業者等との協定等一覧

令和5年2月1日現在

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
災害時における物資供給の応援に関する協定書	小麦粉 ハム 飲料水 パン等	H. 15. 08. 15	小松島市長 生活協同組合とくしま生協 理事長	
	食料品 衣料品 寝具類等	H. 15. 08. 15	小松島市長 小松島サンパーク協同組合 理事長	
	米穀類	H. 15. 08. 15	小松島市長 東とくしま農業協同組合代表理事組合長	
災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定書	食料品 飲料水	H. 25. 04. 16	小松島市長 大塚製薬株式会社徳島支店支店長	
大規模災害時における輸送協力に関する協定書	船舶による輸送協力	H. 15. 08. 15	小松島市長 小松島漁業協同組合代表理事組合長	
		H. 15. 08. 15	小松島市長 和田島漁業協同組合代表理事組合長	
災害発生時における支援活動に関する協定書	支援要請（救命・救助及び応急復旧、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 18. 06. 16	小松島市長 徳島県建設労働組合小松島支部長	
		H. 19. 07. 11	小松島市長 誠建設有限会社代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 19. 10. 03	小松島市長 斎藤建設株式会社代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社四建代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 中山建設株式会社代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社徳長工務店代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社角田産業代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社ゼンインプロジェクト代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 尾崎建設株式会社代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社奥山建設代表取締役	解除

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
災害発生時における支援活動に関する協定書	支援要請（救命・救助及び応急復旧、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社グローバル開発代表取締役	解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社小路建設代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社田村組代表取締役	解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 定本建設株式会社代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社吉原工業代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社八広代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社木内工業代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社金山建設代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社マリンハイム代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社金原工務店代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社船越建設工業代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 加茂扇有限会社代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 平瀬建設有限会社代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社尾山組代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 小林建設工業株式会社代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社谷川組代表取締役	
		H. 21. 03. 31	小松島市長 田中建設有限会社代表取締役	

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協 定 者 等	備 考
災害発生時における支援活動に関する協定書	支援要請（救命・救助及び応急復旧、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 21. 09. 15	小松島市長 株式会社大谷組代表取締役	
		H. 21. 09. 15	小松島市長 新幸建設株式会社代表取締役	
		H. 21. 09. 15	小松島市長 吉崎建設株式会社代表取締役	解除
		H. 21. 09. 24	小松島市長 株式会社メモリアルもり代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 株式会社森川建設代表取締役	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 21. 03. 31	小松島市長 有限会社古川工業代表取締役	
		H. 22. 03. 11	小松島市長 松和工業有限会社代表取締役	
		H. 23. 04. 01	小松島市長 関西ピーエスコンクリート株式会社 取締役社長	H. 24. 06. 26 小松島建設防災協会と協定締結のため解除
		H. 23. 04. 01	小松島市長 株式会社アルス製作所代表取締役社長	
		H. 25. 08. 08	小松島市長 小松島市建設業協会会長	
災害時における応急対策のための応援に関する協定				
災害時における救援物資提供に関する協定書	地域貢献型自動販売機等の機内在庫飲料の無償提供等	H. 17. 11. 08	小松島市長 四国コカ・コーラボトリング株式会社 専務取締役営業本部長	
		H. 18. 06. 01	小松島市長 ニシノベンディング株式会社代表取締役	H. 19. 09. 30 付協定解除
		H. 18. 07. 03	小松島市長 株式会社ジャパンビバレッジ四国支社長	H. 21. 06. 01 付協定解除
		H. 20. 04. 01	小松島市長 徳島県立小松島高等学校 PTA 会長	PTA・四国キャンティーン(備間)で契約
		H. 24. 07. 01	小松島市長 徳島ペプシコーラ販売株式会社 代表取締役	
避難標識設置に関する協定書	避難誘導標識設置事業（設置・寄贈・維持管理）	H. 18. 01. 04	小松島市長 NPO 法人全国避難標識協会 理事長	
災害時タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定	防災活動支援のためのタクシー無線による災害情報通信	H. 20. 12. 08	小松島市長 有限会社ちとせタクシー取締役	解除
		H. 20. 12. 08	小松島市長 有限会社金長タクシー取締役社長	解除
		H. 20. 12. 08	小松島市長 有限会社共栄タクシー取締役社長	解除
		H. 20. 12. 08	小松島市長 有限会社日峯タクシー取締役社長	

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協 定 者 等	備 考
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	レンタル機材の提供	H. 24. 04. 06	小松島市長 株式会社アクティオ代表取締役	
災害時における応急対策活動に関する協力協定書	電気設備等の応急復旧における必要な協力	H. 24. 05. 14	小松島市長 一般財団法人四国電気保安協会 理事長	
災害時における応急対策のための応援に関する協定	応急対策のための応援	H. 24. 06. 26	小松島市長 小松島建設防災協会会長	H. 26. 03. 31 小松島建設業協会へ入会のため解除
覚 書	海拔表示板の贈与	H. 24. 09. 18 H. 25. 09. 10	四国電力株式会社徳島支店営業部長 小松島市長	
災害時の協力に関する協定書	電気設備等の応急復旧における必要な協力	H. 25. 03. 19	小松島市長 四国電力株式会社徳島支店長、四国電力送配電株式会社徳島支社長	
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	電気設備等の応急復旧における必要な協力	H. 25. 03. 21	小松島市長 小松島電気工事組合 理事長	
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	応急生活物資の供給	H. 25. 08. 23	小松島市長 一般社団法人徳島県エルピーガス協会 小松島・勝浦地区会 会長	
小松島市災害時井戸水提供に関する協定	井戸水の無償提供	H. 18. 02. 08 ～ H. 22. 02. 03	小松島市長 各提供者	
災害時における支援活動に関する協定	支援要請（救命・救助及び情報提供、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 26. 12. 01	小松島市長 有限会社 岸野建設	
防災倉庫及び資機材の設置に関する協定書	防災倉庫を設置する敷地の使用	H. 27. 01. 23	小松島市長 東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	
災害発生時における小松島市と小松島市内郵便局の協力に関する協定	郵便局ネットワークを活用した広報活動等	H. 27. 07. 07	小松島市長 小松島市内郵便局	

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
災害時における支援活動に関する協定	支援要請（救命・救助及び情報提供、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 27. 09. 15	小松島市長 前田守産業株式会社 代表取締役	
災害時における支援活動に関する協定	支援要請（救命・救助及び情報提供、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 27. 09. 18	小松島市長 大鉄工業株式会社徳島営業所所長	契約期間満了
災害時における輸送業務に関する協定	要援護者等の輸送	H. 28. 02. 05	小松島市長 徳島県タクシー協会 会長	
災害時における物資供給に関する協定	生活用品・災害復旧用品	H. 28. 03. 01	小松島市長 NPO 法人 コメリ災害対策センター 理事長	
災害時における電気自動車提供の協力に係る協定	避難所における電源供給手段としての電気自動車の提供	H. 28. 04. 05	小松島市長 徳島三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長	
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	福祉用具等物資の供給	H. 28. 04. 07	小松島市長 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長	
大規模災害時における相談業務の支援に関する協定	大規模災害時における相談業務の支援	H. 29. 02. 21	小松島市長 徳島弁護士会 会長	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	地図製品等の供給等	H. 29. 05. 19	小松島市長 株式会社 ゼンリン 四国エリア統括部長	
災害時における支援活動に関する協定	支援要請（救命・救助及び情報提供、その他応急対策等）に基づく支援活動	H. 30. 11. 30	小松島市長 四国工販株式会社 代表取締役	
広告付防災標識看板設置に関する協定書	避難誘導標識設置事業（設置・寄贈・維持管理）	R. 1. 08. 19	小松島市長 株式会社アクセル徳島 株式会社井内	

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
災害時における燃料等の供給に関する協定	ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油、重油	R. 2. 01. 10	小松島市長 高木石油有限会社	
災害時の協力に関する協定に係る覚書	災害時の大規模停電時の電力復旧等に関する支援活動	R. 2. 01. 20	小松島市長 四国電力株式会社徳島支店、四国電力送配電株式会社徳島支社	
災害時における電気自動車提供の協力に係る協定	避難所における電源供給手段としての電気自動車の提供	R. 2. 10. 07	小松島市長 徳島トヨタ自動車株式会社	
災害時における無人航空機を活用した協力に係る協定	ドローンを活用した支援活動	R. 2. 10. 09	小松島市長 合同会社オーシャンワン	
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	避難所等への段ボール製品の供給	R. 3. 02. 05	小松島市長 日本青果包装株式会社	
災害時における電気設備の災害対応業務に関する協定書	電気設備等の応急復旧における必要な協力	R. 3. 03. 30	小松島市長 株式会社明電舎四国支店	
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時に市が発信する各種災害情報や避難所情報等をヤフー(株)が運営するサービス上に掲載し、情報の周知を図る	R. 3. 05. 24	小松島市長 ヤフー株式会社	
災害時における施設のヘリポート利用に関する協定書	災害時において「JA 東とくしまみはらしの丘あいさい広場」駐車場の一部をヘリポートとして利用	R. 3. 11. 08	小松島市長 東とくしま農業協同組合	
災害時における建設機械等の提供及びその運転者の派遣に関する協定書	支援要請(救命・救助及び情報提供、その他応急対策等)に基づく支援活動	R. 3. 11. 10	小松島市長 松村重機建設株式会社	
災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定	災害時に避難所等においてキッチンカーによる炊出し等を行う	R. 4. 4. 15	小松島市 徳島県キッチンカー協会	

損害調査結果の提供及び利用に関する協定	罹災証明の交付事務に必要な損害調査情報の無償提供	R. 4. 11. 14	小松島市 三井住友海上火災保険株式会社 四国東支店	
災害時等におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定	支援要請（救命・救助及び情報提供、その他応急対策等）に基づく支援活動	R. 5. 1. 12	小松島市 徳島県クレーン協同組合	
災害発生時における応急対策業務に関する協定	支援要請（救命・救助及び情報提供、その他応急対策等）に基づく支援活動	R. 5. 1. 16	小松島市 一般社団法人日本石材産業協会 （徳島県支部）	
大規模災害時における傷病者等の搬送に関する協定	支援要請（民間救急車両を活用した傷病者等の搬送・移送）に基づく支援活動	R. 5. 2. 22	小松島市 一般社団法人全民救患者搬送協会 （徳島支局）	

1 8 避難建築物の使用協力協定に関する資料

1 指定避難所

令和5年2月1日現在

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
承諾書(災害避難所の指定)	災害時における避難所としての施設の使用	H. 15. 10. 27	小松島市長 養護老人ホーム松寿園施設長	
		H. 15. 10. 22	小松島市長 東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	東とくしま農協 和田島支所
		H. 15. 10. 22	小松島市長 東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	東とくしま農協 坂野支所
		H. 16. 10. 01	小松島市長 小松島市外三町村衛生組合管理者	しらさぎ浄園
		H. 16. 10. 01	小松島市長 新居見老人いこいの家 施設等管理者	新居見協議会会長
		H. 31. 01. 01	小松島市長 小松島高等学校長	
収容人員の見直し		H. 31. 01. 10	小松島市長 小松島市外三町村衛生組合	しらさき浄苑
		H. 31. 01. 10	小松島市長 小松島市外三町村衛生組合	ふれあいセンター 立江
災害時における避難所施設利用に関する協定書		H. 24. 09. 26	小松島市長 東谷集会所代表者	避難所指定承諾書
		H. 24. 12. 18	小松島市長 徳島県立小松島高等学校 校長	
		H. 24. 12. 18	小松島市長 徳島県立小松島西高等学校 校長	
		H. 24. 12. 18	小松島市長 徳島県立みなと高等学園 校長	避難所指定承諾書
		H. 24. 12. 18	小松島市長 徳島県立ひのみね支援学校 校長	避難所指定承諾書
		H. 25. 05. 12	小松島市長 青向集会所代表者	避難所指定承諾書
		H. 25. 05. 27	小松島市長 榎渕湯谷集会所代表者	避難所指定承諾書
		H. 27. 03. 24	小松島市長 小松島市外三町村衛生組合管理者	しらさぎ浄園
		H. 27. 03. 25	小松島市長 小松島市社会福祉協議会会長	小松島市総合 福祉センター

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協 定 者 等	備 考
災害時における避難所施設利用に関する協定書	災害時における避難所としての施設の使用	H. 24. 12. 18	小松島市長 徳島県立ひのみね支援学校 校長	H31. 2. 27 指定解除
		H. 31. 03. 05	小松島市長 小松島市の各小中学校長(13校) 小松島高等学校長 小松島西高等学校長 小松島市社会福祉協議会長	※それぞれ 1 者ずつの協定 福祉センター
承諾書 (指定避難所におけるペットの同行避難受け入れ)	災害時における避難所としての施設の使用	R. 4. 12. 23 (通知)	小松島市長 小松島市の各小中学校長(13校)	※それぞれ 1 者ずつの通知

2 津波緊急一時避難場所（指定緊急避難場所）

令和5年2月1日現在

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
津波時緊急一時避難場所・建築物の使用に関する協力協定書	津波発生時の緊急一時避難場所として建築物等の一時使用	H. 16. 12. 15	小松島市長 建築物所有者（管理者）	ラ・ヴィーダ （アパート）
		H. 16. 11. 23	小松島市長 建築物所有者（管理者）	ハイランドマンション多田-1
		H. 16. 11. 23	小松島市長 建築物所有者（管理者）	ハイランドマンション多田-2
		H. 16. 11. 23	小松島市長 建築物所有者（管理者）	ハイランドマンション多田-3
		H. 16. 12. 15	小松島市長 財団法人小松島市産業振興協会理事長	（事務所） （小松島商工会議所）
		H. 16. 12. 15	小松島市長 株式会社阿波酸素代表取締役	宮城マンション （アパート）
		R. 3. 10. 7 （変更）	合同会社リヴィエールフェルト	
		H. 16. 12. 15	小松島市長 建築物所有者（管理者）	ハーブメゾン清美 （アパート）
		H. 16. 12. 15	小松島市長 松下不動産代表者	コーポV （アパート）
		H. 16. 12. 15	小松島市長 建築物所有者（管理者）	協友ビルファーストインK5 （アパート）
		H. 16. 12. 21	小松島市長 株式会社キョーエイ代表取締役	キョーエイ小松島店屋上駐車場
		H. 17. 01. 17	小松島市長 土地所有者（管理者）	天理教勝島分教会境内周辺
		H. 16. 12. 28	小松島市長 土地所有者（管理者）	旗山(3箇所)神社境内
		H. 16. 12. 15	小松島市長 小松島サンパーク協同組合	ルビア屋上駐車場
		H. 23. 04. 18	小松島市長 株式会社秋月代表取締役	春日霊園付近
		H. 24. 03. 16	小松島市長 宗教法人能路寺代表役員	能路寺山
		H. 24. 09. 26	小松島市長 （有）徳島乗馬倶楽部代表取締役	
		H. 25. 07. 08	小松島市長 長谷川商事(株)代表取締役社長	長楽苑温泉駐車場
H. 25. 07. 09	小松島市長 小松島税関支署長	こまつしまみなと合同庁舎		
(R. 4. 6. 1 変更)				
H. 25. 10. 02	小松島市長 徳島県知事	小松島団地県営住宅1～3号棟		

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
		H. 25. 10. 02	小松島市長 医療法人雙立会碩心館病院 理事長	碩心館病院駐車場
		H. 25. 10. 07	小松島市長 (有) 米崎不動産	シャルムコハク
		H. 25. 10. 11 R. 2. 08. 24 (変更)	小松島市長 (株)庄野建材店代表取締役 (株)庄の屋代表取締役	コーポグランシ ャリオ メゾングランシ ャリオ
		H. 25. 11. 13	小松島市長 建築物所有者 (管理者)	サンモール 8 8
		H. 25. 11. 13	小松島市長 土地所有者 (管理者)	住吉神社参道・赤 石山登山道
		H. 25. 12. 12	小松島市長 前田守産業有限会社代表取締役社長	レオハウス徳島南 店駐車場
		H. 26. 03. 01	小松島市長 徳島通運株式会社代表取締役社長	徳島通運株式会社 小松島支店駐車場
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書		H. 17. 03. 23	小松島市長 西日本電信電話株式会社 愛媛支店長	NTT 小松島電話 交換所 R.4.3.9(失効)
津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書		H. 26. 06. 16	小松島市長 社会福祉法人和田島福祉会理事長	花しんばり保育 園
		H. 30. 08. 09	小松島市長 東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	みはらしの丘あ いさい広場
災害時における避難所施設利用に関する協定書	災害時の緊急一時避難場所として建築物等の使用	H. 27. 03. 24	小松島市長 小松島市外三町村衛生組合管理者	しらさぎ浄園
災害時における避難所施設利用に関する協定書		H. 27. 03. 25	小松島市長 小松島市社会福祉協議会会長	小松島市総合福 祉センター
津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	津波発生時の緊急一時避難場所として建築物等の一時使用	H. 29. 12. 12	小松島市長 徳島赤十字病院長	徳島赤十字病院 西棟 3 階屋上、 5 階屋上
		R. 1. 11. 14	小松島市長 神戸税関小松島税関支署	小松島みなと合 同庁舎

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書	災害時に一時的な避難所として使用	R. 2. 08. 31	小松島市長 民宿ちば代表者	民宿ちば
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書	災害時に一時的な避難所として使用	R. 2. 10. 01	小松島市長 みどり旅館代表者	みどり旅館
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書	災害時に一時的な避難所として使用	R. 3. 08. 04	小松島市長 株式会社アメイズ代表取締役	HOTEL AZ 徳島小松島店
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書	災害時に一時的な避難所として使用	R. 3. 09. 01	小松島市長 (株)アイティスト代表取締役	スーパーホテル徳島・小松島天然温泉
津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	津波発生時の緊急一時避難場所として建築物等の一時使用	R. 3. 09. 21	小松島市長 (株)アイティスト代表取締役	スーパーホテル徳島・小松島天然温泉
大規模災害時における緊急避難場所等に関する協定書	津波発生時の緊急一時避難場所として建築物等の一時使用	R. 3. 10. 29	小松島市長 第24航空隊司令	海上自衛隊小松島航空基地体育館
承諾書	津波発生時の緊急一時避難場所として建築物等の一時使用	R. 4. 02. 01	小松島市長 徳島県知事	徳島小松島港赤石地区津波避難タワー
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	津波発生時の緊急一時避難場所として建築物等の一時使用	R. 4. 3. 9	小松島市長 西日本電信電話株式会社徳島支店支店長	NTT 小松島ビル

3 福祉避難所

令和5年2月1日現在

協定等の名称	物資・協力の種類	締結日等	協定者等	備考
承諾書（福祉避難所の指定）	災害時に要支援者が使用する	H. 18. 09. 29	小松島市長 社会福祉法人すだち会理事長	養護老人ホーム 松寿園
		H. 22. 04. 01	小松島市長 社会福祉法人小松島敬和会 理事長	特別養護老人 ホーム恵光苑
		H. 22. 06. 17	小松島市長 社会福祉法人健祥会ケアハウス 健祥会アムス施設長	ケアハウス 健祥会アムス
		H. 23. 03. 30	小松島市長 社会福祉法人愛心会理事長	特別養護老人 ホーム千歳苑
		H. 23. 03. 11	小松島市長 医療法人慈友会理事長	老人保健施設 ライフ慈友館
		H. 24. 09. 26	小松島市長 (有)プレタ グループホームファミリーヒルズ 管理者	グループホーム ファミリーヒルズ
		H. 24. 10. 04	小松島市長 社会福祉法人小松島市手をつな ぐ育成会理事長	みやま園
		H. 24. 11. 08	小松島市長 社会福祉法人愛心会理事長	グループホーム 青空
		H. 28. 09. 15	小松島市長 介護老人保健施設明和苑施設長	介護老人保健施設 明和苑
承諾書（指定福祉避難所の指定）	災害時に要支援者が使用する	R. 3. 11. 01	小松島市危機管理課長 小松島市保健センター所長	保健センター

19 電話番号に関する資料

1 防災関係機関連絡一覧表

(1) 指定地方行政機関

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
中国四国管区警察局 四国警察支局 〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館9階	災害対策官		<電話番号(平日)> (087)821-3111(代表) 内線 5860, 5862 <電話番号(夜間・休日)> 087-821-3111 総合当直室 内線 2070, 2071 <ファクシミリ> (087)821-3125
四国総合通信局 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4	防災対策推進室		<電話番号(平日)> (089)936-5081 <ファクシミリ> (089)936-5007
四国財務局 徳島財務事務所 〒770-0941 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎内	総務課		<電話番号(平日)> (088)622-5181 <電話番号(夜間・休日)> (088)622-5184 <ファクシミリ> (088)654-9030
四国厚生支局 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4階	総務課		<電話番号> 087-851-9565 <ファクシミリ> 087-822-6299
徳島労働局 〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6	総務課		<電話番号> (088)652-9141 <ファクシミリ> (088)652-3404
中国四国農政局 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2地方合同庁舎	企画調整室		<電話番号(平日)> (086)224-4511(代) <電話番号(夜間・休日)> (086)224-9400 <ファクシミリ> (086)235-8115

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
中国四国農政局 徳島県拠点 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-32	地方参事官室		<電話番号(平日)> (088)622-6131 <電話番号(夜間・休日)> 災害時優先電話 (088)622-6132 <ファクシミリ> (088)626-2091
四国森林管理局 〒780-8528 高知市丸の内 1-3-30	総務企画部 企画調整課		<電話番号(平日)> (088)821-2160 <ファクシミリ> (088)821-2025
徳島森林管理署 〒771-0117 徳島市川内町鶴島 239-1	総務グループ		<電話番号(平日)> (088)637-1230 <ファクシミリ> (088)666-1818
	業務グループ		
	治山グループ		
四国経済産業局 〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 北館 6 階	総務課		<電話番号(平日)> (087)811-8503(直) <ファクシミリ> (087)811-8549
中国四国産業保安監督部 四国支部 〒760-8512 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 北館 5 階	管理課		<電話番号(平日)> 087-811-8582 <電話番号(夜間・休日)> 080-5471-7262 <ファクシミリ> 087-811-8595
四国地方整備局 〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号	防災室		<電話番号(平日)> 087-811-8310 (直通) <電話番号(夜間・休日)> 087-851-8061 (代表) <ファクシミリ(平日)> 087-811-8410
四国地方整備局 (港湾空港部) 〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 8 階	港湾空港防災・危機 管理課		<電話番号(平日・夜間・ 休日)> (087)811-8333 災害時優先電話番号 (087)851-8142 <ファクシミリ> (087)851-8144

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 〒770-8554 徳島市上吉野町 3-35	河川関係		<電話番号> (088)654-2211(代表) ※内線 281, 405, 408 <ファクシミリ> (088)654-9616
	道路関係		
	地域広域防災関係		
四国地方整備局 那賀川河川事務所 〒774-0011 阿南市領家町室ノ内 390	管理課		<電話番号> (0884)22-6562 (代表) <ファクシミリ> (0884)22-7062
	調査課		
四国地方整備局 四国山地砂防事務所 〒779-4806 三好市井川町西井川 68-1	調査課		<電話番号> 0883-72-0034 <ファクシミリ> 0883-72-5741
四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 〒778-0040 三好市池田町西山谷尻 4235-1	管理課		<電話番号> 0883-72-3000 <ファクシミリ> 0883-72-4294
	調査課		
四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所 〒773-0001 小松島市小松島町 外開 1-11 小松島みなと合同庁舎 2 階	沿岸防災対策室		<電話番号> 0885-32-3357 <ファクシミリ> 0885-35-0010
四国運輸局 〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号高松サンポート合同庁 舎南館 4 階	総務部		<電話番号> (087)811-9092 <ファクシミリ> (087)811-9099
	安全防災・危機管理課		
四国運輸局 徳島運輸支局 本庁舎 〒770-0941 徳島市万代町 3 丁目 5 - 2	総務・企画観光部門		<電話番号> 088-622-7622 <ファクシミリ> 088-654-0790

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
四国運輸局 徳島運輸支局 応神町庁舎 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団 地 1-1	輸送・監査部門		<電話番号> 輸送・監査部門 088-641-4811 検査整備保安部門 088-641-4813 <ファクシミリ> 088-641-4814
	検査整備保安部門		
大阪航空局徳島空港事務 所〒771-0213 板野郡松茂町豊久字朝日 野 16-2	管理課		<電話番号(平日・休日)> 088-699-2980 <電話番号(夜間)>21:30～ 088-699-9970 <ファクシミリ> 088-699-4470
	航空管制運航情報 官		
徳島地方气象台 〒770-0864 徳島市大和町 2 丁目 3-36		電話 観測予報監理官室 221**1 防災管理官室 221**2 衛星 IP 電話 7036700 FAX8-221 衛星 IP-FAX tokushima-kisyo@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日)> 防災管理官室 (088)626-0676 <電話番号(夜間・休日)> 観測予報管理官室 (088)622-3857 <ファクシミリ> 防災管理官室 (088)626-0680 <ファクシミリ(夜間・休日)> 観測予報管理官室 (088)652-9407
徳島海上保安部 〒773-0001 小松島市小松島町 字外開 1 - 1 1	警備救難課	電話 警備救難課 396**1 通信室 396 衛星 IP 電話 7036710 FAX8-396 衛星 IP-FAX tokushima.kaiho.1@ipstar .ne.jp	<電話番号> (0885)-33-2244 <ファクシミリ> (0885)-33-2245

(2) 自衛隊関係

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
陸上自衛隊 第14旅団司令部 〒765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1	第3部		<電話番号(平日)> 0877-62-2311 ※内線 2235, 2236, 2237 <電話番号(夜間・休日)> 0877-62-2311 ※内線 2208 <ファクシミリ(平日)> 0877-62-2311 ※内線 2238
陸上自衛隊 第14旅団 第15即応機動連隊 〒765-0002 香川県善通寺市南町2-1-1	第3科		<電話番号(平日)> (0877)62-2311 内線 2435, 2436, 2437, 2438, 2456 (夜間・休日等) (0877)62-2311 内線 2408(部隊当直) <ファクシミリ> (0877)62-2311 内線 2429
陸上自衛隊 第14旅団 第14飛行隊 〒771-0292 板野郡松茂町住吉 字住吉開拓38	隊本部		<電話番号> (088)699-5118 ※内線 3903 <電話番号(夜間・休日)> (088)699-5118 内線 3990 (分屯地当直指令) <ファクシミリ> (088)699-5118 内線 3905
陸上自衛隊 第14旅団第14施設隊 (徳島駐屯地) 〒779-1116 阿南市那賀川町小延413-1	隊本部	電話 施設隊事務室 425 3階当直室 425**1 3階会議室 425**2 衛星IP電話 7036720 FAX8-425 衛星IP-FAX rikuji-14.1@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日)> (0884)42-0991 内線 231, 232, 233 <電話番号(夜間・休日)> (0884)42-0991 内線 248(部隊当直室), 内線 302(駐屯地当直室) <ファクシミリ(平日)> (0884)42-0991 内線 219(電話にて内線番号の報 告後、送信) <ファクシミリ(夜間・休日)> (0884)42-0991

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
海上自衛隊 第24航空隊 〒773-8601 小松島市和田島町字洲端 4-3	幕僚室	電話 運用作業室 397 当直室 397**1 衛星 IP 電話 7036740 FAX 8-397 衛星 IP-FAX kaiji-24.1@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日)> (0885)37-2111 ※内線 213~217 <電話番号(夜間・休日)> (0885)37-2111 ※内線 223~225 <ファクシミリ> (0885)37-1180
海上自衛隊徳島教育航空群 〒771-0292 板野郡松茂町住吉 字住吉開拓 38	司令部	電話 群当直室 355 作戦室 355**1 衛星 IP 電話 7036730 FAX 8-355 衛星 IP-FAX kaiji-tokushima.1@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日)> (088)699-5111 内線 3213 <電話番号(夜間・休日)> (088)699-5111 内線 3222, 3223 <ファクシミリ> (088)699-6116
航空自衛隊 西部航空方面隊 司令部 〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-1	防衛部 運用課		<電話番号(平日)> (092)581-4031 内線 2348 <電話番号(夜間・休日)> (092)581-4031 内線 2203(当直)
自衛隊 徳島地方協力本部 〒770-0941 徳島市万代町 3 丁目 5 徳島 第 2 地方合同庁舎 5 階	総務課		<電話番号(平日)> (088)623-2220 ~2222・2215 <電話番号(夜間・休日)> (088)623-2220 ~2222・2215 <ファクシミリ> (088)623-2319

(3) 指定公共機関

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
独立行政法人水資源機構 旧吉野川河口堰管理所 〒771-0144 徳島県徳島市 川内町榎瀬 841	企画調整グループ		<電話番号> 088-665-1435(管理所) <ファクシミリ> 088-665-1374(管理所)
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所 〒778-0040 三好市池田町西山 谷尻 4235-1	第二管理課 (池田ダムに関する連絡先)		<電話番号> 0883-72-2050 <ファクシミリ> 0883-72-6376
	第一管理課 (上流の早明浦ダム、新宮ダム、富郷ダムに関する連絡先)		
	総務課 (上記の連絡が取れない場合の連絡先)		
日本銀行高松支店 〒760-0023 高松市寿町 2-1-6	総務課		<電話番号(平日)> 087-825-1102 <ファクシミリ(平日)> 087-826-1067
日本銀行 徳島事務所 〒770-0901 徳島市西船場町 2-24-1			<電話番号(平日)> 088-622-3126 <ファクシミリ(平日)> 088-655-7167
日本赤十字社徳島県支部 〒770-0044 徳島市庄町 3 丁目 12 番地 1	事業推進課	電話 事業推進課 388 会議室 388**1 衛星 IP 電話 7036750 FAX 8-388 衛星 IP-FAX jrc-kenshibu.1@ipstar .ne.jp	<電話番号> 088-631-6000 <ファクシミリ> 088-631-6100
	総務課		

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
日本放送協会 徳島放送局 〒770-8544 徳島市寺島本町東 1-28	放送部	電話 報道部 372 報道部 372**1 技術部 372**2 衛星 IP 電話 7036770 FAX 8-372 衛星 IP-FAX nhk-tokushima.1@ipstar .ne.jp	<電話番号> 088-626-5975 <ファクシミリ> 088-653-8722
西日本高速道路株式会社 四国支社 徳島高速道路事 務所 〒771-1151 徳島市応神町古川宮/前 39-1	統括課		<電話番号> 088-641-4401 <ファクシミリ> 088-641-4403
	管理課		
本州四国連絡高速道路株式 会社鳴門管理センター 〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大 毛 18	計画課		<電話番号> 088-687-2166 <ファクシミリ> 088-687-2184
四国旅客鉄道株式会社 〒760-8580 高松市浜/町 8-33	安全推進室		<電話番号(勤務時間内)> (087)825-1666 <電話番号(勤務時間外)> (087)822-0117 <ファクシミリ> (087)825-1652
	保線課		<電話番号> (087)822-0117 <ファクシミリ> (087)851-4106
西日本電信電話株式会社 徳島支店 〒770-8521 徳島市西大工町 2 丁目 5-1 NTT 大工町ビル	事業推進室		<電話番号> 088-602-1146 <ファクシミリ> 088-602-1288

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
株式会社NTT フィールドテクノ徳島設備部 〒770-0052 徳島市中島田町2丁目2-26 NTT 西ビル	エリアマネジメント部門 災害対策担当		<電話番号> (088)637-0901 <ファクシミリ> (088)633-4992
	エリアマネジメント部門 エリアマネジメント担当		
日本通運株式会社四国支店 徳島沖洲事業所 〒770-0873 徳島市東沖洲1-20-2			<電話番号(平日)> (088)664-0222 <電話番号(夜間・休日)> (088)664-0222 <ファクシミリ(平日)> (088)664-4984 <ファクシミリ(夜間・休日)> (088)664-3178
四国電力株式会社徳島支店 〒770-8555 徳島市寺島本町東2-29	総務課		<電話番号> (088)622-7121(代) (088)656-4591(直) <ファクシミリ> (088)656-4511
四国電力送配電株式会社 徳島支社 〒770-8555 徳島市寺島本町東2丁目29	総務課		<電話番号> (088)656-4601(代)
株式会社NTT ドコモ CS 四国徳島支店 〒770-8524 徳島市北常三島1丁目6番1	ネットワーク部		<電話番号> 088-626-7577 <ファクシミリ> 088-653-8310

(4) 指定地方公共機関等

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
四国ガス株式会社 徳島支店 〒770-0821 徳島市北出来島町 1丁目26-2	業務 G		<電話番号> 088-654-2171 <ファクシミリ> 088-654-2177
	保安 G		
	供給設備 G		
四国ガス株式会社 徳島工場 〒770-0873 徳島市東沖洲2目67-1	徳島工場		<電話番号> 088-664-5560 <ファクシミリ> 088-664-5590
四国放送株式会社 〒770-8573 徳島市中徳島町2-5	報道制作局	電話 報道制作局 373 報道制作局 373**1 テレビマスター室 373**2 衛星 IP 電話 7036780 FAX 8-373 衛星 IP-FAX jrt.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 088-626-2801 <ファクシミリ> 088-625-5441
一般社団法人徳島新聞社 〒770-8572 徳島市中徳島町2-5-2	総務局		<電話番号> (代)088-655-7373 (ダイヤルイン)088-655-7227 <ファクシミリ> 088-622-8617
	総務局 総務部		
徳島県医師会 〒770-8565 徳島市幸町3-61	事務局		<電話番号> (088)622-0264 <ファクシミリ> (088)623-5679

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
株式会社エフエム徳島 〒770-8567 寺島本町西 1-61	編成制作部	電話 マスター室横機器室 375 事務室 375**1 衛星 IP 電話 7036790 FAX 8-375 衛星 IP-FAX fm-tokushima.1@ipstar .ne.jp	<電話番号> (088)656-2121 <ファクシミリ> (088)656-2101
一般社団法人 徳島県エルピーガス協会 〒771-0134 徳島市川内町平石住吉 209-5 徳島健康科学総合センター 4F	事務局 災害対策本部		<電話番号> (088)665-7705 <ファクシミリ> (088)665-6905
阿佐海岸鉄道株式会社 〒775-0501 海部郡海陽町 宍喰浦字正梶 22-1	運輸部		<電話番号(平日)> (0884)76-3701(事務所) <電話番号(夜間・休日)> 0884-76-3700(宍喰駅) <ファクシミリ> 0884-76-3703(事務所) <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-76-3730(宍喰駅)
社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 〒770-0943 徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター、+- 3F			<電話番号> 088-654-4461 <ファクシミリ> 088-654-9250

(5) 徳島県関係

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県警察本部 〒770-8510 徳島市万代町 2-5-1	警備課	電話 警備課 *-9560 総合当直室 *-9561 地域課 *-9562 会議室 *-9563 *-9564	<電話番号(平日)> (088)622-3101 内線 5740 (災害対策官) <電話番号(夜間・休日)> (088)622-3101 内線 2070, 2071 (総合当直) <ファクシミリ> (088)621-2956
	捜査第一課	FAX 無し	<電話番号(平日)> (088)622-3101 内線 4150 (統括検視官) <電話番号(夜間・休日)> (088)622-3101 内線 2070, 2071 (総合当直) <ファクシミリ> (088)622-7114
徳島県危機管理環境部 〒770-8570 徳島市万代町 1-1	危機管理政策課	電話 *-9503 *-2708 (衛視室) 8099*2987、8099*9366 <災対本部> *-9510 FAX 8099**9550	<電話番号(平日)> (国民保護等) (088)621-2708 <電話番号(夜間・休日)> 自宅又は (088)621-2057(衛視室) <ファクシミリ> (088)621-2987 (088)624-1063(衛視室)
	とくしまゼロ作戦課	電話 *-9500 *-2281 FAX 8099**2987、8099*9366 衛星 IP-FAX ken-hontyou -1.1@ipstar .ne.jp ken-hontyou-2.1@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日)> (防災担当) (088)621-2716 (088)621-2281 <電話番号(夜間・休日)> 自宅又は (088)621-2057 (衛視室) <ファクシミリ> (088)621-2987 (088)624-1063(衛視室)

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県危機管理環境部 〒770-8570 徳島市万代町 1-1	消防保安課	電話 *-2284 *-2109 FAX 8099**2849 8099**9366 衛星 IP-FAX Ken-hontyou 1.1@ipstar .ne.jp Ken-hontyou 2.1@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日)> (消防担当) (088)621-2284 (088)621-2109 <電話番号(夜間・休日)> 090-5144-0615 <ファクシミリ> (088)621-2849
徳島県防災人材育成センター 〒771-0204 板野郡北島町鯛浜字大西 165	啓発担当・人材 育成担当	<地上系> 電話 *-0-223-50 FAX *-0-223-91	<電話番号> (088)683-2100 <ファクシミリ> (088)683-2002
	消防学校担当	衛星 IP-FAX bousai-center.1@ipstar .ne.jp	<電話番号> 088-683-2200 <ファクシミリ> (088)683-2210
徳島県立南部防災館 〒775-0101 海部郡海陽町浅川 字西福良 43 番地	指定管理 海陽町	電話 情報機器室 487 事務室 487**3 衛星 IP 電話 7036220 FAX 8-487 衛星 IP-FAX nanbu-bousaikan.1@ipstar .ne.jp	<電話番号> (0884)73-2211 <ファクシミリ> (0884)73-4575

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
消防防災航空隊事務所 〒771-0213 板野郡松茂町豊久 字朝日野 15-2		電話 事務室 378 会議室 378**2 衛星 IP 電話 7036210 FAX 8-387 衛星 IP-FAX ken-koukuutai.1@ipstar .ne.jp	<電話番号(平日・休日)> (088)683-4119 <電話番号(夜間)> (088)621-2057 (衛視室) <ファクシミリ> (088)683-4121
徳島県南部総合県民局 <地域創生防災部> 〒779-2305 徳島県海部郡美波町 奥河内字弁才天 17-1	地域創生防災部	電話 *-0884-74-7273 *-0884-74-7296 衛星 IP 電話 7036106 FAX 8099**0884-74-9501	<電話番号(平日)> 0884-74-7273 <ファクシミリ> 0884-77-3851
	地域創生防災部 津波減災・危機 管理担当	大会議室 <災対室> 電話 *-0884-74-9510 FAX 8099**0884-74-9551 衛星 IP-FAX nanbu-minami-1.1@ipstar .ne.jp	

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県西部総合県民局 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻 字建神社下南 73	地域創生観光部 危機管理担当	電話 *-0883-53-9519, 2390~2393 衛星 IP 電話 7036180 FAX 8099**0883-53-9501 〈災害対策室〉 電話 0883-53-2039 FAX 8099** 0883-53-9550 衛星 IP-FAX seibu-mima-1.1@ipstar .ne.jp	〈電話番号〉 0883-53-2390~2393 〈ファクシミリ〉 0883-53-2434
徳島県立西部防災館 〒771-2107 美馬市美馬町中島	指定管理 四国開発土木 (株)	電話 1 階事務室 288*1 2 階機械室 288 衛星 IP 電話 7036340 衛星 IP-FAX seibu-bousaikan.1@ipstar .ne.jp	〈電話番号(事務室)〉 0883-55-2425 〈ファクシミリ〉9 0883-55-2430
東部県土整備局 <徳島庁舎> 〒770-0865 徳島市南末広町 6-36	企画総務担当	電話 *-088-653-1210 *-088-653-1233 衛星 IP 電話 7036140 FAX 8099**088-653-9500 衛星 IP-FAX toubu-tokushima@ipstar .ne.jp	〈電話番号〉 088-653-8811 〈ファクシミリ〉 088-623-4026

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県正木ダム管理所 〒771-4505 勝浦郡上勝町正木藤ノ内 18-2		電話 事務室 391**1 宿直室 391**2 衛星 IP 電話 7036310 FAX 8099**391 衛星 IP-FAX masaki-dam@ipstar.ne.jp	<電話番号> 0885-45-0311 <ファクシミリ> 0885-45-0605
徳島県企業局 〒770-8570 徳島市万代町 1-1	経営企画戦略課 総合管理 推進センター	電話 *-3242 FAX 8099**2877	<電話番号> 088-621-3242 <ファクシミリ> 088-621-2877 <電話番号> 088-654-7001
徳島県教育委員会 〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1	教育政策課 施設整備課	電話 *-3159 8099**2879	<電話番号> (088)621-3159 <ファクシミリ> (088)621-2879

(6) 市町村

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島市 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地	危機管理局	電話 危機管理課 161 381**1	<電話番号(平日)> (088)621-5526~5529 5531, 5536 <電話番号(夜間・休日)> (088)621-5111 <ファクシミリ> (088)625-2820
	危機管理課	衛星 IP 電話 7036350	
	防災対策課	衛星 IP-FAX tokushima.city.1@ipstar.ne.jp	
鳴門市 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東 浜170	企画総務部	電話 危機管理課 161 351**2	<電話番号(平日)> 088-684-1711 <電話番号(夜間・休日)> (消防本部)088-685- 2009 (宿直室)088-684-1111 <ファクシミリ> 088-684-1336 <災害対策本部設置時> 088-684-1330
	危機管理課	衛星 IP 電話 7036360 衛星 IP-FAX naruto.city.1@ipstar.ne.jp	
小松島市 〒773-8501 小松島市横須町1-1	危機管理・ 感染症対策推進 課	電話 危機管理・感染症対策推進課 393**1 無線室 393	<電話番号(平日)> 0885-34-9014 <電話番号(夜間・休日)> 0885-32-2111 (代表) <ファクシミリ(平日)> 0885-32-3522
	震災対策課	衛星 IP 電話 7036370 衛星 IP-FAX komatsushima.1@ipstar.ne.jp	
阿南市 〒774-8501 阿南市富岡町ト/町12-3	危機管理部	電話 危機管理課 421 宿直室 421**1 災害対策本部室 421**2	<電話番号(平日)> 0884-22-9191 <電話番号(夜間・休日)> 0884-22-1111 <ファクシミリ> 0884-28-9884
	危機管理部 危機管理課	衛星 IP 電話 7036380 FAX 8-421 衛星 IP-FAX anan.city.1@ipstar.ne.jp	

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
吉野川市 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1	防災対策課	電話 防災対策課 322 日直室 322**1 新館 2 階会議室 322**2 衛星 IP 電話 7036390 FAX 8-322 衛星 IP-FAX yoshinogawa.city.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> 0883-22-2235 <ファクシミリ> 0883-22-2248
阿波市 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1	危機管理課	電話 危機管理課 337 日直室 337**1 災害対策本部室 337**2 衛星 IP 電話 7036400 FAX 8-337 衛星 IP-FAX awa.city.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> (0883)36-8703 <電話番号(夜間・休日)> (0883)36-8700 <ファクシミリ> (0883)36-8767
美馬市 〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地	危機管理課	電話 危機管理課 286 災害対策本部 北館 303 会議室 286**1 宿直室 286**2 衛星 IP 電話 7036410 FAX 8-286 衛星 IP-FAX mima.city.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0883-52-1677 <電話番号(夜間・休日)> 0883-52-1212(代表) <ファクシミリ(平日)> 0883-52-5758 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-52-5758

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
三好市 〒778-8501 三好市池田町シンマチ 1500 番地 2	危機管理課	電話 危機管理課 251 宿直室 251**2 衛星 IP 電話 7036420 FAX 8-251 衛星 IP-FAX miyoshi.city.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0883-72-7625 <ファクシミリ> 0883-72-7203
三好市 三野支所 〒771-2395 三好市三野町芝生 1039 番地	三野支所		<電話番号> 0883-77-2248 <ファクシミリ> 0883-77-3590
三好市 井川支所 〒779-4801 三好市井川町辻 73 番地	井川支所		<電話番号> 0883-78-5001 <ファクシミリ> 0883-76-3016
三好市 山城支所 〒779-5395 三好市山城町大川持 518 番地 9	山城支所		<電話番号> 0883-86-1111 <ファクシミリ> 0883-86-2550
三好市 西祖谷支所 〒778-0195 三好市西祖谷山村一 宇 343 番地 2	西祖谷支所		<電話番号> 0883-87-2211 <ファクシミリ> 0883-87-2835
三好市 東祖谷支所 〒778-0295 三好市東祖谷京上 157-2	東祖谷支所		<電話番号> 0883-88-2211 <ファクシミリ> 0883-88-2166

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
勝浦町 〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字 久保田 3	総務防災課	電話 総務防災課 394 2 階大会議室 394**1 宿直室 394**2 衛星 IP 電話 7036430 FAX 8-394 衛星 IP-FAX katsuura.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> 0885-42-2511 <ファクシミリ> 0885-42-3028
上勝町 〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字 下横峯 3-1	総務課	電話 総務課 395 3 階第一会議室 395**1 衛星 IP 電話 7036440 FAX 8-395 衛星 IP-FAX kamikatsu.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> (0885)46-0111 <ファクシミリ> (0885)46-0323
佐那河内村 〒771-4195 名東郡佐那河内村内村下 字西ノハナ 31	総務課	電話 総務課 382 宿直室 382**1 衛星 IP 電話 7036450 FAX 8-382 衛星 IP-FAX sanagochi.vill.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 088-679-2111 <電話番号(夜間・休日)> 088-679-2111 <ファクシミリ> 088-679-2125

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
石井町 〒779-3295 名西郡石井町高川原字 高川原 121-1	危機管理課	電話 危機管理課 172 放送室 323 休日受付 323**1 2階会議室 323**2 衛星 IP 電話 7036460 FAX 8-323 衛星 IP-FAX ishii.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 088-674-1171 <電話番号(夜間・休日)> 088-674-1111 <ファクシミリ> 088-675-1500
神山町 〒771-3395 名西郡神山町神領字本 野間 100	総務課	電話 総務課 383 宿直室 383**1 衛星 IP 電話 7036470 FAX 8-383 衛星 IP-FAX kamiyama.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> 088-676-1111 <ファクシミリ> 088-676-1100

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
那賀町 〒771-5295 那賀郡那賀町和食郷字 南川 104-1	防災課	電話 防災課 452 宿直室 452**1 衛星 IP 電話 7036480 FAX 8-452 衛星 IP-FAX naka.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0884-62-1183 <電話番号(夜間・休日)> 0884-62-1121 <ファクシミリ> 0884-62-1172
那賀町 相生支所 〒771-5495 那賀町延野字王子原 31- 1	地域振興室		<電話番号> (0884)62-1111 <ファクシミリ> (0884)62-1115
那賀町 上那賀支所 〒771-5595 那賀町小浜 151	地域振興室		<電話番号> (0884)66-0111 <ファクシミリ> (0884)66-0602
那賀町 木沢支所 〒771-6192 那賀町木頭字前田 43-1	地域振興室		<電話番号> (0884)65-2111 <ファクシミリ> (0884)65-2114
那賀町 木頭支所 〒771-6495 那賀町木頭出原字マエダ 34 番地	地域振興室		<電話番号> (0884)68-2311 <ファクシミリ> (0884)68-2125
牟岐町 〒775-8570 海部郡牟岐町大字中村 字本村 7-4	総務課	電話 無線室 485 宿直室 485**2 衛星 IP 電話 7036490 FAX 8-485 衛星 IP-FAX mugi.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0884-72-3412 <電話番号(夜間・休日)> 0884-72-1111 <ファクシミリ(平日)> 0884-72-2716 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-72-2716

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
美波町 〒779-2395 海部郡美波町奥河内字本 村 18 番地 1	消防防災課	電話 消防防災課 473**2 宿直室 473**1 衛星 IP 電話 7036500 FAX 8-473 衛星 IP-FAX minami.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0884-77-3619 <電話番号(夜間・休日)> 0884-77-1111 <ファクシミリ> 0884-77-1666
海陽町 〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中 須 128	危機管理課	電話 危機管理課 486 宿直室 486**2 衛星 IP 電話 7036510 FAX 8-486 衛星 IP-FAX kaiyo.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0884-73-4163 <電話番号(夜間・休日)> 0884-73-1234 <ファクシミリ> 0884-73-3097
松茂町 〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏 30 番地	危機管理課	電話 危機管理課 352 警備員室 352**1 衛星 IP 電話 7036520 FAX 8-352 衛星 IP-FAX matsushige.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> (088)699-8725 <電話番号(夜間・休日)> (088)699-2111 <ファクシミリ> (088)699-6012
北島町 〒771-0285 板野郡北島町中村字上地 23-1	危機情報管理 課	電話 危機情報管理課 384 警備員室 384**1 衛星 IP 電話 7036530 FAX 8-384 衛星 IP-FAX kitajima.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 088-698-9807 <電話番号(夜間・休日)> 088-698-2410 <ファクシミリ> 088-698-3642

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
藍住町 〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上 前 52-1	総務企画課	電話 総務企画課 385 用務員室 385**1 3階会議室 385**2 衛星 IP 電話 7036540 FAX 8-385 衛星 IP-FAX aizumi.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> (088)-637-3111 <電話番号(夜間・休日)> (088)692-2023 <ファクシミリ> (088)-637-3154
板野町 〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南 22-2	総務課	電話 総務課 353 管理室 353**2 衛星 IP 電話 7036550 FAX 8-353 衛星 IP-FAX itano.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> 088-672-5980 <ファクシミリ(平日)> 088-672-5553 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-672-5553
上板町 〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚 42	企画防災課	電話 企画防災課 333 宿直室 333**1 衛星 IP 電話 7036560 FAX 8-333 衛星 IP-FAX kamiita.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 088-694-6824 <電話番号(夜間・休日)> 088-694-3111 <ファクシミリ> 088-694-5903
つるぎ町 〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東 浦 1-3	危機管理課	電話 危機管理課 284 宿直室 284**1 衛星 IP 電話 7036570 FAX 8-284 衛星 IP-FAX tsurugi.town.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> 0883-62-3111(代表) <ファクシミリ> 0883-62-4944

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
東みよし町 〒779-4795 三好郡東みよし町加茂 3360	危機管理課	電話 危機管理課 256 宿直室 256**2 衛星 IP 電話 7036580 FAX 8-256 衛星 IP-FAX higashimiyoshi.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> 0883-82-6303 <ファクシミリ(平日)> 0883-76-1010
徳島県町村会 〒770-0847 徳島市幸町3丁目55 番地	総務課	電話 751 752	<電話番号(平日)> 088-621-3400 <電話番号(夜間・休日)> なし <ファクシミリ(平日)> 088-652-6538 <ファクシミリ(夜間・休日)> 同上
徳島県市長会 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番 地 徳島市役所内	事務局長		<電話番号(平日)> (088)652-0082 <ファクシミリ(平日)> (088)655-0128

(7) 消防関係

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島市消防局 〒770-0855 徳島市新蔵町 1-88	警防課	(地域衛星電話) 90-386-2800 (警防課) 90-386-2200	<電話番号(平日)> 088-656-1192(警防課) <電話番号(夜間・休日)> 088-656-1190(通信指令課) <ファクシミリ(平日)> 088-656-1201 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-656-1202
	通信指令課	(通信指令課) 90-386-2800 (県ネットワーク電話) 381 通信指令課 381**2 衛星 IP 電話 7036351 FAX 8-381 衛星 IP-FAX tokushima.119.1@ipstar.ne.jp	
鳴門市消防本部 〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字 東浜 170	警防課	電話 通信指令室 351 3 階会議室 351**1 衛星 IP 電話 7036361	<電話番号(平日)> 088-684-1335 <電話番号(夜間・休日)> 088-685-2009 <ファクシミリ> 088-685-4313
	消防署	FAX 8-351 衛星 IP-FAX naruto.119.1@ipstar.ne.jp	
小松島市消防本部 〒773-8501 小松島市横須町 1-1	消防課	電話 通信指令室 393**3 消防事務室 393**2 衛星 IP 電話 7036371	<電話番号> (0885)32-0119 <ファクシミリ> (0885)32-3595
	消防署	FAX 8-393 衛星 IP-FAX komatsushima.119.1@ipstar.ne.jp	

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
阿南市消防本部 〒774-0001 阿南市辰巳町1番地 33	警防課	電話 通信指令室 424 3階事務室 424**2 衛星IP電話 7036590	〈電話番号〉 (0884)22-1120 情報管 制課 〈ファクシミリ〉 (0884)22-1190 情報管 制課
	情報管制課	FAX 8-424 衛星IP-FAX anan.119.1@ipstar.ne.jp	
美馬市消防本部 〒779-3601 美馬市脇町字拝原 1742-1	消防本部	電話 通信指令室 257 本部事務室 257**2 衛星IP電話 7036600	〈電話番号(平日)〉 0883-52-3061 〈電話番号(夜間・休日)〉 0883-52-3025 〈ファクシミリ(平日)〉 0883-53-9550 〈ファクシミリ(夜間・休日)〉 0883-53-9458
	消防署	FAX 8-257 衛星IP-FAX mima.119.1@ipstar.ne.jp	
那賀町消防本部 〒771-5206 那賀郡那賀町百合字 石橋250	消防本部	電話 通信指令室 454 消防本部 454**1 衛星IP電話 7036680 FAX 8-454 衛星IP-FAX naka.119.1@ipstar.ne.jp	〈電話番号(平日)〉 0884-62-1191 〈電話番号(夜間・休日)〉 0884-62-1119 〈ファクシミリ(平日)〉 0884-62-1235 〈ファクシミリ(夜間・休日)〉 0884-62-1922
板野東部消防組合 〒771-0201 板野郡北島町北村 字大開11-1	消防本部	電話 通信指令室 354 第1消防署 354**1 警防課 354**2 衛星IP電話 7036630	〈電話番号〉 通信指令課 通信指令室 (088)698-9119 〈ファクシミリ〉 通信指令課 通信指令室 (088)697-3014
	第1消防署	FAX 8-354 衛星IP-FAX itano-tobu.119.1@ipstar.ne.jp	
	第2消防署		

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
板野西部消防組合 〒779-0114 板野郡板野町羅漢字 前田 35	消防本部	電話 通信指令室 338**2 警防課 338 衛星 IP 電話 7036640 FAX 8-338 衛星 IP-FAX itano-seibu.119.1@ipstar.ne.jp	<電話番号> (088)672-0198 <ファクシミリ(平日)> (088)672-2977 <ファクシミリ(夜間・休日)> (088)672-3911
名西消防組合 〒779-3223 名西郡石井町高川原 字高川原 66-8	消防本部	電話 通信指令室 327	<電話番号> 088-674-6788 <ファクシミリ(平日)> 088-674-6706 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-675-0341
	石井消防署	消防長室 327**2	
	神山消防署	衛星 IP 電話 7036610 FAX 8-327 衛星 IP-FAX myozai.119.1@ipstar.ne.jp	
海部消防組合 〒775-0004 海部郡牟岐町 大字川長字新光寺 98-1	消防本部	電話 通信指令室 484**1	<電話番号(平日)> 0884-72-0600 <電話番号(夜間・休日)> 0884-72-0999 <ファクシミリ(平日)> 0884-72-2999 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-72-0367
	総務課	本部事務室 484 衛星 IP 電話 7036620	
	警防課	FAX 8-484 衛星 IP-FAX kaifu.119.1@ipstar.ne.jp	
	予防課		
海部消防組合 海南消防署 〒775-0203 海部郡海陽町大里字 松ノ本 67-1	海南消防署		<電話番号> 0884-73-0999 <ファクシミリ> 0884-73-2999

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島中央広域連合 消防本部 〒776-0013 吉野川市鴨島町上 下島 21 番地 1	消防課	電話 通信指令室 326 指揮本部室 326**1 衛星 IP 電話 7036650	<電話番号(平日)> (0883)26-1191 <電話番号(夜間・休日)> (0883)26-1195 <ファクシミリ(平日)> (0883)24-9918 <ファクシミリ(夜間・休日)> (0883)24-9917
	通信司令室	FAX 8-326 衛星 IP-FAX tokushima-chuo.119.1@ipstar.ne.jp	
美馬西部消防組合 〒771-2106 美馬市美馬町字天 神 119	消防本部	電話 通信指令室 258 総務課 258**2 衛星 IP 電話 7036660 FAX 8-258 衛星 IP-FAX mima-seibu.119.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> (0883)63-2214 <電話番号(夜間・休日)> (0883)63-2214 <ファクシミリ> (0883)63-5601
みよし広域連合消 防本部 〒771-2502 三好郡東みよし町 足代 345-1	消防本部	電話 通信指令室 255 衛星 IP 電話 7036670 FAX 8-255 衛星 IP-FAX miyoshi.119.1@ipstar.ne.jp	<電話番号(平日)> (0883)76-5119 <電話番号(夜間・休日)> (0883)76-5118 <ファクシミリ(平日)> (0883)76-5121 <ファクシミリ(夜間・休日)> (0883)76-5120

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県消防長会 〒770-0855 徳島市新蔵町 1-88 徳島市消防局内	徳島市消防局 総務課	電話 90-386-2110 FAX 90-386-2190	<電話番号(平日)> 088-656-1191(総務課) <電話番号(夜間・休日)> 088-656-1190(通信指令課) <ファクシミリ(平日)> 088-656-1201 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-656-1202
(公財)徳島県消防協会 〒770-0847 徳島市幸町 3 丁目 79			<電話番号> (088)625-8342 <ファクシミリ> (088)678-8346

2 市役所電話番号

(1) 庁内

令和4年12月1日

課 名		TEL	FAX
一 階	市役所	(代)32-2111(夜間・休日)	
	税務課	32-2115	33-3401
		32-3821	
		32-3928	
		32-3845	
	市民生活課	32-2132	33-2234
	環境政策課	32-2147	33-2234
	戸籍住民課	32-2112	33-2234
	保健年金課	32-2113	35-0173
		32-4120	
	会計課	32-2116	33-3001
生活福祉課	32-3931	32-3738	
児童福祉課	32-2114	32-3738	
介護福祉課	32-3507	35-0272	
	32-2279		
消防本部	32-0119	32-3595	
二 階	都市整備課	32-2118	33-2104
	まちづくり推進課	32-3957	33-2104
		32-3815	
	住宅課	32-2120	32-7800
議会事務局	32-1359	32-6611	
三 階	人事課	32-3804	33-3253
	秘書広報課	32-3802	33-4560
		32-3812	
	企画政策課	32-2127	33-4560
	総務課	32-2123	33-3253
		32-3803	
	財政課	32-2191	33-3253
	監査委員事務局	32-3805	
選挙管理委員会事務局	32-3807	32-7011	
DX 推進課	32-3808	33-3253	
四 階	農林水産課	34-9292	34-9992
	商工観光課	32-3809	33-0938
	震災対策課	32-2227	32-3522
	危機管理・感染症対策推進課	34-9014	32-3522
	建設管理課	32-2121	33-1559
	農業委員会事務局	32-3810	

(2) 出先機関等

令和4年12月1日

部・課・施設名	TEL	FAX
競輪局	32-0290	33-3122
人権推進課	32-2122 32-3814	33-3525
環境衛生センター	32-8290	32-8295
水道部	32-6118 (夜間・休日) 32-6267	35-0647
小松島厚生福祉解放センター	32-5711	32-5712
目佐厚生福祉解放センター	37-0358	37-0358
泰地総合センター	33-0194	33-0194
世代間交流健康センター	32-2595	
消費生活センター	38-6880	38-6800
和田島緑地	37-1400	
葬斎場	35-1059	
市外三町村衛生組合(しらさぎ浄園)	38-1452	38-1582
総合福祉センター	33-2255	33-2391
保健センター	32-3551	32-4145
サウンドハウスホール	32-3565	32-4145
みなと交流センター	33-0302	34-9102
シルバー人材センター	35-1055	32-0888

(3) 教育関係

令和3年12月1日

	課・施設名	TEL	FAX
教育委員会	学校課	32-3811	33-3540
	教育政策課	32-3813	32-2126
	生涯学習課	32-2700	33-1230
	スポーツ振興室(体育館)	38-1788	38-1789
	教育研究所	32-3811	
	青少年健全育成センター	32-1398	
	生涯学習センター・図書館	32-1100	32-7188
幼稚園	南小松島	32-0390	32-0390
	立江	37-0146	37-0146
小学校	小松島	32-0128	
	南小松島	32-0149	
	北小松島	32-0342	
	千代	32-0109	
	児安	32-0171	
	芝田	32-0212	
	立江	37-1002	
	櫛淵	37-1058	
	坂野	37-1512	
	和田島	37-1911	
	新開	37-1102	
中学校	小松島	32-2044	
	小松島南	38-6612	

(4) 保育所・児童館

令和4年12月1日

	施設名	TEL	FAX
保育所	県前保育所	32-5081	
	泰地保育所	32-9024	
	横須保育所	32-2745	
	立江保育所	37-2286	
	さかの認定こども園	37-1770	
児童館	泰地	33-1702	
	中郷	33-3980	
	目佐	38-1784	

(5) 公民館等

令和4年12月1日

	施設名	TEL	FAX
公民館等	中央会館	32-2030	32-2030
	小松島	32-0756	
	南小松島	33-0744	
	北小松島	32-8430	
	千代	33-0194	
	児安	33-2510	
	芝田 (老人いこいの家)	32-3879	
	立江	37-1062	
	櫛渕	38-2320	
	坂野	38-2325	
	新開(赤石)	38-1931	
	和田島	37-2723	

(6) その他

令和5年2月1日

名 称	TEL
小松島警察署	32-0110
赤石町駐在所	37-1247
田浦町駐在所	32-1579
ひのみね交番	32-1225
坂野町駐在所	37-1505
立江町駐在所	37-1209
小松島市消防団第一分団	33-2074
〃 第八分団	33-3608
〃 第二十分団	38-1425
〃 第二十五分団	38-2039
東とくしま農業協同組合	35-7780
〃 小松島支所	32-3111
〃 小松島南部支所	37-1501
小松島高等学校	32-2166
小松島西高等学校	32-0129
(福)小松島市社会福祉協議会	33-2255
小松島商工会議所	32-3533
小松島漁業協同組合	33-1122
和田島漁業協同組合	37-1621
徳島赤十字病院	32-2555

20 徳島県排出油等災害に関する資料

1 徳島県排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除計画の策定
 - イ 情報の共有化
 - ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。
- 4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

- 2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。
- 3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。
- 4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。
- 5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（4月1日現在）会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ① 設備及び資機材の整備並びに保有状況
 - ② 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間時の連絡先）
 - ② その他必要な事項
- 2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会（以下「隣接協議会」という。）にも配付する。

（訓練）

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

（情報提供）

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

（防除活動等）

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（隣接協議会等との協力）

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

（活動状況の連絡）

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出勤している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

（災害対策本部等との連携）

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

（経費の求償）

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

（災害補償）

第16条 排出油等防除活動に出勤した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計

画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるができるものとする。

(経費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

2 徳島県排出油等防除協議会 運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関係）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

- (1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。
 - ① 情報の収集及び伝達
 - イ 事故に関すること
 - ロ 付近海域及び地域に関すること
 - ハ 原因者の措置等に関すること
 - ニ その他排出油等防除活動に必要なこと
 - ② 警戒区域の安全対策
 - イ 警戒区域の設定
 - ロ 火気使用の制限
 - ハ 航行の制限、管制、立入禁止
 - ニ 移動命令、避難命令
 - ③ 広報活動
 - イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
 - ロ 報道機関への広報
 - ④ 排出油等防除資材の提供及び輸送
 - イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送
 - ⑤ 排出油等防除作業
 - イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
 - ロ オイルフェンス等の展張作業
 - ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業

- ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
- ホ 砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業

⑥ 廃棄物等の処理

- イ 使用済み吸着材等の処理
- ロ 回収油等の処理

⑦ 人命救助及び救護作業

- (2) 防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出動人員及び船艇名、出動予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。

なお、出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

- (3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお、会長は、通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

- (1) 設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。
- (2) 構成は、原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。
- (3) 総合調整本部では、次の業務を行う。
- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
 - ② 排出油等防除活動計画に関する調整
 - ③ 排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
 - ④ 会員以外の機関等との調整
 - ⑤ 広報に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
- (4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

- (1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。
- (2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

- (1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。
- (2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

3 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

- 1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会	鳴門地区協議会
〃	徳島地区協議会
〃	小松島地区協議会
〃	阿南地区協議会
〃	海部地区協議会

- 2 各地区の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
 - (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
 - (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
 - (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
 - (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

- 3 地区協議会は、次の業務を行う。
 - (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
 - (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
 - (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
 - (4) 排出油等防除の実施
 - (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
 - (6) その他排出油等防除に必要な事項

- 4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

- 5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。

- 6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

4 徳島県排出油等防除協議会

小松島地区排出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、小松島地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

小松島地区協議会に、図1「小松島地区協議会排出油等防除組織図」のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積み込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 情報は、徳島県排出油等防除協議会会長から地区協議会を通じて会員へ提供される。

ロ 地区会長は、前号の情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット(iファックス)による一斉同時通報により行なうものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

- a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
- b. 排出した油等の量及び拡散の状況
- c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等

d. 当該船舶又は施設の破損状況等

e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙2-1記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。

なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行なう。

a. 油回収船及び回収器等による回収

b. 吸着マットによる回収

c. 高粘度油回収装置による回収

d. ひしゃく等による回収

e. 油処理剤による処理

f. 油ゲル化剤による処理

g. 航走攪拌による処理

h. その他

③ その他

a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。

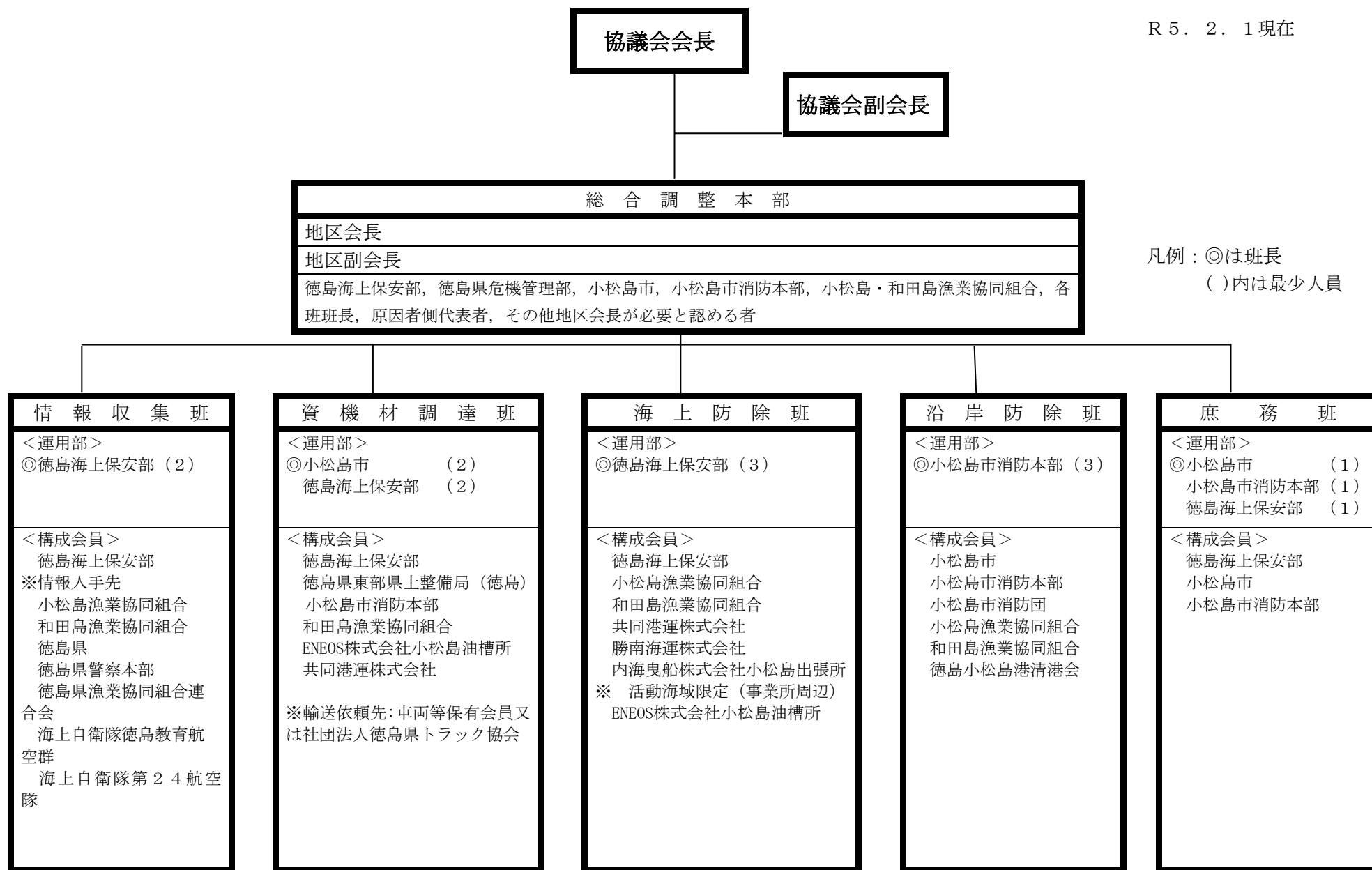
b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表3へ記録する。

5 その他

(1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先(携帯電話の番号等)を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。

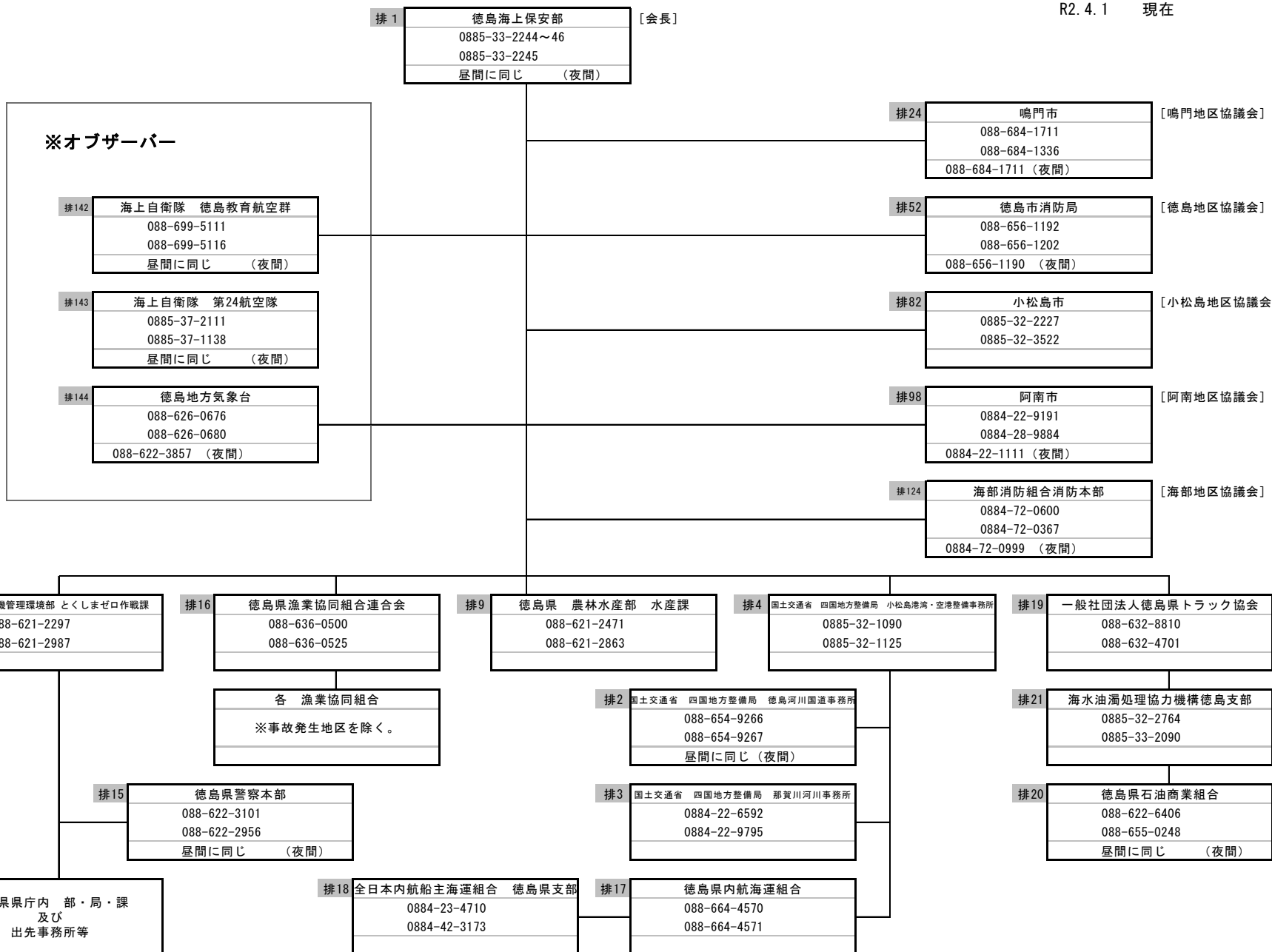
(2) 別紙2-2記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

R 5. 2. 1 現在



徳島県排出油等防除協議会情報伝達図

R2. 4. 1 現在



出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油等防除協議会事務局 あて

(FAX 0885-33-2245)

機関名 _____

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等

1	出動可能人数 (名)								
	(1) 代表者								
	(2) 通信手段								
	① 携帯電話		(電話番号)						
	② 無線機		(周波数)						
2	拠出可能資機材等								
	(1) トラック		台	(トン積み)		台	(トン積み)		
	(2) 船舶		隻	(用途)					
	(3) 資機材等								
	①	オイルフェンス		型				M	
	②	吸着マット						枚	
	③	油処理剤						L	
	④	ひしゃく						本	
	⑤	その他							

別紙 2

各 地 区 の 搬 送 先 等

1 各地区の搬送先

地 区 名	搬 送 先 部 挿 入 文 章
鳴門地区	亀浦港公共岸壁，撫養港公共岸壁，粟津港大津岸壁，今切港長原地区物揚場，今切港老門地区物揚場
徳島地区	末広公共埠頭，川内地区物揚場，今切港老門地区物揚場
小松島地区	小松島港新港 1 万トン岸壁
阿南地区	橘港西浜公共岸壁
海部地区	由岐漁港，日和佐港，牟岐漁港，浅川港，鞆奥漁港，穴喰漁港

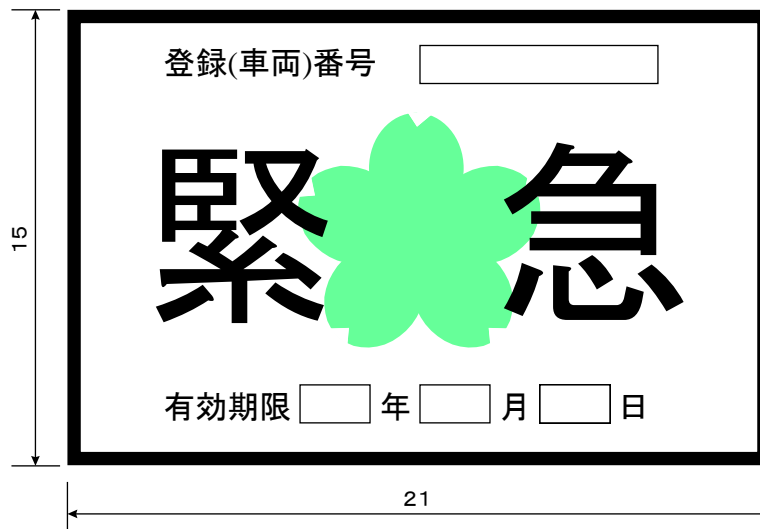
2 各地区の通信手段保有機関

地 区 名	通 信 手 段 保 有 機 関 部 挿 入 文 書
鳴門地区	徳島海上保安部，鳴門市消防本部又は板野東部消防組合消防本部
徳島地区	徳島海上保安部，徳島市消防局
小松島地区	徳島海上保安部，小松島市消防本部
阿南地区	徳島海上保安部，阿南市消防本部
海部地区	徳島海上保安部，海部消防組合消防本部

※ 表 1「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」及び表 2「前記報告内容等の記録」は省略。

2 1 各種様式

1 緊急通行車両関連



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両事前届出済証 (参考)

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 (電 話) 氏 名		第 号 災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記の通り事前届け出を受けたことを証する。 年 月 日 徳島県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所 () 局 氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

緊急通行車両確認証明書 (参考)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		徳島県知事, 徳島県公安委員会,	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
通行日時			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

2 自衛隊の災害派遣要請関連

災害派遣要請依頼書

小市安第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

小 松 島 市 長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

災害状況通知書

	小市安第	号
	年	月 日
災害派遣要請部隊長	殿	
	小 松 島 市 長	
小松島市の災害状況について (通知)		
災害を防除するため、徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが、現在のところ〇〇 (通信途絶等具体的理由を記載)のため依頼できていないことを通知します。		
(別紙として「災害派遣要請依頼書」を添付)		

災害派遣撤収要請依頼書

	小防安第	号
	年	月 日
徳島県知事	殿	
	小 松 島 市 長	
自衛隊の災害派遣撤収要請について (依頼)		
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。		
1	撤収要請依頼日時	年 月 日
2	派遣要請依頼日時	年 月 日
3	撤収作業場所	
4	撤収作業内容	

3 災害状況報告関連

災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷	人	住家	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

災害中間報告・災害確定報告

市町村名 又は部局名				区 分		被 害	区 分		被 害	災害 都道府県 対策本部		名称			
災害名 ・ 確定 年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		設置市町村本部	設置	月 日 時		
					畑	冠水	ha		農林水産業施設	千円			解散	月 日 時	
				学 校		流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			設置市町村本部		
					病 院	冠水	ha		その他の公共施設	千円					
報告者名				道 路		箇所		小 計	千円		災害 市町村名 本部				
区 分		被 害		橋りょう		箇所		公立施設被害市町村数	団体			計 団体			
人的被害	死 者	人		そ の 他	河 川	箇所		そ の 他	農産被害	千円		災害 救助法 適用 市町村名			
	うち災害関連死	人			港 湾	箇所			林産被害	千円					
	行方不明者	人			砂 防	箇所			畜産被害	千円					
	負傷者	重傷	人			清掃施設	箇所			水産被害	千円				
軽傷		人			崖くずれ	箇所			商工被害	千円					
住 宅 被 害	全 壊	棟			鉄道不通	箇所								計 団体	
		世帯			被害船舶	隻		その他	千円		消防職員出動延人数	人			
	半 壊	棟			水 道	戸		被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
		世帯			電 話	回線		備 考	災害発生場所						
	人		電 気		戸		災害発生年月日								
	一部破損	棟		ガ ス	戸		災害の概況								
		世帯		ブロック塀等	箇所		消防機関の活動状況								
	床上浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯		その他（避難の勧告・指示の状況）								
		世帯		り 災 者 数	人										
	床下浸水	棟		火 災 発 生	建 物	件									
人			危 険 物		件										
非 住 宅	公共建物	棟		そ の 他	件										
	その 他	棟													

2 2 災害警戒区域等における避難促進施設、 要配慮者施設

1 災害警戒区域等における避難促進施設、要配慮者施設

令和3年12月1日現在

	施設分類	施設名	施設分類詳細	所在地	電話番号	浸水想定区域内・警戒区域内			
						津波	洪水	土砂災害	高潮
1	小学校	南小松島小学校		小松島市小松島町字高須3番地	32-0149	○	○		○
2	小学校	小松島小学校		小松島市神田瀬町2番63号	32-0128	○	○		○
3	小学校	芝田小学校		小松島市田野町字中須4番地	32-0212	○		○	
4	小学校	児安小学校		小松島市田浦町字近里2番地	32-0171	○	○		○
5	小学校	千代小学校		小松島市中田町字奥林2番地	32-0109	○	○		○
6	小学校	北小松島小学校		小松島市中田町字浜田3番地	32-0342	○	○		○
7	小学校	立江小学校		小松島市立江町字松本3番地の3	37-1002	○	○		○
8	小学校	櫛淵小学校		小松島市櫛淵町字北佃4番地	37-1058	○	○	○	○
9	小学校	新開小学校		小松島市大林町字中津3番地	37-1102	○	○		○
10	小学校	坂野小学校		小松島市坂野町字根上り6番地の1	37-1512	○	○		○
11	小学校	和田島小学校		小松島市和田島町字山のはな8番地	37-1911	○	○		○
12	中学校	小松島中学校		小松島市日開野町字弥三次3番地の1	32-2044	○	○		○
13	中学校	小松島南中学校		小松島市立江町字赤石78-2	38-6612	○	○		○
14	高等学校	小松島高等学校		小松島市日開野町字高須47-1	32-2166	○	○		○
15	高等学校	小松島西高等学校		小松島市中田町字原ノ下28-1	32-0129	○	○	○	○
16	特別支援学校	ひのみね支援学校		小松島市中田町新開4-1	32-7847	○	○	○	○
17	特別支援学校	みなと高等学園		小松島市中田町新開28-1	34-9100	○	○		○
18	幼稚園	南小松島幼稚園		小松島市小松島町字高須3番地	32-0390	○	○		○
19	幼稚園	立江幼稚園		小松島市立江町字松本3番地の3	37-0146	○	○		○
20	保育園	横須保育所		小松島市横須町11-7	32-2745	○	○		○
21	保育園	ひかり保育園		小松島市芝生町字赤石169-4	33-3151	○	○		○
22	保育園	県前保育所		小松島市中郷町字加藤18-1	32-5081	○	○		○
23	保育園	泰地保育所		小松島市中郷町字西久保4-1	32-9024	○	○		○
24	保育園	立江保育所		小松島市立江町字鍋寺109-4	37-2286	○	○	○	○
25	保育園	さかの認定こども園		小松島市坂野町字根上り13-1	37-1770	○	○		○
26	保育園	かもめ保育園		小松島市和田島町字西林66-1	38-2270	○	○		○
27	幼保連携型認定こども園	こまつしま健祥会認定こども園		小松島市中田町字新開2番8号	32-0266	○	○		○

	施設分類	施設名	施設分類詳細	所在地	電話番号	浸水想定区域内・警戒区域内			
						津波	洪水	土砂災害	高潮
28	幼保連携型認定こども園	こやす認定こども園		小松島市田浦町字子安 73	32-3462	○	○		○
29	幼保連携型認定こども園	花しんぱり子ども園		小松島市大林町字金岡 70 番地 1	37-1015	○	○		○
30	放課後児童クラブ	南小松島第一放課後児童クラブ		小松島市小松島町高須 36 南小松島幼稚園内	33-1172	○	○		○
31	放課後児童クラブ	南小松島第二放課後児童クラブ		小松島市小松島町高須 36 南小松島幼稚園内	38-7015	○	○		○
32	放課後児童クラブ	南小松島第三放課後児童クラブ		小松島市小松島町高須 36 南小松島小学校内	38-6963	○	○		○
33	放課後児童クラブ	南小松島第四放課後児童クラブ		小松島市小松島町高須 36 南小松島幼稚園内	38-6007	○	○		○
34	放課後児童クラブ	小松島放課後児童クラブ		小松島市神田瀬町 2-63	32-2335	○	○		○
35	放課後児童クラブ	北小松島放課後児童クラブ		小松島市中田町浜田 33 北小松島小学校内	33-0919	○	○		○
36	放課後児童クラブ	芝田放課後児童クラブ		小松島市田野町字月ノ輪 78-6 小松島老人いこいの家内	32-0383	○	○		○
37	放課後児童クラブ	児安放課後児童クラブ		小松島市田浦町近里 27 児安小学校内	33-2334	○	○		○
38	放課後児童クラブ	和田島学童保育クラブ		小松島市和田島町字山のはな 8	38-0009	○	○		○
39	放課後児童クラブ	坂野学童保育クラブ		小松島市坂野町字根上り 13-1		○	○		○
40	認可外保育施設	ぼんぼこ保育園		小松島市小松島町字井利ノ口 3-1	33-0456	○	○		○
41	認可外保育施設	大神子グループさくらんぼ保育所		小松島市田浦町近里 4 4-1	33-0077	○	○		○
42	認可外保育施設	若葉保育苑 ((有) 恵友メディアサポート)		小松島市赤石町 1 3 番 7 2 号		○	○		○
43	認可外保育施設	ひまわりルーム	江藤病院に付随	小松島市大林町字北浦 21 番地 1	37-1559	○	○		○
44	認可外保育施設	カラーズインターナショナル小松島園		小松島市中田町字中筋 119 番地 5	39-0700	○	○		○
45	児童館	泰地児童館		小松島市中郷町桜馬場 103-1	33-1702	○	○		○
46	児童館	中郷児童館		小松島市中郷町字加藤 80-1	33-3980	○	○		○
47	児童館	目佐児童館		小松島市坂野町字目佐 101	38-1784	○	○		○
48	乳児院	徳島赤十字乳児院		小松島市中田町新開 2 の 2	32-0555	○	○		○
49	病院、高齢者施設	徳島赤十字病院	病院、通所リハビリテーション	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	32-2555	○	○		○
50	病院、障がい者関係施設	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	病院、医療型障がい児入所施設、児童発達支援、生活介護、短期入所、放課後等デイサービス、療養介護	小松島市中田町字新開 4-1	32-0903	○	○	○	○
51	病院、高齢者施設	徳島ロイヤル病院、徳島ロイヤル病院 デイケアセンター	病院、介護療養型施設、短期入所療養介護事業所、通所リハビリテーション	小松島市中田町字新開 48 番地	32-8833	○	○		○
52	病院、高齢者施設	江藤病院	病院、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護事業所	小松島市大林町字北浦 2 1 番地 1	37-1559	○	○		○

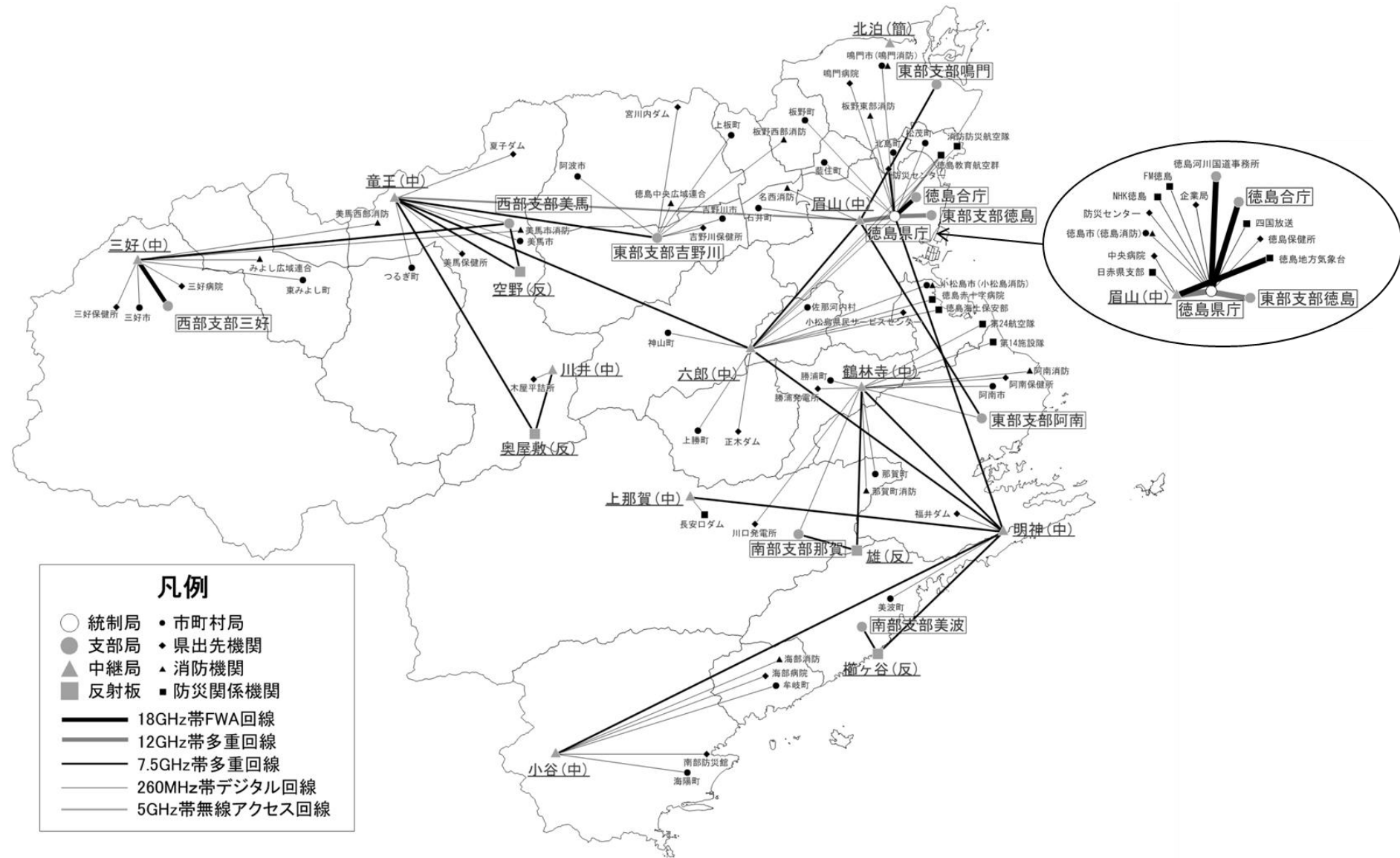
	施設分類	施設名	施設分類詳細	所在地	電話番号	浸水想定区域内・警戒区域内			
						津波	洪水	土砂災害	高潮
53	病院、高齢者施設	小松島病院	病院、通所リハビリテーション	小松島市田浦町近里 8 3 番地 1 1	33-2288	○	○		○
54	病院、高齢者施設 認可外保育施設	小松島金磯病院	病院、通所リハビリテーション、院内保育施設	小松島市金磯町 1 0 番 1 9 号	33-1211	○	○		○
56	診療所（有床）	住吉レディースクリニック		小松島市南小松島町 8-3	32-0836	○	○		○
57	診療所（有床）、 高齢者施設	ふじの小児科クリニック、ふじのクリニック	診療所（有床）、介護療養型施設、短期入所療養介護事業所	小松島市坂野町字平田 1 8 番地の 4	37-0250	○	○		○
58	診療所（有床）、 高齢者施設	赤岩医院	診療所（有床）、通所リハビリテーション	小松島市立江町字宮前 2 2 番地の 1	37-1013	○	○		○
59	診療所（有床）、 高齢者施設	藤野医院	診療所（有床）、短期入所療養介護事業所、介護療養型施設、通所リハビリテーション	小松島市坂野町字平田 18-2	38-1636	○	○		○
60	障がい者関係施設	児童発達支援センター めだか	児童発達支援、保育所等訪問支援	小松島市横須町 1 1 番 7 号	32-6084	○	○		○
61	障がい者関係施設	児童発達支援事業所 なかよし	児童発達支援	小松島市横須町 1 1 番 7 号	32-6084	○	○		○
62	障がい者関係施設	児童発達支援・放課後等デイサービス ぱーとなーキッズ	児童発達支援・放課後等デイサービス	小松島市金磯町 7-30	39-0266	○	○		○
63	障がい者関係施設	児童発達支援・放課後等デイサービス ぱーとなーキッズ神田瀬	児童発達支援・放課後等デイサービス	小松島市神田瀬町 12 番地 25 号	39-0545	○	○		○
64	障がい者関係施設	児童発達支援・放課後等デイサービス ぱーとなーキッズバイパス	児童発達支援・放課後等デイサービス	小松島市中郷町字加藤 152 番地 1	35-3601	○	○		○
65	障がい者関係施設	リープ	児童発達支援・放課後等デイサービス	小松島市中田町字内開 53-5	39-2000	○	○		○
66	障がい者関係施設	社会福祉法人小松島市手をつなぐ育成会 グループホームはーと	児童発達支援、放課後等デイサービス	小松島市立江町字黒岩 2 3 番地 1	38-6455	○	○		○
67	障がい者関係施設	児童デイ こころ 中田		小松島市中田町出口 1 8 - 4	38-6618	○	○		○
68	障がい者関係施設	徳島赤十字障がい者支援施設ひのみね	施設入所支援、生活介護、短期入所	小松島市中田町新開 4-1	32-0903	○	○	○	○
69	障がい者関係施設	特定非営利活動法人花みずき 21 世紀会	地域活動支援センター	小松島市中田町狭間 38-4	34-0118	○	○		○
70	障がい者関係施設	フレンドハウス	就労継続支援 A 型	小松島市小松島町字元根井 52 番地 6	33-2590	○	○		○
71	障がい者関係施設	みやま園	就労継続支援 B 型、生活介護	小松島市立江町字黒岩 1 番地 8	37-0771	○	○		○

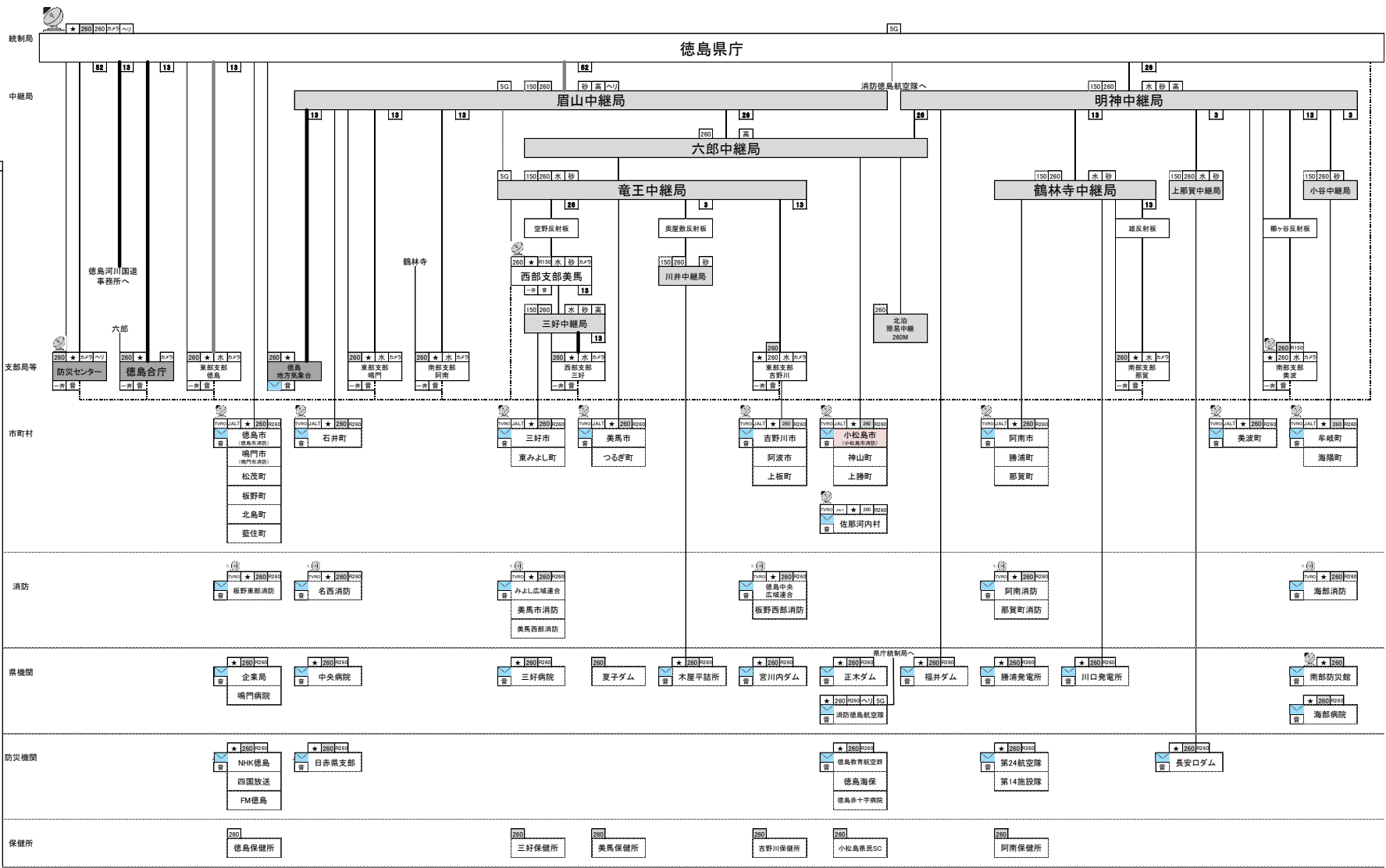
	施設分類	施設名	施設分類詳細	所在地	電話番号	浸水想定区域内・警戒区域内			
						津波	洪水	土砂災害	高潮
72	障がい者関係施設	自然派フリースクール～ステ～	放課後等デイサービス	小松島市立江町字北城13番地	090-8284-0954	○	○		○
73	障がい者関係施設	グループホームびぎん	障がい福祉サービス共同生活援助事業所	小松島市中郷町豊ノ本20-2	38-6337	○	○		○
74	障がい者関係施設	ぼんぼこ	就労継続支援A型	小松島市日開野町字泉川16-3	34-9707	○	○		○
75	高齢者施設	恵光苑（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所、生活支援ハウス）	介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、生活支援ハウス	小松島市坂野町字檜のべ32番地の1	37-3000	○	○		○
76	高齢者施設	介護老人保健施設ゆうゆう荘	介護老人保健施設、短期入所療養介護事業所	小松島市中田町字狭間48番地	33-1828	○	○		
77	高齢者施設	ライフ慈友館（介護老人保健施設、老人保健施設）	介護老人保健施設、短期入所療養介護事業所、通所リハビリテーション	小松島市赤石町13番24号	38-1700	○	○		○
78	高齢者施設	介護老人保健施設明和苑	介護老人保健施設、短期入所療養介護事業所、通所リハビリテーション	小松島市和田島町字浜塚108番地3	37-3777	○	○		○
79	高齢者施設	ケアハウスロイヤルローズガーデン	軽費老人ホーム	小松島市中田町字新開58	32-2277	○	○		○
80	高齢者施設	ケアハウス健祥会アムス・小規模多機能ホームテルダム	軽費老人ホーム	小松島市日開野町字宗人屋敷71-4	33-3117	○	○		○
81	高齢者施設	デイサービスにこにこ苑	地域密着型通所介護事業所	小松島市金磯町11番100号	33-4165	○	○		○
82	高齢者施設	有限会社徳島ケアシステムデイサービスセンターさくら	通所介護事業所	小松島市中田町字新開48番地	35-0630	○	○		○
83	高齢者施設	デイサービスセンター恵小松島	通所介護事業所	小松島市中田町字浜田58番2	38-7805	○	○	○	○
84	高齢者施設	デイサービスセンター恵南小松島	通所介護事業所	小松島市大林町字森ノ本4番3	38-6860	○	○		○
85	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅 イツモ恵南小松島	サービス付き高齢者向け住宅	小松島市大林町字森ノ本4番3	38-6860	○	○		○
86	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅 イツモ恵小松島	サービス付き高齢者向け住宅	小松島市中田町字浜田58番2	38-7805	○	○	○	○
87	病院	かしま耳鼻咽喉科クリニック	通所リハビリテーション	小松島市日開野町破閑道24-6	35-4133	○	○		○
88	病院	さいとう整形外科クリニック	通所リハビリテーション	小松島市中田町字土持21-25	38-6122	○	○		
89	病院	マスカット内科循環器科クリニック	通所リハビリテーション	小松島市横須町11番53号	33-1100	○	○		○
90	病院	ライフクリニック	通所リハビリテーション	小松島市赤石町14番27号	37-1811	○	○		○

	施設分類	施設名	施設分類詳細	所在地	電話番号	浸水想定区域内・警戒区域内			
						津波	洪水	土砂災害	高潮
91	高齢者施設	医療法人ふじのクリニックたんぼぼ通所リハビリテーションセンター	通所リハビリテーション	小松島市坂野町字平田18番地の4	37-0250	○	○		○
92	病院	桂医院	通所リハビリテーション	小松島市松島町7番1号	32-0151	○	○		○
93	病院	山本外科医院	通所リハビリテーション	小松島市日開野町字高須119	32-1390	○	○		○
94	高齢者施設	小松島リハビリテーションクリニック	通所リハビリテーション	小松島市日開野町字宮免2番地1	33-2805	○	○		○
95	病院	庄野耳鼻咽喉科医院	通所リハビリテーション	小松島市大林町字高橋55番地	37-3341	○	○		
96	高齢者施設	千歳苑（特別養護老人ホーム、同医務室、デイサービスセンター、指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所）	介護老人福祉施設、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所	小松島市小松島町元根井54番地1	33-2040	○	○		○
97	病院	谷医院	通所リハビリテーション	小松島市立江町江ノ上1番地の1	37-1003	○	○		○
98	病院	辻泌尿器科内科クリニック	通所リハビリテーション	小松島市横須町12番48号	35-0244	○	○		○
99	病院	南徳島クリニック	通所リハビリテーション	小松島市中田町字狭間47番地	32-8770	○	○		
100	病院	日開眼科	通所リハビリテーション	小松島市松島町5番10号	32-0360	○	○		○
101	病院	木村内科	通所リハビリテーション	小松島市松島町1-7	32-2001	○	○		○
102	高齢者施設	グループホームたんぼぼ	認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	小松島市坂野町字島の内101番地1	35-7660	○	○		○
103	高齢者施設	グループホームひかり、デイサービスセンターひかり苑	認知症対応型共同生活介護事業所	小松島市坂野町字樫のべ35番地	38-1231	○	○		○
104	高齢者施設	グループホーム小松島	認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	小松島市田浦町近里84番地2	33-1875	○	○		○
105	高齢者施設	グループホーム青空	認知症対応型共同生活介護事業所	小松島市中田町字新開52番地	35-1355	○	○		○
106	高齢者施設	株式会社A-0グループホームファミリーヒルズ	認知症対応型共同生活介護事業所	小松島市新居見町東山下102-4	32-6517			○	
107	高齢者施設	メディション友心ホーム	住宅型有料老人ホーム	小松島市赤石町14番地27号	35-7111	○	○		○
108	高齢者施設	岬ハウス	住宅型有料老人ホーム	小松島市和田島町字浜塚132-3	37-3778	○	○		○
109	高齢者施設	養護老人ホーム松寿園	養護老人ホーム	小松島市日開野町字加々ミ松91-1	32-0100	○	○		○
110	保護施設	徳島県厚生寮	宿所提供施設	小松島市横須町字今開46-3		○	○		○

	施設分類	施設名	施設分類詳細	所在地	電話番号	浸水想定区域内・警戒区域内			
						津波	洪水	土砂災害	高潮
111	障がい者関係施設	放課後児童デイサービス ティミーの家	児童発達支援・放課後等デイサービス	小松島市日開野町字行地 13 番地 26	39-0912	○	○		○
112	障がい者関係施設	児童発達支援・放課後等デイサービス Family びーす	児童発達支援・放課後等デイサービス	小松島市中田町字千代ヶ原 24 番地 1	32-1234	○	○		
113	障がい者関係施設	しめい	障がい者支援施設	小松島市坂野町字黒字 8 番地 1	37-0294	○	○		

23 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの全体回線構成図及び全体回線系統図





- 凡例**
- 一斉システム
 - データ・FAX一斉
 - メール一斉
 - 音声一斉
 - 既設システム
 - 既設砂防テレメータ
 - 既設水防(河川)テレメータ
 - 既設JALERT
 - SOM全県移動基地局
 - SOM全道周回制御
 - SOM全県無線アクセス
 - 既設システム-機器
 - 中継局
 - 多重中継局
 - 260M中継局
 - 260MHz中継局
 - 5GHz帯無線アクセス
 - 映像システム
 - 高所カメラ(S)
 - 低所カメラ
 - ヘリテレ画像
 - 衛星
 - VSAT
 - TVRO受信アンテナ
 - TVRO
 - IPSTARPC, IP電話, IPFAX
 - 地上補送局
 - 多重補送局
 - 多重補送局
 - 260MHzデジタル無線
 - 260MHz遠隔制御
 - 回線
 - 18GHz帯FWA回線
 - 12GHz帯多重回線
 - 7.5GHz帯多重回線
 - 260MHzデジタル無線
 - 5GHz帯無線アクセス回線
 - 全庁LAN
 - 回線容量

移動局	車携帯型(TDMA)	150台
	携帯型(TDMA)	150台
	消防用可搬型(SCPC)	2台
	消防用携帯型(SCPC)	10台

2 4 水防工法

1 水防作業の心得

- ◆ 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。
- ◆ 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ◆ 作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって守り抜くこと。
- ◆ 夜間などは、特に言動に注意し、みだりに「越水」とか、「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- ◆ 命令及び情報の伝達は、特に迅速かつ正確を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防作業員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
- ◆ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、耐水時間にもよるが大体水位が最大の時またはその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大水位の3/4位に減少したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

2 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。河川堤防の破堤原因は大略以下のとおりとなる。

- ◆ 越水（溢水）による場合 …堤防から水が溢れでて、堤防の裏法面から決壊していく。
- ◆ 浸透（漏水）による場合 …河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が決壊していく。
- ◆ 洗掘による場合 ……………河川の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

上記変状の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

3 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材		
				現在		
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒		
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板		
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート		
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ		
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない 堤防の固い箇所	—		
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう		
漏水	川裏	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 鉄筋棒、ビニール、パイプ	
		水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地に ビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、 鉄パイプ	
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒状に 組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプぐい	
	対策	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒	
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとように ビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、 土のう、ビニロンパイプ	
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きしたる またはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう	
	川表	導水むしろ 張り工	裏のり、犬走りむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹	
		対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深 の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
			むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		対策	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、 ロープ、竹、土のう
			シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、 くい、ロープ、土のう
			たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
洗掘	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ		
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、 局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、 鉄線、くい		
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線		
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは 大きい石を投入する	急流河川	土のう、 石異形コンクリートブロック		
決壊	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、 のり面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、土のう		
	わく入れ工	深い箇所川倉、牛わく、鳥脚などの 合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、 蛇かご		
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のり で補うため杭を打ち詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、 くぎ		
き裂	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしで、びょうぶを作り のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、 かや、土のう		
	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし 折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ	
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて 鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線	
	天端裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので 折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので 折り返し工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう			

裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せ	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る。	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう		
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮者、無線車	

2 5 地区防災計画

1 小松島市内の団体が作成済みの地区防災計画一覧

地区名	計画名
江田町	江田町地区防災計画

小松島市江田町 地区防災計画

《地震・津波・洪水について》



川東地区と川西地区とを結ぶ江田潜水橋

令和5年3月

小松島市江田町自主防災会

目次

1	計画策定に至った経緯	P.1
2	計画対象地区の範囲	P.1
3	活動目標	P.2
4	地区の特性	P.3
5	地区の災害履歴及び想定される災害	P.4
6	平常時の活動	P.8
7	避難情報と河川水位情報	P.12
8	発災後の活動	P.14
9	津波・大雨・土砂・高潮時の一時避難場所・避難目標地点	P.16
10	課題，問題点	P.19
11	今後の活動目標	P.20



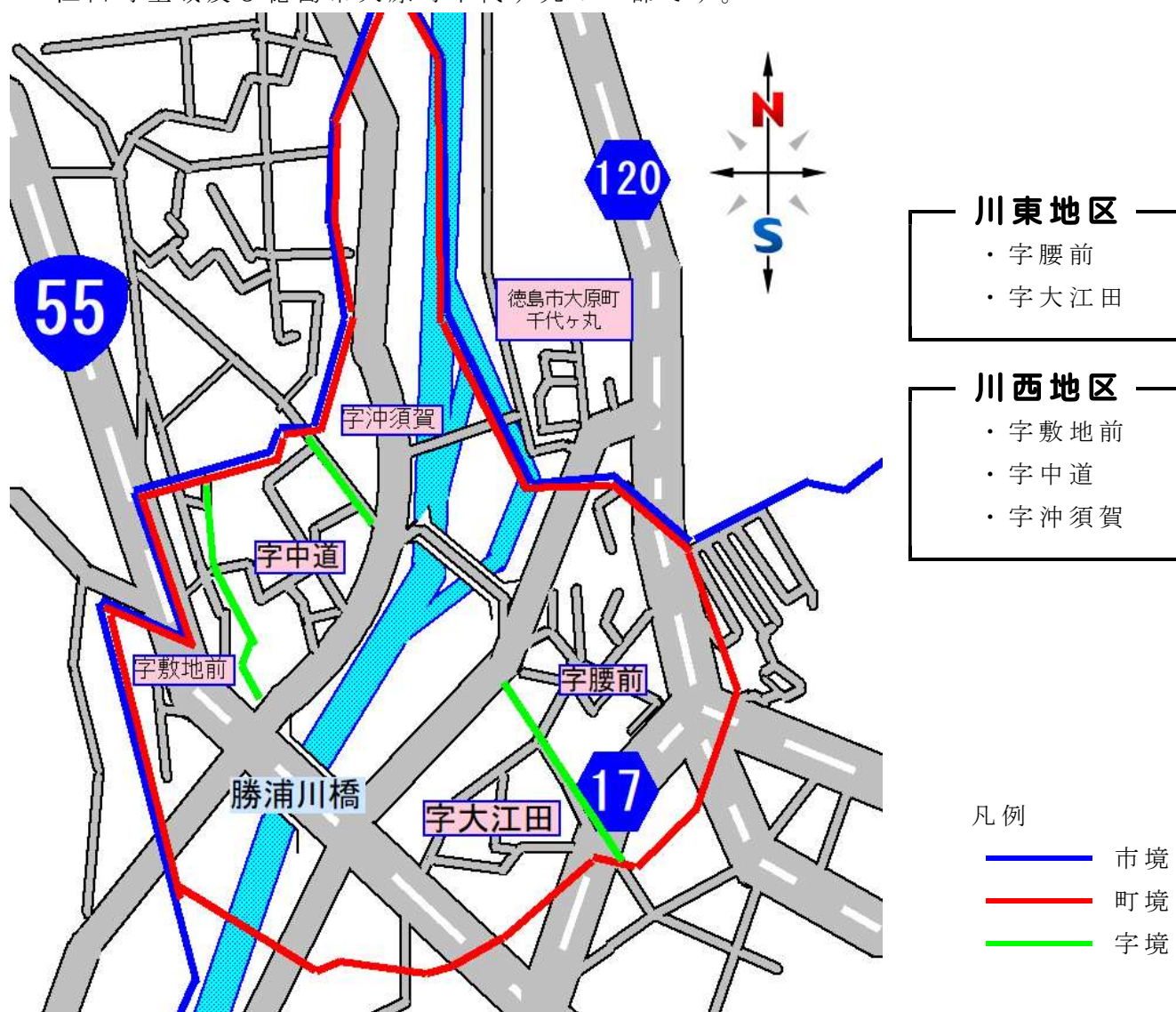
1 計画策定に至った経緯

平成 17 年 3 月に江田町自主防災会は結成されましたが、ほとんど活動されないまま、休止状態となっておりました。しかし、平成 30 年 8 月に地域住民の要望により、江田町協議会が中心となり再結成されました。

原則年 10 回の役員会（27 名）で協議する中、江田町でも地震、津波、豪雨による勝浦川の氾濫等の問題が挙げられ、一時避難場所の確保、風雨をしのげる避難場所等等、多くの解決策を考えなければならず、市、県に対しても対策を要望すると共に、住民が行える事、自主防災会が行う事を積極的に実施し、町内の住民が全員無事に避難できるようにするため、令和 5 年 3 月「小松島市江田町地区防災計画（地震・津波・洪水について）」を作成しました。

2 計画対象地の範囲

江田町全域及び徳島市大原町千代ヶ丸の一部です。



活動目標

活動目標は次の通りです。

3-1 住民の防災意識の向上。

江田町防災計画の概要版を各戸に配布，さらに自主防災会が発行する「会報」，江田町自主防災会ウェブサイト等により，江田町の現状を周知すると共に理解を求める。

江田町自主防災会会報 第5号 勝浦川両岸堤漏水問題に朗報 ～県が令和4年度本格事業化明言～

勝浦川の右岸（宇藤前，宇大江田），左岸（宇申道，宇野地前，宇申領渡）の両岸は，昔から大雨時にはいるな所で漏水が発生していると聞き及んでおります。近年の漏水状況（線状漏水帯による大被害の発生）から，自主防災会では，県・市に対し，再三にわたり「勝浦川の整備，堤防の補強」を請願してまいりました。県が令和4年度から本格的な整備をするとなった要因は，令和2年10月9日台風14号による右岸堤での11ヶ所に及ぶ漏水でありました。早急な調査をお願いしたところ，県では河川の地質調査を実施すると共に，漏水の伏検，土砂の浚渫（現在も進行中），河川監視カメラの設置が実施されております。また，県におきましては，本年度以降の本格的な整備に伴う事前調査を早急にしたい申し出があり住民説明会を実施する予定でありましたが，新型コロナウイルスのため住民説明会は中止し，少数の役員が聞き取りを行い，念頭に資料を配付することでその内容をお知らせすることになりました。是非奮闘をご希望し，ご意見や質問がありましたらお申し出ください。（問い合わせ先：小松島市まちづくり推進課 TEL:32-3957）なお，この事業が2年10ヶ月で完了したのは，小松島市，地元通出の阿本県議，南部市議のご尽力が大いことを申し添えます。



左ーリング調査 勝浦川監視カメラ 土砂の浚渫

※勝浦川監視カメラは2月中旬から稼働しています。江田町自主防災会ウェブサイト（<https://zisyubou.web.fc2.com>）でご覧いただけます。

江田町防災倉庫千代ヶ丸山に移転 ～水口吉之丞より倉庫等のご寄付を頂きました～

今まで防災倉庫は旧教員住宅付近の堤防斜面にありました。しかし，この場所では突如に地震や津波，洪水が発生した場合に利用できなことが懸念されておりました。この際，水口吉之丞よりプレハブ倉庫をはじめ，調理具，食器等多岐のご寄付を頂き，千代ヶ丸山の高台に設置することを許可頂きました。この建を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。去る1月30日に自主防災会の役員で設置，移転作業を行いました。倉庫場所としてお貸し頂いている千代ヶ丸の両岸ですが，あくまで水口氏の私有地ですので，非常時あるいは自主防災会の活動以外の立ち入りはご遠慮ください。

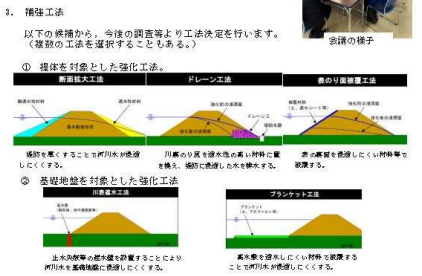


会報

二級河川「勝浦川」の堤防漏水対策について（報告）

令和4年2月18日に，自主防災会役員が徳島県土木整備部徳島庁舎を訪れ，小松島市職員も同席したうえで，徳島県河川課による確認の件について説明を受けました。その内容は下記のとおりです。

1. 工事の種類
 勝浦川堤防の漏水対策は宇藤前及び宇大江田を含む右岸堤防から実施します。（人口集積帯が左岸側より大きいため。）
2. 基本的な考え方
 漏水対策の基本的な考え方をお示しします。
 ① 堤の必要定礎断面を確保する。（現在より大きくする。）
 ② 堤への排水量を減少させる。
 ③ 堤内からの排水機能を向上させる。
 ④ 堤を補強する。（治水せきなくする。）



3. 補強工法
 以下の候補から，今後の調査等より工法決定を行います。（複数の工法を複合することもある。）
- ① 堤体を対象とした強化工法
 高橋式工法，ドレーン工法，橋のり補強工法
- ② 基礎地盤を対象とした強化工法
 フランクリン工法

4. 今後のスケジュール
 本年度は，内に行くこと，測量（約6ヶ所）を計画し，ご協力を。

江田町自主防災会ウェブサイト
 (<https://zisyubou.web.fc2.com>)

3-2 地震・津波，洪水の発生に備え実行動の実施。

* 災害発生前の対策として個人・家族ですること，江田町自主防災会ですることを明確にし，積極的に実施します。

4

地区の特性

4-1 江田町の地理

江田町は小松島市の北西部に位置し，北は徳島市と隣接，町の中央には勝浦川（二級河川）が西から北東に流れ，町内は勝浦川を挟み，川西地区（字中道，字敷地前，字沖須賀）と川東地区（字腰前，字大江田）に二分されていますが，共に平坦な土地で田畑と住宅が混在しております。

近年，川東地区（字腰前，字大江田）には大型店舗の進出や四国横断自動車道の下部工事が始まり，町は三分化され，急速に様変わりしております。

4-2 江田町の人口

令和4年12月31日時点での世帯数・年齢階層別字別世帯人口の住民基本台帳人口は以下の通りです。

○総人口 **801人**（内訳 男 396人，女 405人）

○世帯数 **378戸**（混合世帯を含む）

○高齢化率 **33.8%**（内訳 男 30.5%，女 37.0%）

○年齢階層別

0才～4才		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
6	10	7	13	19	13	20	24	25	20	19	14	10	6
35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
20	15	32	25	32	39	42	30	19	20	24	26	30	27
70～74		75～79		80～84		85～89		90～94		95～99		100～104	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
32	42	25	31	15	18	13	18	6	6	0	6	0	2

○字別世帯人口

	世帯数	男	女	人口
江田町字大江田	65	61	62	123
江田町字腰前	213	198	213	411
江田町字敷地前	69	92	89	181
江田町字中道	31	45	41	86
合計	378	396	405	801

（引用：住民基本台帳 令和4年12月31日）

5

地区の災害履歴及び想定される災害

5-1 江田地区近年の災害歴

5-1-1 平成16年10月 台風23号

10月13日9時にマリアナ諸島付近で台風23号が発生し、大型で強い勢力となって北上し、20日13時頃には強い勢力のまま高知県土佐清水付近に上陸。同日15時過ぎには室戸付近に再上陸し、近畿、東海地方に進み、21日3時に関東地方で温帯低気圧に変わった。

- ・ 期間降水量 四国、大分県で500mm以上
- ・ 江田町においても三差路交差点付近を中心に中田町池ノ内内外で17.9haの浸水、床上浸水3戸、床下浸水44戸の被害がありました。

5-1-2 平成26年8月豪雨

〈概要〉

- 1) 平成26年8月1日から5日までの台風12号による四国を中心とする大雨である。
- 2) 同年8月7日から11日までの台風11号による東海、近畿、四国地方などでの大雨である。

台風一過後も日本列島に停滞した前線がもたらした局地的豪雨（広島市安佐地区等で甚大な被害が発生した。）

〈被害〉

- 1) 小松島市でも多地区で浸水し、江田町で次頁図の通り浸水しております。
- 2) 台風11号、12号による降水量等

① 台風11号（8月7日0時～8月11日24時）

（ア）期間降水量

小松島市 350.5mm（8月7日8時30分～8月12日8時30分）

福原旭 817mm（8月7日0時～8月11日24時）

（イ）勝浦川水位（江田水位局）

最高値 5.13m（8月10日9時10分）

はん濫警戒情報（8月10日2時）

② 台風12号（7月30日0時～8月6日24時）

（ア）期間降水量

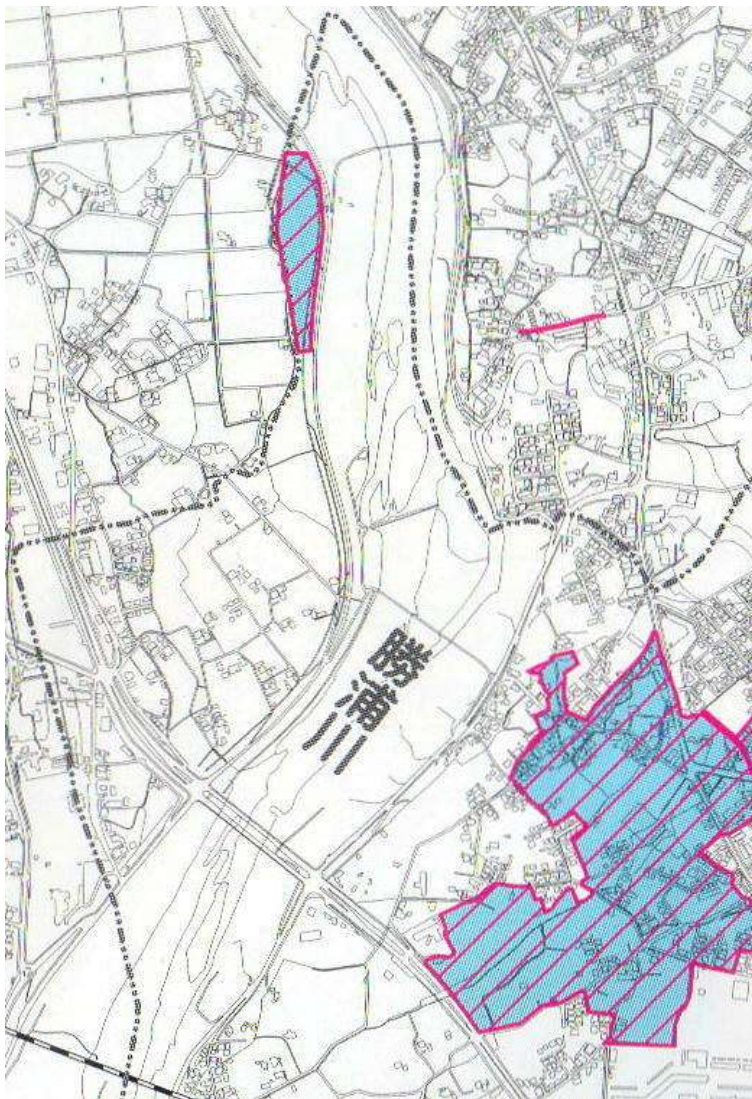
小松島市 734.5mm（7月30日8時30分～8月7日8時30分）

福原旭 697mm（7月30日0時～8月6日24時）

（イ）勝浦川水位（江田水位局）

最高値 3.82m（8月3日17時40分）

はん濫警戒情報（8月2日13時45分）



(引用：小松島市ハザードマップ)



凡例

浸水範囲（2014 年）



5-1-3 令和2年10月 台風14号

〈概要〉10月4日21時、南海洋上で熱帯低気圧が発生し、10月5日9時に台風となり、10月7日15時に「強い勢力」となった。その後日本に接近した後南下し、10月12日9時に小笠原近海で熱帯低気圧に変わった。

- ・ 福原旭 175.5mm
- ・ 正木ダム放流量 最大放流量 毎秒 215.2 m³
(10月10日4時50分)
- ・ 勝浦川水位（江田水位局） 約 2.5m
- ・ 漏水
 - 1) 勝浦川右岸堤（江田町字大江田 130 番地先 16ヶ所）
 - 2) 勝浦川右岸堤（江田町字腰前 120 番地先 15ヶ所）

* この漏水発覚により、徳島県では左岸 1ヶ所、右岸 3ヶ所の地質調査を実施済み。

(参考：気象庁発表資料，徳島県，小松島市資料)



5-2 想定される災害

5-2-1 南海トラフ地震を想定します。

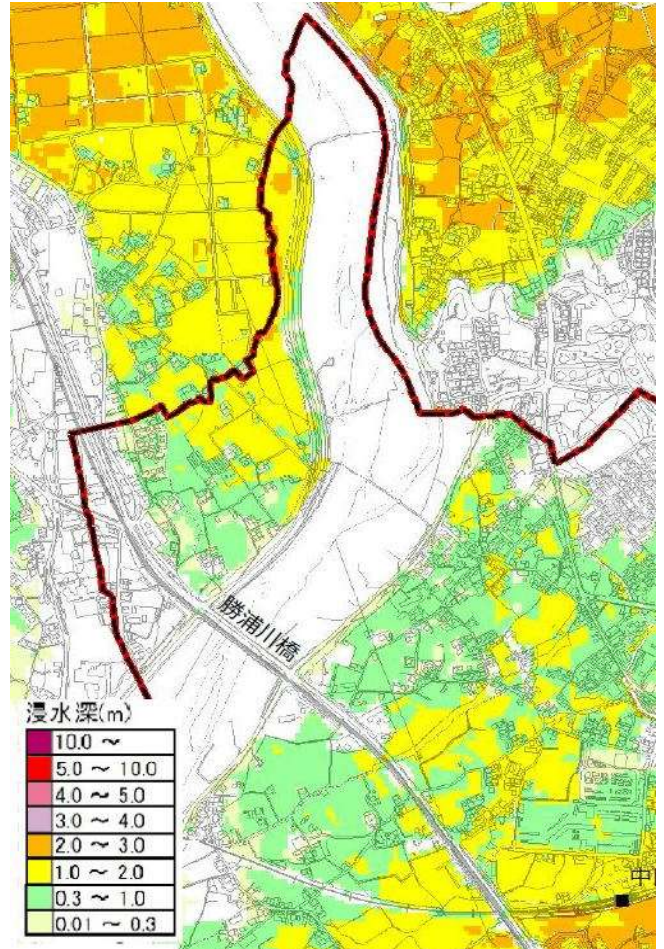
南海トラフは約 100 年～ 200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たります。これらの地震が起きてから 80 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。

(1) 津波浸水想定図

- ・ 想定地震 南海地震の巨大地震
- ・ 地震の規模 マグニチュード 9クラス
- ・ 構造物の取り扱い
 - 1) 河川・海岸等の構造物、盛土造物（土で築造された堤防等）は、75%沈下。
 - 2) コンクリート構造物は、破壊等
- ・ 右図は、浸水の深さに応じて色分けしています。

江田町では、0 m～ 2m 未満の地域がほとんどですが、字沖須賀地域の一部には、2m～ 3m の最大浸水が想定されています。（右図）

（堤が 75% 沈下した想定である。市確認）



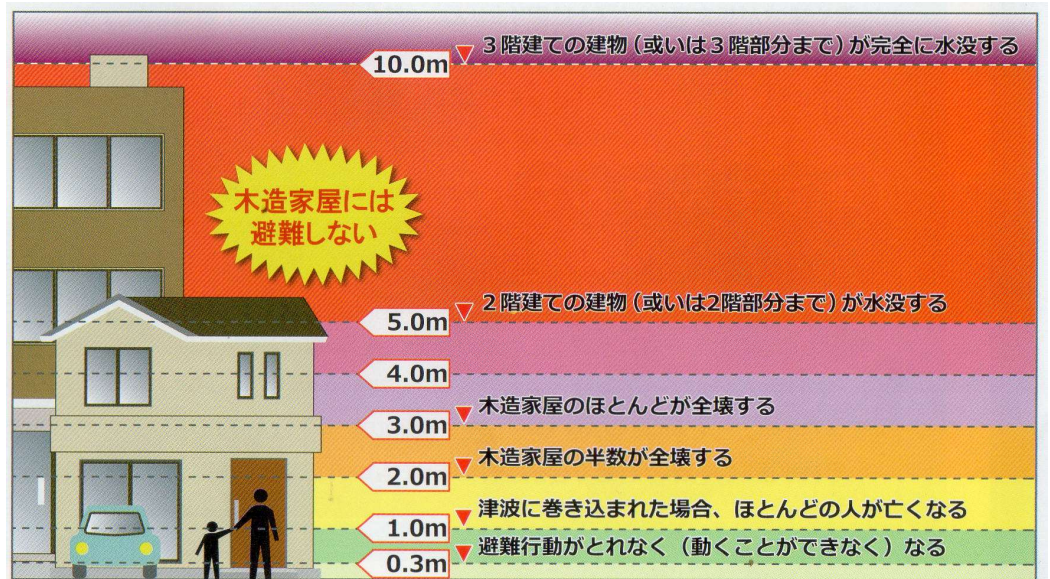
（引用：徳島県津波浸水想定）

(2) 震度分布

江田町全域 震度 7

- ・ 液状化の危険度 極めて高いと想定されています。

(3) 浸水による危険度(右図)



（引用：小松島市ハザードマップ）

5-2-2 勝浦川氾濫，浸水を想定します。

勝浦川兩岸は昔より大雨時には堤からの漏水を農家の人等が確認しております。

令和2年10月台風14号で右岸堤で31ヶ所の漏水が発覚し，県が左岸1ヶ所，右岸3ヶ所の地質調査を行っておりますが，県の説明では堤底付近に岩盤はなく，かなり深い所にあるため，強固な堤とは言えません。

(1)勝浦川氾濫，浸水想定区域図

①勝浦川流域24時間総雨量

1,115mm（想定最大規模）

右図で浸水深に応じて色分けしておりますが，江田町では，0.5m~3mがほとんどであります。沖須賀の一部では3m~5mが想定されます。

②勝浦川流域24時間総雨量

516mm（計画規模）

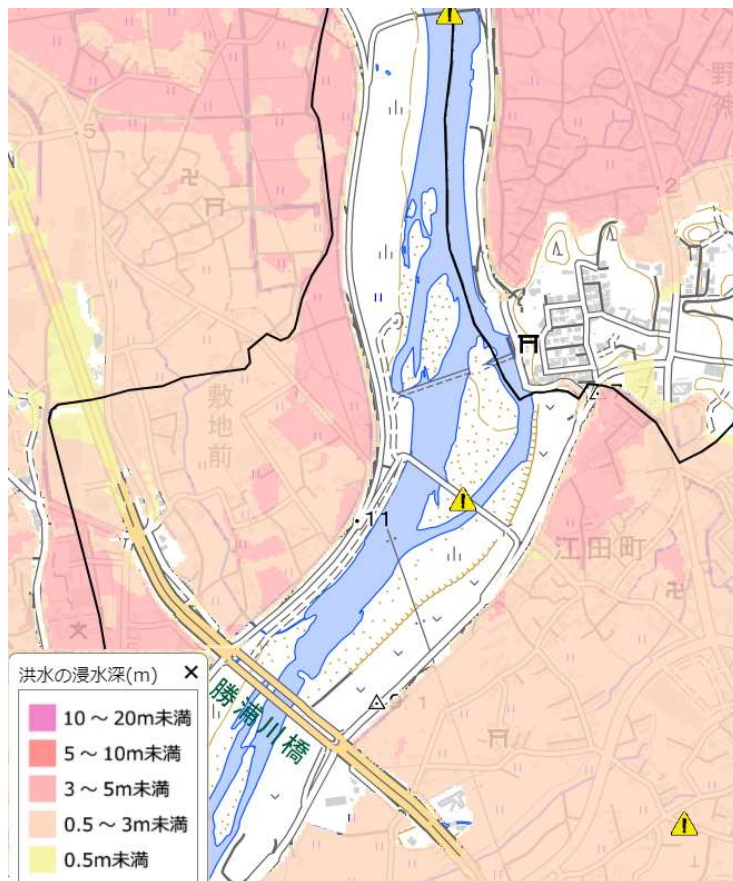
川西地区では，0.5m~3m，江田地区では，0.5m未満の所，0.5m~3mの所，浸水無しの所もあると想定されます。

③浸水継続時間

勝浦川流域の24時間総雨量

1,115mmの場合，浸水継続時間は，

現時点の勝浦川河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案し，川西地区ではほとんどが，12時間から24時間浸水し，川東地区（字腰前，字大江田）ではほとんどが24時間浸水しますが，一部12時間未満の地域も想定されます。



(引用：小松島市ハザードマップ)



勝 浦 川

6

平常時の活動

6-1 個人・家族で知ること

6-1-1 南海トラフ地震を知る。

- ・ 江田町全域で震度7が想定されます。
- ・ 液状化危険度は極めて高い。
- ・ 津波による最大深は0.3m～2.0m

「小松島市津波ハザードマップ」で自分の住まいの浸水状況を確認しましょう。

6-1-2 勝浦川氾濫・浸水を知る。

- ・ 勝浦川の氾濫危険水位は4.7mです。
- ・ 河川監視カメラの新設（令和3年秋）

〈徳島県水防情報〉

パソコン・スマートフォン・携帯電話・共通 URL

<https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp/>

- ・ 氾濫による浸水深は0.5m～3mがほとんどですが、字沖須賀の一部では3m～5mとなります。
- ・ 浸水継続時間は、12時間～24時間ですが、一部12時間未満の所もあります。

「小松島市洪水・土砂災害ハザードマップ」で自分の住まいの場所の想定を確認しましょう。



河川監視カメラ

6-1-3 住宅やブロック塀の耐震化，家具の転倒防止。

- ・ 自宅の耐震化をしましょう。また，家具の転倒防止も実施しましょう。家や家具に潰されるだけでなく，避難経路が通れなくなるかも知れません。

（引用：西黒部まちづくり協議会「防災計画書」）

6-1-4 災害の状況や避難を判断するための情報として どのようなものがあるか知っておきましょう。

- ・ 災害の状況によって，小松島市から避難情報が発令されます。洪水による災害の場合，主な河川ごとに，それぞれの警戒レベルに相当する洪水予報や洪水警報が，気象庁や県（河川管理者）から発表されます。警戒レベルの段階にそって，「あなたがとるべき行動」は何か確認しておきましょう。



6-1-5 非常持ち出し袋を家族人数分準備

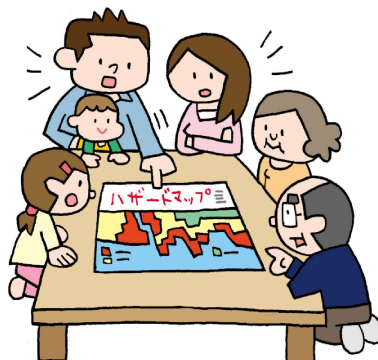
江田町自主防災会会報第4号（令和3年6月発行）
「非常持ち出し品チェックシート」を参考にしてください。
または「ハザードマップ（最新版）」をご覧ください。



6-1-6 家族防災会議をする。

災害時の連絡手段や避難場所、避難経路などを話し合っておきましょう。

連絡手段として災害用伝言ダイヤル「171」の利用。



6-1-7 近所付き合い。

日頃から近所で避難について話し合ひましょう。

6-1-8 ファミリータイムラインを作ってみましょう。

台風や大雨は、テレビやインターネットなどから得る気象予報や注意情報などで、事前に状況を知ることができます。

これらの情報をもとに、洪水が発生する前に、早めに避難することができれば、**あなたやあなたの家族の大切な命を守る**ことにもつながります。

「ファミリータイムライン」は、洪水などの災害が起きたとき、あなたやあなたの家族が、安全に避難するための「**家族の避難計画**」です。

いざというとき、あせらず安全に避難できるよう、いつ、どこへ、どうやって避難するか、家族みんなで話し合いながら、「ファミリータイムライン」を作ってみましょう。

できあがった「自家のファミリータイムライン」を家族が集まる居間等に掲示し、日々見ることにより、災害時の行動に役立てると共に、災害に対する意識向上に努めて頂きたいと思います。

今後、コロナ感染状況を見ながら研修会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

- ・ 徳島県ではファミリータイムラインの作成手引きを作成し、HPで公表しています。 「徳島県 ファミリータイムライン」で検索
- ・ 台紙とシールが必要な方は、下記に連絡してください。

小松島市危機管理・感染症対策推進課 電話 0885(34)9014

次ページに「ファミリータイムライン」の一般例（A4に縮小）を示してあります。家族構成や避難所までの距離などにより異なります。各家庭に合った物を作成しましょう。

ファミリータイムライン

作成年月日 年 月 日 ※必要に応じて見直しをしよう!

「台風が発生」してから「勝浦川が氾濫」するまでの備えは万全ですか?
 雨の降り方や、時間(暗くなるのはいつ頃になりそうですか?)、状況に合わせて命を守る行動をしよう!

	避難所の名称	電話番号	備考
1			収容人数等
2			
3			
4			

時間軸	気象・水象情報	防災情報 避難情報	主な備え(私の行動)
備えまでのおおよその時間! 台風発生前	平常時		平時 事前の備え ハザードマップで身の回りで起こる災害をチェックする 避難場所や避難経路について決めておく 食料や水などの防災用品を用意しておく 家族で連絡の取り方を決めておく
3日前	台風発生(警報級の可能性) どの台風か確認しよう。まだ雨や風は強くないね。	早期注意情報:気象庁	警戒レベル 1 災害への心構えを高める テレビやパソコン等で台風情報や気象情報を確認する いつ頃避難するか家族で相談する 不足している防災用品を買い足す 車にガソリンを入れておく 停車時に必要なもの(カセットコンロ、ガス、ライトラジオ等)を確認しておく 病院で薬をもらう 避難所に持っていくものをリュックに入れる 雨具・ライフジャケット 長い棒を用意する
1日前	大雨注意報発表:気象庁 洪水注意報発表:気象庁(警戒レベル2相当) 住民へ注意呼びかけ 大雨警報発表:気象庁 洪水警報発表:気象庁(警戒レベル3相当) 水防団待機水位到達 江田 水位:2.4 m 氾濫注意水位到達 → 勝浦川 氾濫注意情報 江田 水位:3.4 m 避難判断水位到達 → 勝浦川 氾濫警戒情報 江田 水位:4.1 m 高年齢者等避難 どんどん川の水が増えてくるよ。お年寄りなどは避難をしよう。	警戒レベル 2 自らの避難行動を確認 警戒レベル 3 危険な場所から高齢者等は避難	テレビやパソコン等で台風情報や気象情報を確認する 高齢者等避難の発令を待つ 早めに車で避難する 携帯電話を充電する テレビやパソコン等で雨量や川の水位を確認する ポリタンクに水を貯めておく 避難に備えて早く帰る 通行止め情報を確認する
1時間前	氾濫危険水位到達 → 勝浦川 氾濫危険情報 江田 水位:4.7 m 避難指示 もうギリギリ。川の水が溢れる前に安全なところへ避難しよう。	警戒レベル 4 危険な場所から全員避難	リュックを背負って避難を始める ガスの元栓を締めブレーカーを落とす NG行動 長靴を履いて避難する 浸水発生後に車に乗って避難する
0時間前	氾濫発生 緊急安全確保※ ※必ず発令されるものではありません。	警戒レベル 5 命の危機 直ちに安全確保!	より安全な場所に避難する 川の危険全確保! 近道なので川沿いや地下道を通して避難所へ行く 川を見に行くと水位を確認する

* 時間軸は目安になります。* 気象庁が発表する大雨注意報等の発表時間はイメージで記載しています。



徳島県の通行規制の情報は、こちらで確認できます。
徳島県県土防災情報



河川の水位は、こちらで確認できます。
徳島県水防情報 (スマートフォン向け)



徳島県の避難所の情報は、こちらで確認することができます。
徳島県総合地図提供システム

6-2 江田町自主防災会ですること

6-2-1 防災意識の高揚。

江田町が抱える自然災害のリスクを全住民に知ってもらう。

6-2-2 町内見回りの実施。

常日頃から災害発生時の危険箇所などをチェックし，新たに危険箇所が発覚したら自主防災会定例会で発表，審議し，自主防災会会報等で知らせる。



6-2-3 防災訓練の実施。

江田町自主防災会が中心となり，消防団等と連携しながら，基本的には年1回，テーマを決めて実施する。



6-2-4 安否確認の方法の確立と訓練の実施。

一人世帯の高齢者，要支援者等の安否確認は災害発生時に重要な事柄です。要支援者には個別避難計画（内容は秘密厳守のこと）をつくる手助けをし，相手の意向もよく聞きながら役員会でできることを考え，訓練を行う。



7

避難情報と河川の水位情報

7-1 避難情報

避難情報 (警戒レベル)				河川の水位や防災気象情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	あなたがとるべき行動	避難情報	警戒レベル相当	水位到達情報	防災気象情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生	大雨特別警報
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~						
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険水位	-
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	避難判断水位	大雨・洪水警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	-	2相当	氾濫注意水位	大雨・洪水 注意報
1	今後気象 状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	-	1相当	-	早期注意情報

7-2 勝浦川の基準水位

河川名	基準 水位 観測所	基準水位			
		水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)
勝浦川	-	-	警戒レベル2相当	警戒レベル3相当	警戒レベル4相当
	江田	2.4	3.4	4.1	4.7

7-3 避難行動のヒント

① 平常時は 【事前の備え】

日ごろから、**防災に対する意識**を持っておくことが必要です。

洪水などの災害に備えて、あなたはどんな準備をしておきますか？食料や水など**防災用品を準備**したり、**どこに避難**するかなどを日ごろから、家族みんなで**話し合**って確認しておきましょう。

ハザードマップを見て、身の回りでどんな災害が起きやすいか、確認しておきましょう。

② 警戒レベル1になったら 【災害への心構えを高める】

台風の接近や大雨の予報などがあったら、**災害に対する準備**をはじめましょう。

テレビ・ラジオやインターネットなどで**気象情報を確認**したり、防災用品や貴重品の**持ち出し袋**などを確認しておきましょう。

万一のことも考え、病院で**薬**をもらっておいたり、家のまわりで飛ばされやすいものを**片づけ**たりしておきましょう。

水道や電気などライフラインが途切れるかもしれません。**飲み水**を確保したり、**停電の時に必要なもの**（ライト、ラジオ、カセットコンロ等）もそろえておきましょう。

③ 警戒レベル2になったら 【自らの避難行動を確認する】

台風が近づき雨や風の影響がはじめたら、避難する準備をはじめましょう。避難情報が発令されるのを待つだけでなく、テレビ・ラジオやインターネットなどを利用して、近くの川の水位や雨量を確認するなど、積極的に情報を集めましょう。

歩いて避難する場合は、雨具やライフジャケットの他、水の深さを探るための長い棒も用意しておきましょう。

携帯電話の充電もしておきましょう。

④ 警戒レベル3（高齢者等避難）になったら 危険な場所から高齢者等は避難

高齢者や歩行が困難な方など、避難するとき他の人から支援が必要な人がいる場合は、避難に時間がかかります。直ちに避難を開始しましょう。

車で避難する場合は、早めに安全に避難しましょう。水に浸かって通れない場所があるかもしれません。通行止め情報などを確認してから避難しましょう。

⑤ 警戒レベル4（避難指示）になったら 危険な場所から全員避難

全員避難を始めましょう。

過去に洪水被害があった区域など危険な場所からは、出来るだけ離れたところへ避難しましょう。

ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを落としておきましょう。施錠して安全に避難しましょう。

⑥ 警戒レベル5（緊急安全確保）になったら 命の危険 直ちに安全確保！

洪水氾濫など、すでにどこかで災害が起きている状況です。直ちに命を守る行動をとってください。避難が遅れた場合は、可能な限り、高台や丈夫な建物などの安全な場所に避難しましょう。

7-4 やってはいけない危険な行為

× 長靴をはいて避難する

長靴は、中に水が入ると重くなり歩きにくくなったり、動きがとれなくなる場合があります。できるだけ運動靴など歩きやすい靴をはいて避難するようにしましょう。

× 浸水発生後、車に乗って避難する

アンダーパスなど水に浸かっているところを、無理やり車で通過しようとする、途中で車が止まり身動きが取れなくなります。車で避難するときは、十分に注意し安全なルートを選ぶようにしましょう。

× 川を見に行つて水位を確認する

水の流れが強かったり、深みにはまってしまうと簡単に流されてしまう危険性があります。決して、川の様子を見に行かないようにしましょう。

× 近道なので川沿いや地下道を通つて避難所へいく

河川の状況や浸水している状況は、刻一刻と目まぐるしく変化します。大丈夫と思つていても、急に水位が上がったする可能性もあります。

近道だからといって危険な状況に変化しやすい場所は避けるようにしましょう。

(7-3,7-4 資料提供：徳島県県土整備部水管理政策課水害対策室)

## 発災後の活動

### 8-1 発災直後の行動(地震)

地震発生直後は、まずは**自分自身の命**を守らなければいけません。

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具等の倒壊、落下物による負傷です。

身を守るためには、周囲をよく見る、落下物から**離れる**、**低くなる**、**頭を守る**ことが効果的です。



(提供 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議)

自主防災会役員や消防団員も被災者となります。共助活動のためにも、自分や家族が負傷しないようにしましょう。(引用：西黒部まちづくり協議会「防災計画書」)

## 《とにかく命を守る！》

津波影響開始時間及び最大波到達時間

小松島市本港	津波影響開始時間	津波初波	最大波		
	-20cm(分)	到達時間(分)	到達時間(分)	津波水位(T.P.m)	備考
	27	41	201	5.5	第6波

### 8-2 発災直後の行動(勝浦川氾濫)

勝浦川氾濫直後は、地震同様自分自身の命を守らなければなりません。氾濫による人的被害の多くは、浸水による溺れ等であります。身を守るためには、避難に時間の余裕がある場合には、避難場所への水平避難を行います。特に勝浦川の沿岸(土手から100m程度の範囲)では大規模氾濫の際に、家屋の倒壊・流失をもたらすような激しい氾濫流および河岸浸食が発生するおそれがあるため、早めの水平避難を行います。

ただし、屋外の浸水がすでに始まっているなど屋外への避難が危険な場合には無理をせず、建物の2階以上の氾濫流と反対の部屋へ逃げるなどの垂直避難を行うこととします。

勝浦川の氾濫危険水位は4.7mです。

### 8-3 発災後の個人・家族ですること

#### 8-3-1 家族の安否確認。

家族の安否確認だけでなく、隣近所の安否確認も忘れないようにしましょう。

### 8-3-2 火の始末。

プロパンガスを使用している場合、震度 5 弱以上の揺れをガスメーターが感知すると、自動的に遮断されるため、慌てて火を止めに行かないでください。

また、ろうそく等の裸火の場合火災発生リスクが高くなります。木造住宅が密集している地域のため、揺れが収まったら必ず初期消火に努めてください。

### 8-3-3 避難する。

電気器具のスイッチを切り、コンセントを抜きましょう。(感震ブレーカーの設備などを考えてみてはいかがでしょうか。)

電気のブレーカーやガスの元栓を切りましょう。

非常持ち出し袋を持参しましょう。

となり近所へも声をかけ避難しましょう。

(引用：西黒部まちづくり協議会「防災計画書」)

### 8-3-4 津波からの避難。

そのときできることに全力を注ぐ。より早く！より高く！避難しましょう。

#### 津波避難の三原則

1「想定を信じるな」 2「最善を尽くせ」 3「率先避難者たれ」

(*「釜石市津波防災教育のための手引き」参照)

### 8-3-5 勝浦川氾濫からの避難。

勝浦川の氾濫は地震とは異なり事前に避難準備ができます。

小松島市からの避難情報、気象庁の「キキクル」、新たに江田町勝浦川左岸堤に新設された「河川監視カメラ」等で確認し、「ファミリータイムライン」を活用して、一時避難場所や地区外の親戚等へ早めに避難を考えましょう。

* 小松島市ホームページ「防災情報リンクページ」に上記の情報などを取りまとめられています。

URL は <https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/bousailink.html>

(河川ライブカメラ映像、徳島県内の河川や土砂災害に関する情報、気象庁が提供する情報、避難情報に関する情報など)



## 8-4 発災後の両地区ですること

### 1) 津波・地震について

自主防災会の役員や消防団員も被災者になるかもしれません。まず、自分・家族の安全を確認後、周囲の人にも声かけをし、互いに助け合いながら高齢者等を一時避難場所まで誘導・支援に努める。(二次災害には特に注意する。) 要支援者には、事前に作成した個別避難計画に従って支援に努める。



### 2) 洪水について

8-3-5 のとおり、事前に避難準備ができることから、要支援者には津波・地震同様支援に努める。

## 津波・大雨・土砂・高潮時の一時避難場所・避難目標地点

* ㊦ = 小松島市内, ㊧ = 徳島市内

* □番号は津波ハザードマップに掲載されている避難場所番号

### 9-1 津波時の一時避難場所・避難目標地点

<b>川 西 地 区</b>	川西地区周辺の一時避難場所 ～津波時～	
	㊦ 勝浦川橋北詰高台 (ちゃんこ屋, ラーメン屋駐車場) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">20</span>	江田町字敷地前 76-16,78-4
	以下 <u>徳島市</u> の一時避難場所 ～津波時～	
	㊧ 勝占中部コミュニティセンター	徳島市勝占町中須 76-2
	㊧ 南部中学校	徳島市勝占町外敷地 62
	㊧ 第17柴田マンション	徳島市勝占町外敷地 16-20

<b>川 東 地 区</b>	川東地区周辺の一時避難場所～津波時～	
	㊦ 碩心館病院駐車場周辺 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">21</span>	江田町字大江田 44-1
	㊦ 勝浦川橋南詰高台 (セブンイレブン周辺) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">28</span>	江田町字大江田 12-5
	㊦ 千代小学校 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">15</span>	中田町奥林 29
	㊦ 小松島西高等学校 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">14</span>	中田町原ノ下 28-1
	㊦ 泰地総合センター <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">23</span>	中郷町字桜馬場 103-1
	㊦ 県営住宅小松島団地 (1～3号棟) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">22</span>	中郷町字西野 1-29
	川東地区周辺の避難目標地点～津波時～	
㊦ 旧徳島ゴルフ練習場南付近 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">18</span>	中田町西山	
㊧ 徳島市大原町千代ヶ丸高台付近 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">19</span>	徳島市大原町字千代が丸,千代ヶ丸山,川添	

注意： 避難目標地点とは津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所  
で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。

### 9-2 大雨・土砂・高潮時の一時避難場所

#### ○ 江田町川東・川西両地域とも

<b>江 田 町 全 域</b>	江田町周辺の初動開設一時避難場所～大雨・土砂・高潮時～	
	㊦ 泰地総合センター <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">23</span>	中郷町字桜馬場 103-1
	㊧ 勝占中部コミュニティセンター	徳島市勝占町中須 76-2
	災害の状況によって開設される一時避難場所～大雨・土砂・高潮時～	
	㊦ 千代小学校 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">15</span>	中田町奥林 29
	㊦ 小松島西高等学校 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">14</span>	中田町原ノ下 28-1
	㊧ 南部中学校	徳島市勝占町外敷地 62

* 千代小学校, 小松島西高等学校, 南部中学校は, 常に開設されるわけではな  
いのでご注意ください。

* 市からのエリアメールや避難情報を見て避難しましょう。

## 一時避難場所地図・避難経路図

自宅，勤務地など想定される居場所からの**避難ルート**を可能な範囲で描き込んでおきましょう。（おおまかな地図ですので，必要な道，用水路，目印等を付け加えてください。）

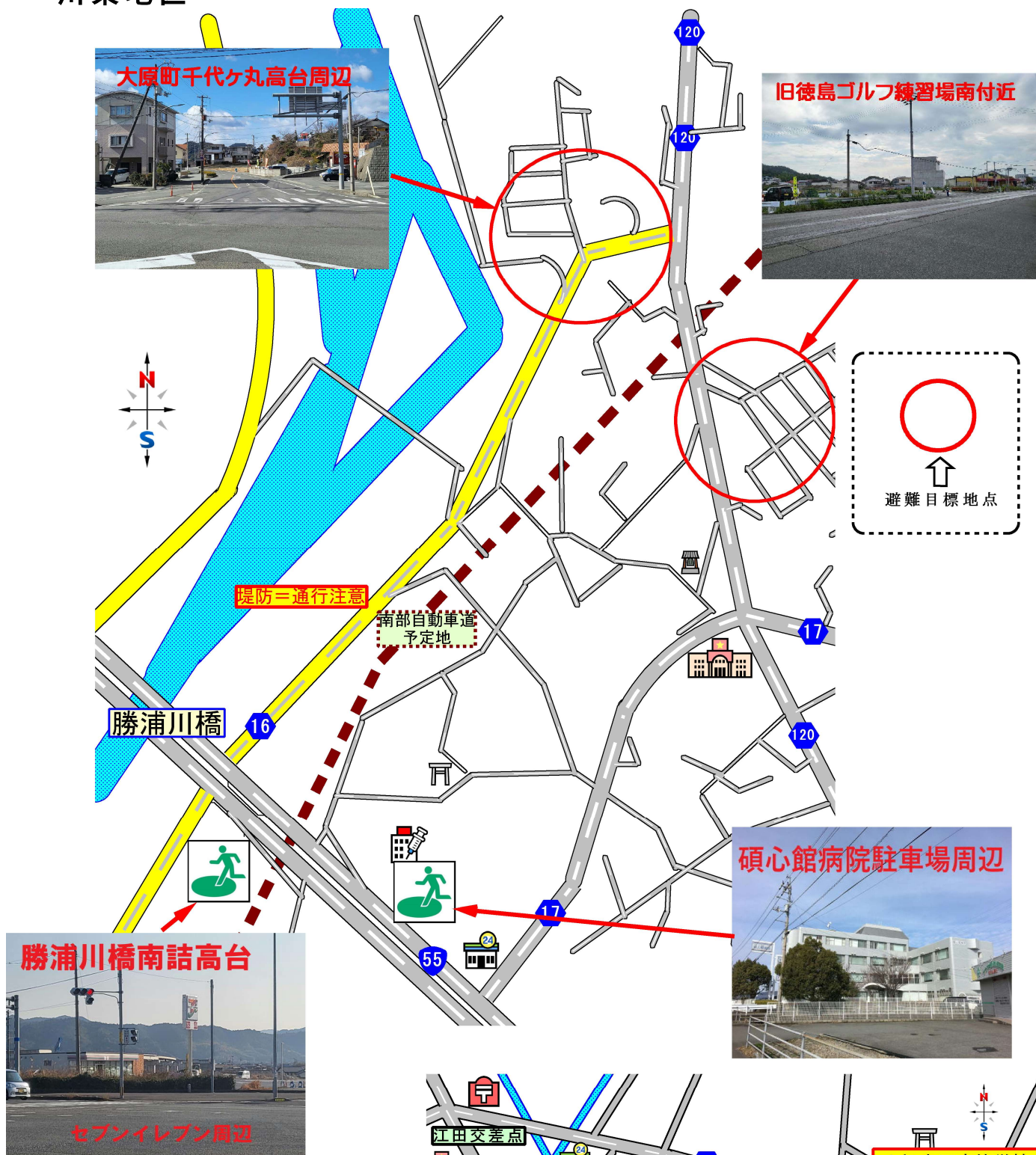
地震，津波，豪雨の際，勝浦川堤防を利用しての避難は，災害が差し迫って決壊の恐れがある場合は避けてください。

### 川西地区



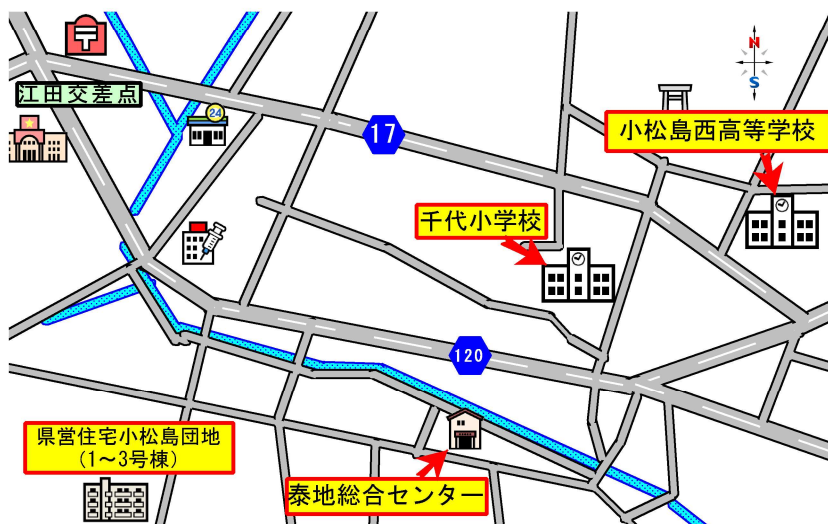


# 川東地区



一時避難場所までの道路については、各自宅から一番近くて安全に避難できる避難場所を決め、途中に危険な場所がないかを把握し、高台へ逃げましょう。

また自主防災会が実施する避難訓練に積極的に参加しましょう。



10-1 津波避難における風雨対策について

江田町両地域とも平坦な地形であるうえ，近くに避難できる公共施設や大きなビルディングもないため，夜，豪雨の中避難する場合には，町指定の高台または市指定の屋外の避難場所において，カッパを着て過ごさなければならないのが現状であるため，避難時における風雨対策が課題と考えています。

10-2 津波避難について

小松島市が指定した川東地区の津波避難場所の「碩心館病院駐車場周辺」，「勝浦川橋南詰高台（セブンイレブン周辺）」は江田町の西に位置し，江田町東側の住民の避難，特に高齢者，子ども，身体障がい者等は，避難訓練の際には，移動に相当の時間を要したことから，その対策が課題となっています。

10-3 液状化対策

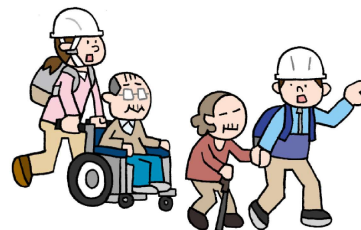
勝浦川の右岸堤で漏水が見つかり，左岸堤でも漏水の可能性があるため，徳島県では地質調査を実施しましたが，地下 20m で岩盤に当たらず，また，川東地区の高速道路橋脚工事では平均地下 40m になって岩盤が現れる地層です。南海トラフ地震では最大震度 7 が想定され，液状化の危険度はきわめて高いと想定されております。液状化が発生すると，建物が沈んだり，マンホールや埋設管が浮かんできたり，地面全体が低い方へ流れ出すといった現象が発生することがあります。この様なことから地震発生時には，平時の訓練のとき以上に避難に時間がかかる可能性があり，平常時から早めに避難を開始するための準備を整えておくことなどが課題となっています。

10-4 高齢者の一人世帯，高齢者の身体障がい者等の災害時の避難について

災害対策基本法改正により作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿を，平時から民生委員や町内会に提供するとともに，避難の経路や場所をあらかじめ決める「個別避難計画」の作成について，市町村に努力義務が課されています。

令和 3 年 12 月定例会議において，地元議員により「災害時の要支援者対策」についての一般質問がありましたが，市内には約 1600 人の避難行動要支援者がおり，その内約 400 人については個別避難計画を作成しているとのことでありました。しかし，江田町に何人の要支援者がいるのか自主防災会では現在十分把握できておりません。

今後，要支援者の意向が確認された避難行動要支援者名簿が提供された時には，個別避難計画の作成についても市と連携，協議し，「何ができるのか」，「何ができないのか」を考えていくことが，大きな課題となっています。



## 11 今後の活動目標

江田町自主防災会が再結成されて浅年であります。今後避難訓練等を継続するとともに、地元の状況を住民に知らせ、認知してもらい、災害時には自らが行動できるよう住民啓発活動を進めなければなりません。また自力で避難できない者等の避難をどうするか（避難要支援者への対応）といった大きな課題も残されています。

### 11-1 やるべきこと、できることを考える。

【個人・各家庭】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【地区・自治会】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【行政（市役所・県・国）】

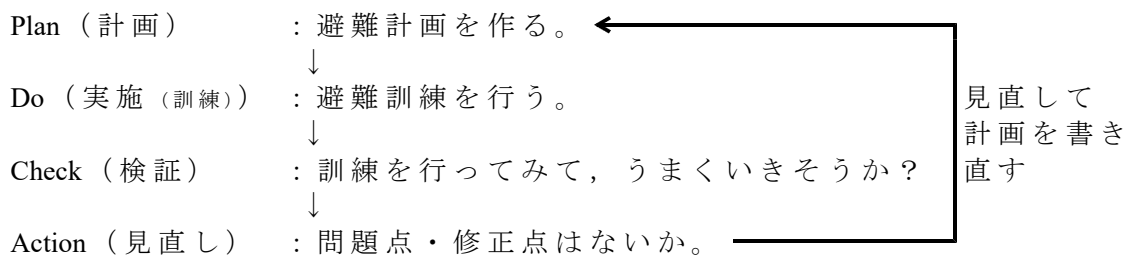
これからは、個人や家庭、江田町がそれぞれできることに対して、優先順位を持って取り組みます。それでも困難なことは市に協力を求めます。

それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。（引用：西黒部まちづくり協議会「防災計画書」）

### 11-2 継続的な活動のスタート(PDCAサイクル)

課題はまだまだあり、まちの状況は年々変化していきます。

本計画策定を継続的な活動のスタートとして、PDCAサイクルをまわすことで、災害に強い江田町を目指します。



（引用：西黒部まちづくり協議会「防災計画書」）

### 11-3 問題、課題、新たに生じた問題等が解決した時は、「江田町自主防災会会報」及び「江田町自主防災会ウェブサイト」で町民に周知します。

江田町自主防災会ウェブサイト

<https://zisyubou.web.fc2.com>

QRコード→



【参考文献】

三重県松阪市西黒部まちづくり協議会「防災計画書」（平成31年2月）

気象庁発表資料

「岩手県釜石市津波防災教育のための手引き」（平成25年2月）

効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議「3つの安全行動イラスト」

徳島県「ファミリータイムライン」・避難情報と河川の水位情報・浸水情報

小松島市「ハザードマップ」



## 小松島市江田町地区防災計画

《地震・津波・洪水について》

令和5年2月 印刷

令和5年3月 発行（非売品）

編集兼発行者 小松島市江田町自主防災会

印刷所 〒617-0003 京都府向日市森本町野田3-1

株式会社プリントパック



## 小松島市地域防災計画

平成26年 2月 共通対策編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、大規模事故等災害対策編、資料編として大幅修正

平成27年 2月 修正

平成27年10月 修正

平成30年 2月 修正

平成31年 2月 修正

令和 3年 3月 修正

令和 4年 3月 修正

令和 5年 2月 修正

作成 小松島市防災会議

事務局 小松島市 危機管理部 危機管理・感染症対策推進課